

平成28年第1回定例会

# 鋸南町議会会議録

平成28年3月2日 開会

平成28年3月11日 閉会

鋸南町議会



## 平成 28 年第 1 回 鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第 1 号	議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 号	鋸南町過疎地域自立促進計画の策定について
議案第 2 号	鋸南町課の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 3 号	鋸南町行政不服審査会条例の制定について
議案第 4 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 5 号	一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号	地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 7 号	町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号	鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号	鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 10 号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 11 号	安心・安全な鋸南町の海水浴場の確保に関する条例の制定について
議案第 12 号	指定管理者の指定について（鋸南町ボランティアセンター）
議案第 13 号	指定管理者の指定について（町営保田漁港公示施設）
議案第 14 号	町道の路線変更及び認定について
議案第 15 号	鋸南町農業委員会委員の任命に係る認定農業者の数について
議案第 16 号	平成 27 年度鋸南町一般会計補正予算（第 6 号）について
議案第 17 号	平成 27 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 18 号	平成 27 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 19 号	平成 27 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 20 号	平成 27 年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第 2 号）について
議案第 21 号	平成 27 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
議案第 22 号	平成 28 年度鋸南町一般会計予算について
議案第 23 号	平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
議案第 24 号	平成 28 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 25 号	平成 28 年度鋸南町介護保険特別会計予算について
議案第 26 号	平成 28 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について

議案第 27 号 平成 28 年度鋸南町水道事業会計予算について

議案第 28 号 工事請負契約の締結について

# 平成 28 年第 1 回 鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第 1 号 (3 月 2 日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条の第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
町長から提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	15
緒方 猛 君	15
田久保 浩通 君	32
青木 悦子 君	43
小藤田 一幸 君	58
散会の宣言	70

第2号（3月3日）

議事日程	71
本日の会議に付した事件	72
出席議員	72
欠席議員	72
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	73
本会議に職務のため出席した者の職氏名	73
開議の宣言	74
議事日程の報告	74
一般質問	74
三国 幸次 君	74
渡邊 信廣 君	85
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	149

議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	151
議案第 22 号の上程、説明 .....	153
議案第 23 号の上程、説明 .....	163
議案第 24 号の上程、説明 .....	167
議案第 25 号の上程、説明 .....	169
議案第 26 号の上程、説明 .....	172
議案第 27 号の上程、説明 .....	174
散会の宣言 .....	177

第3号（3月11日）

議事日程	178
本日の会議に付した事件	178
出席議員	178
欠席議員	179
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	179
本会議に職務のため出席した者の職氏名	179
開議の宣言	180
議事日程の報告	180
議案第22号の委員長報告、討論、採決	180
議案第23号の委員長報告、討論、採決	185
議案第24号の委員長報告、討論、採決	186
議案第25号の委員長報告、討論、採決	187
議案第26号の委員長報告、討論、採決	189
議案第27号の委員長報告、討論、採決	190
追加日程の決定	193
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	193
閉会の宣言	195



鋸南町告示第2号

平成28年第1回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年2月26日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成28年3月2日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成 28 年第 1 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 1 号〕

平成 28 年 3 月 2 日 午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 一般質問〔4名〕  
① 6番 緒方 猛 議員  
② 1番 田久保浩通 議員  
③ 2番 青木 悦子 議員  
④ 5番 小藤田一幸 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 1 番 田 久 保 浩 通 君  | 2 番 青 木 悦 子 君  |
| 3 番 笹 生 久 男 君    | 4 番 渡 邊 信 廣 君  |
| 5 番 小 藤 田 一 幸 君  | 6 番 緒 方 猛 君    |
| 7 番 鈴 木 辰 也 君    | 8 番 黒 川 大 司 君  |
| 9 番 伊 藤 茂 明 君    | 10 番 笹 生 正 己 君 |
| 11 番 平 島 孝 一 郎 君 | 12 番 三 国 幸 次 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 町 長 白 石 治 和 君     | 副 町 長 内 田 正 司 君   |
| 教 育 長 富 永 安 男 君   | 総務企画課長 菊 間 幸 一 君  |
| 税務住民課長 福 原 傳 夫 君  | 保健福祉課長 渡 邊 昌 廣 君  |
| 地域振興課長 飯 田 浩 君    | 教 育 課 長 前 田 義 夫 君 |
| 水 道 課 長 山 崎 友 之 君 | 会 計 管 理 者 三 瓶 睦 君 |

総務管理室長 石 井 肇 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 増 田 光 俊 書 記 醍 醐 陽 子

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………  
〔開会のベルが鳴る〕

### ◎開会の宣言

#### ○議長（伊藤茂明）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、平成28年第1回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

配付漏れなしと認めます。

### ◎会議録署名議員の指名

#### ○議長（伊藤茂明）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

2番 青木悦子君、12番 三国幸次君の両名を指名いたします。

### ◎会期の決定

#### ○議長（伊藤茂明）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る2月24日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 三国幸次君。

〔議会運営委員会委員長 三国幸次君 登壇〕

#### ○議会運営委員会委員長（三国幸次君）

皆さんおはようございます。

議長から報告の求めがありましたので、去る2月24日、午前10時から議会運営委員会を開き、平成28年第1回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について協議しましたので、御報告いたします。

今定例会の会期は、本日から11日までの10日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、議案、発議案1件、町長提出議案27件が提出されています。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明、及び諸般の報告を求めたのち、4名の一般質問を行い、本日は散会したいと思います。

明日3日は、午前10時から会議を開き、2名の一般質問を行ったのち、発議案第1号から議案第21号まで、順次上程の上、質疑、討論ののち、採決までお願いし、議案第22号から議案第27号までの平成28年度各当初予算関係については、順次上程の上、当局からの説明を受けるだけとします。

なお、当初予算の審査については、予算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議されておりますことを、併せて御報告いたします。

4日から10日までの7日間は、議案調査のため休会とし、11日は午後2時から会議を開き、当初予算関係の議案第22号から議案第27号までについての質疑、討論を行っていただき、採決を願いたいと思います。

次に一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、緒方猛君、田久保浩通君、青木悦子君、小藤田一幸君、渡邊信廣君と私、三国幸次の6名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、一回目の質問は15分以内といたします。

また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での協議の結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

### ○議長（伊藤茂明）

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、今定例会の会期は本日から11日までの10日間といたします。

次に一般質問であります。今定例会には6名から通告がなされております。

一般質問の時間は60分以内とし、一回目の質問時間は15分以内、再質問は1問1答方式で回数は定めないことといたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

## ○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から 11 日までの 10 日間と決定いたしました。

## ◎諸般の報告

### ○議長（伊藤茂明）

日程第 3 「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

また、今定例会に提出された陳情書を参考までに配布いたしました。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和君 登壇]

## ◎提案理由の説明並びに諸般の報告

### ○町長（白石治和君）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成 28 年第 1 回鋸南町議会定例会を、お願いいたしましたところ、議員各位には、大変お忙しいところ、御出席を賜りまして、厚く感謝申し上げます次第でございます。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は、平成 28 年度の一般会計、特別会計並びに企業会計の予算案、条例の制定・一部改正等 27 議案でございます。

議案の概略を御説明する前に、新年度に向けての、所信を申し述べさせていただきます。

現在、国は、アベノミクスの第 2 ステージに移り、長年の懸案である少子高齢化に歯止めをかけるため、「戦後最大の GDP 600 兆円」、「希望出生率 1.8」、「介護離職率ゼロ」という大きな目標を掲げ、「希望を生み出す強い経済」、そして「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」からなる新 3 本の矢により、一億総活躍社会の実現に向けて、真正面から「挑戦」する姿勢を示しております。

特に人口減少については、各地方自治体においても、東京を中心とした首都圏への人

口の一極集中や地方経済の縮小等により地方の活力が低下している現状を抱えております。

鋸南町においては、鋸南町人口ビジョンにおける人口の将来展望に向けまして、地域の実情に応じた目標や基本的な方向、具体的な施策をまとめた「鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「鋸南町総合計画」などの諸計画に基づき、鋸南町で生活している町民の皆様、そして鋸南町を訪れた方々が、存在感をもって、住みたいまちづくりを進めるために、「人のつながり」と「健康のまちづくり」を戦略の理念として、取り組んでまいります。

鋸南町の平成 28 年度予算編成についてであります。国は「経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしていますが、地方財政は依然として厳しい状況が続くと見込まれます。

本町の財政見通しは、歳入が地方における景気の低迷と少子高齢化の影響等により、町税の減収が見込まれ、歳入の 40%を占める地方交付税も国の概算要求の内容からは、伸びを期待できない状況にあることから、平成 28 年度の一般財源は減少すると見込んでおります。

一方、歳出は、依然として一般財源における公債費の割合が高く、実質公債費比率も公債費負担適正化計画を進めてきたことにより、平成 27 年度決算において 18%以下となる見込みであります。依然として県内で高水準であること、高齢化の進展による社会保障関係経費の増、消費増税による歳出の増、インフラや公共施設の老朽化に伴う改修、維持補修費の増等が見込まれることから、引き続き厳しい財政運営が予想されます。

このような状況の中、総合計画で掲げた三つの政策目標である『活力ある産業づくり』・『輝く人材づくり』・『安心生活づくり』を基本に、住民サービスの低下を招かず、活力あるまちづくりのための施策の展開を図り、深刻な人口減に対する施策を推進する必要があります。

このために、行財政改革の一環として実施しております、特別職及び管理職の給料削減については、平成 28 年度においても、給料の削減を継続いたしたく、関連議案を提出をさせていただきました。

また、平成 17 年に役場組織の機構改革を行いました。10 年が経過をし、各課の分掌事務等の調整が必要となってまいりましたので、組織改革を行わせていただきたく、関連議案を提出させていただきました。

それでは、今定例会に、御提案いたします議案の概要について、御説明申し上げます。

議案の第 1 号「鋸南町過疎地域自立促進計画の策定について」であります。過疎地域自立促進特別措置法は、平成 28 年 3 月 31 日までのいわゆる時限立法でありましたが、一部改正によりまして平成 33 年 3 月 31 日まで 5 年間延長されたことにより、過疎地域

自立促進計画を本定例会に提出をし、議会の可決をお願いするものでございます。

議案の第2号「鋸南町課の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。各課の分掌事務等の調整が必要となってまいりましたので関係する、鋸南町課設置条例、鋸南町議会委員会条例、鋸南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正をお願いするものです。

課の設置であります。水道課を建設水道課に改め、分掌事務では、総務企画課から監査を削除し、地域振興課から土木・環境部門を削除し、建設水道課に新たに追加するものであります。

議案第3号「鋸南町行政不服審査会条例の制定について」であります。平成26年6月、行政不服審査法が52年ぶりに改正され、不服申し立てに係る審査手続きにおいて、諮問機関を設置する必要があるため、条例を制定し、「行政不服審査会」を設置するものであります。

議案第4号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。行政不服審査法の施行に伴い、鋸南町議会情報公開条例、鋸南町行政手続条例など9条例の一部改正をお願いするものであります。

議案の第5号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。千葉県人事委員会の報告に伴い、所定の改正を行うものです。

職員給料表については、平均改定率の引き上げ、また、一般行政職初任給の改正を行い、施行日は平成27年4月1日となります。

また、平成27年12月から期末勤勉手当の支給率を年間4.10月分から4.20月分に0.1月分引上げとなります。

給与の独自削減については、課長及び室長等管理職手当支給対象職員にあつては100分の1の減額の措置を、平成29年3月31日まで、お願いするものであります。

議案第6号「地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。地方公務員法の改正により、職員の勤務時間、休暇等に関する条例と職員の旅費に関する条例は、根拠条項の改正、また、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例と一般職の職員の給与等に関する条例は、条文を改正する必要となりましたので、整理条例として一括して一部改正をお願いするものであります。

議案の第7号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。平成17年度から町長30%・副町長及び教育長は20%、それぞれ削減し現在にいたっております。

当町の財政状況を鑑み、28年度も継続して、削減をするものであります。

議案の第8号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。千葉県人事院勧告に基づく改正として、特別職について平成27年12月から期末手当の支給率を年間4.10月分から4.20月分に0.1月分引



上げをお願いするものです。

議案第 9 号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。昨年、12 月定例会で、各種申請書や申告書に個人番号又は法人番号を記載することを義務化する条例改正の承認をいただきましたが、そのうち「町民税」及び「特別土地保有税」の減免申請書への個人番号記入について、地方税法の改正に伴い、廃止をお願いするものであります。

議案の第 10 号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。行政不服審査法の改正に伴い、審査申出書に記載すべき項目の追加と審査申し出人の申出資格喪失時の届出を義務化するなどの一部改正をお願いするものであります。

議案第 11 号「安心・安全な鋸南町の海水浴場の確保に関する条例の制定について」であります。現在の海水浴場においては、ごみの放置、飲酒やマナーの悪化が目立つようになり、この状況を改善するため、安全で安心な海水浴場の確保をすることを目的に、町及び利用者の責務並びに海水浴場の利用に関する事項を定めるための条例を制定するものであります。

議案の第 12 号「指定管理者の指定について（鋸南町ボランティアセンター）」であります。鋸南町ボランティアセンターの指定管理者に、引き続き、社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会を指定しようとするものであります。

議案の第 13 号「指定管理者の指定について（町営保田漁港公示施設）」であります。町営保田漁港公示施設の指定管理者に、引き続き、鋸南町保田漁業協同組合を指定しようとするものであります。

議案第 14 号「町道の路線変更及び認定について」であります。吉浜の妙本寺境内地の一部を通っている、町道 1139 号線、1141 号線、1142 号線の各路線について、路線変更の認定をお願いするものであります。

議案の第 15 号「鋸南町農業委員会委員の任命に係る認定農業者の数について」であります。区域内における認定農業者の数が少ない場合においては、議会の同意を得た場合に、委員に占める認定農業者の数を委員定数の 4 分の 1 にすることが可能となっておりますので、議会の同意をお願いするものであります。

議案の第 16 号「平成 27 年度鋸南町一般会計補正予算・第 6 号について」であります。今回の補正額は、6,590 万 9,000 円を減額し、補正後の総額を 41 億 3,231 万 7,000 円にしようとするものであります。

歳出予算であります。今補正予算では、国の補正予算で決定した、「年金生活者等支援臨時福祉給付事業」、「地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業」、「さまざまな交通手段の連携による県内観光地へのアクセス強化・観光プロモーション事業」を、お願いしております。

また、前記3事業の他、「河川災害復旧事業など5事業を加えた8事業、1億5,280万3,000円を平成28年度へ繰り越しをして執行するため「繰越明許費」の設定をお願いするものです。

なお、「情報セキュリティ強化対策事業」は、国の補正予算債によるため、地方債補正570万円をお願いするものであります。

その他、各費目とも決算を見込んで、決算を見込んでの歳入歳出補正となっております。

議案の第17号「平成27年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算・第3号」についてであります。今回の補正は、2,428万円を増額し、補正後の総額を、14億9,396万円にしようとするものであります。

補正の主なものは、歳出では、保険給付費1,179万6,000円を減額する他、財政調整基金積立3,693万3,000円をお願いしております。

議案第18号「平成27年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号」についてであります。今回の補正は、9万4,000円を増額し、補正後の総額を、1億705万3,000円にしようとするものであります。

議案の第19号「平成27年度鋸南町介護保険特別会計補正予算・第3号」についてであります。今回の補正は、5,042万5,000円を増額し、補正後の総額を、12億7,632万4,000円にしようとするものであります。

補正の主なものは、居宅介護サービス給付費2,226万5,000円、地域密着型介護サービス給付費702万円、居宅介護サービス計画給付費879万1,000円の増額等であります。

議案の第20号「平成27年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算・第2号」についてであります。収益的収入では、21万1,000円の増額、収益的支出では323万1,000円の増額を予定し、基本的、資本的収入および支出では、事業費確定に伴い、99万6,000円を減額するものであります。

議案の第21号「平成27年度鋸南町水道事業会計補正予算・第3号」についてであります。収益的収入では、308万円の増額、収益的支出では16万5,000円の増額を予定をいたしました。

資本的収入では、1,300万円の減額、資本的支出では、事業費の確定により、808万4,000円の減額をするものであります。

議案第22号「平成28年度鋸南町一般会計予算」についてであります。歳入歳出それぞれ38億7,091万4,000円と定めました。前年度当初予算に比べますと、マイナスの3.3%、1億3,350万4,000円の減額となります。

初めに歳出であります。主な事業を申し上げますと、総務費では、ふるさと納税の推進事業、庁舎車庫改修事業、工事、鋸南町雇用創造協議会への貸付金。

民生費では、臨時福祉給付金給付事業、年金生活者等、年金生活者等支援臨時福祉給

付金給付事業、子ども医療費助成事業、学童保育所建設事業。

農林水産業費では、鋸南町有害鳥獣対策協議会委託事業、勝山漁港農山漁村地域整備交付金事業、保田漁港水産物供給基盤機能保全事業。

商工費では、都市交流施設整備事業。

土木費では、住宅取得奨励金交付事業、道路長寿命化修繕事業、道路新設改良事業、町道の 3015 号線。

消費費では、防災行政無線改修事業、自主防災組織等補助事業。

教育費では、スクールバス購入事業、幼稚園改築事業を予定をしております。

次に各会計への繰出金等につきましては、国民健康保険特別会計等三つの特別会計には、合計で 3 億 621 万 8,000 円、企業会計へは、水道会計 1 億 66 万円、病院会計には、6,460 万円を計上いたしました。

次に、一部事務組合負担金ですが、安房広域市町村圏事務組合負担金 2 億 1,324 万 5,000 円、鋸南地区環境衛生組合分担金 1 億 2,003 万 3,000 円を計上いたしました。

次に、歳入であります。町税は 7 億 3,735 万 1,000 円で、前年度比 0.4%、307 万円の増額を見込みました。

普通交付税、特別交付税及び臨時財政対策債の合計は 18 億 7,000 万円を見込みましたが、前年度比 1,000 万円の減額となります。

繰越金は 1 億円を計上し、予算調整の結果、不足する一般財源は、財政調整基金から 7,769 万 2,000 円を繰り入れすることといたしました。

当初予算後の財政調整基金の残高は、8 億 635 万 4,000 円となる見込みであります。

議案の第 23 号「平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算」についてですが、本年度予算額は、前年度比 0.3%、391 万 7,000 円減の 14 億 5,554 万 9,000 円を予定をいたしました。

主たる歳出である保険給付費は、8 億 6,706 万 8,000 円を見込んでおります。

また、共同事業費拠出金は、3 億 1,716 万 2,000 円で、前年度比で 461 万 4,000 円の増額となっております。

歳入では、保険料は前年度 9.3%減の、2 億 500。2 億 5,274 万 9,000 円を見込み、制度に基づく国庫支出金は 2 億 7,951 万 4,000 円、前期高齢者交付金 4 億 2,354 万 3,000 円、共同事業交付金 2 億 7,903 万 8,000 円を見込んでおります。

一般会計からの繰入金は 1 億 900 万 7,000 円で、繰越金は 2,500 万 1,000 円を計上する他、財政調整基金からの繰入金 1,500 万円を予定いたしました。

議案の第 24 号「平成 28 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算」についてですが、本年度予算額は、前年度比 15.1%増の 1 億 2,311 万 1,000 円を予定いたしました。

歳出の主なもの、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 1,747 万 6,000 円で、歳出総額の 95.4%を占めるものであります。

歳入では、医療保険料は、8,011万8,000円及び一般会計繰入金3,947万4,000円が主たるものであります。

議案の第25号「平成28年度鋸南町介護保険特別会計予算」についてであります。本年度予算額は、前年度比0.4%、438万1,000円減の11億6,429万8,000円を予定しました。

歳出の主なものは、保険給付費で、11億1,065万1,000円を予定しましたが、予算額の95.4%を占めるものであります。

歳入は、制度に基づく国・県・支払基金の他は、介護保険料2億2,827万5,000円、町一般会計からの繰入金、1億5,773万2,000円、介護給付費準備基金からは、341万2,000円の繰り入れを予定しております。

議案の第26号「平成28年度鋸南町鋸南病院事業会計予算」についてでございますが、収益的収入では、一般会計繰出金1,467万9,000円、財団からの負担金100万円及び文書料324万円等で、合計2,240万5,000円の収入を予定しました。

収益的支出は、企業債償還利息356万3,000円、減価償却費3,836万2,000円、指定管理者交付金は、文書料交付金を含み1,100万円が主なもので、5,728万1,000円を予定いたしました。

資本的収入では、一般会計出資金4,992万1,000円を予定し、資本的支出では、医療機器整備費469万8,000円、企業債償還元金4,522万3,000円の合計4,992万1,000円を予定いたしました。

議案の第27号「平成28年度鋸南町水道事業会計予算」についてであります。収益的収入は、5億2,569万7,000円を予定いたしました。

収益的収入のうち、給水収益は2億8,277万7,000円、一般会計補助金は、前年度比2,000万6,000円増の1億66万円、県総合対策事業補助金9,700万円等を予定いたしました。

収益的支出では、前年度比0.1%減の、4億7,161万4,000円を予定いたしました。そのうち、南房総広域水道の受水費、1億4,886万7,000円を予定しております。

資本的支出では、建設改良費1億402万1,000円及び企業債償還元金は、1億2,445万8,000円、合計で2億2,847万9,000円を予定いたしました。

資本的収入においては、配水施設改良事業及び浄水施設改修事業に伴う企業債7,000万円を予定いたしました。

平成28年度の一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた、町の予算総額は、歳出・支出ベースで、前年度比9,058万8,000円減の74億2,116万7,000円となるものであります。

以上で、説明を終わります。

この際、諸般の報告を申し上げます。

初めに、鋸南町表彰条例による表彰について、申し上げます。

去る、2月5日に表彰審議会が開かれ、川名吾一さん、中村豊さん、松岡直行さん、笹生幸子さんの4名の方々を功労表彰として、また、臼杵正好さん、久野純二さん、米田實さんの他、匿名を希望されております個人1名の4名の方々が、善行表彰、表彰として、平成27年度鋸南町表彰を受賞されることとなりました。

誠におめでとうございます。

なお、表彰式は、本日、午後1時15分から、この議場において、開催させていただく予定であります。

次に鋸南病院の医師の異動について申し上げます。

現在、内科医として御勤務いただいております内藤恵里医師におきましては、3月をもって他の病院への勤務となります。

後任として、4月1日から、自治医科大学卒業の内科医、山本大夢医師をお迎えすることとなりました。

内藤医師におかれましては、平成26年から2年間にわたりまして、町民に対し、親身に診察・治療していただきましたことを、深く感謝申し上げますとともに、内藤医師と山本医師の今後の御活躍を御期待申し上げます。

次に、地域活性化講演会について申し上げます。

3月の14日月曜日午後2時から、中央公民館において開催いたします。

講師に「ふるさと納税ブームの立役者」と言われている、株式会社トラストバンク代表の須永珠代さんを招き、町民の皆様とともに、魅力あるお礼の品づくりなど、地域の活性化について考える講演会を開催いたします。

次に、鋸南町健康福祉まつりについて申し上げます。

去る1月23日土曜日に中央公民館において、「健康と福祉、介護予防を考える場」といたしまして、開催をいたしました。

社会福祉大会と共催して今回で8回目となります。

当日は、13グループによる介護予防活動の実践発表や社会福祉大会による表彰・福祉作文の発表をはじめ、鋸南病院・保健推進員協議会・食生活改善協議会の皆様による活動発表や抽せん会など、盛りだくさんの内容で、多くの方々の参加をいただきました。今後もこのようなイベントを通じて、町民の皆様の健康づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、花観光について、申し上げます。

初めに、花まつりの第一章であります「水仙まつり」は、12月の19日土曜日から2月7日日曜日まで開催されました。

期間中は、好天に恵まれ、暖かい日が多い状況でありましたが、今年は水仙の開花が例年より、3週間ほど早く、水仙まつりの前には、見頃を終えていたこともありまして、

期間中の入込みとしては、昨年を下回る 8 万人となったところであります。

この水仙まつりの期間中のイベントといたしまして、1 月 9 日から 2 月の 7 日まで新しいコースによります、JR の「水仙駅からハイキング」が行われ、また、毎年恒例の江月の水仙ひろば及び佐久間ダム公園でのイベントも、多くのお客様にお越しをいただきました。

第 2 章となります「頼朝桜まつり」は 2 月の 20 日土曜日から 3 月の 13 日日曜日まで開催しております。

期間中は、保田駅を発着場所として、保田川沿いの頼朝桜をめぐる JR の「鋸南頼朝桜駅からハイキング」も開催しております。

また、3 月の 5 日土曜日には、権現橋から天王橋の間の頼朝桜の下において、毎年好評を博しております、「保田川竹灯籠まつり」が開催される予定となっております。

また、花まつりの最終章となります「桜まつり」は、3 月の 19 日土曜日から 4 月の 10 日日曜日まで開催いたします。期間中の 4 月 3 日日曜日には、佐久間ダム公園で恒例の「にぎわいイベント」を開催いたします。今後も地域の皆様と協力して、多くの観光客をお迎えできるよう努めてまいります。

最後に教育委員会の関係について申し上げます。

菱川師宣記念館の展覧会について御報告いたします。

30 周年記念特別展として、西洋の印象派の名画を紹介をいたしました「浮世絵ジャポニズム展」を、1 月の 9 日土曜日から 2 月の 7 日日曜日まで、30 日間にわたり開催をしたところであります。開館以来、特別展としては、二番目に多い入館者を数え、町内外から 6,082 名が来館されました。

来年度も記念特別展の企画を考えておりますので、ぜひ御期待をいただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしく、お願いいたします。

#### ○議長（伊藤茂明）

この際、報告事項ではありますが、何か確認したいことがありますか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

特になしと認めます。

以上で、諸般の報告を終了いたします。

ここで午前 10 時 55 分まで休憩といたします。

…………… 休憩・午前10時45分 ……………  
…………… 再開・午前10時55分 ……………

◎一般質問

◎6番 緒方猛君

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり6名から通告がなされております。

初めに緒方猛君の質問を許します。

なお、質問者から。

失礼、質問者から資料の配布を求められましたので許可をいたしました。

6番 緒方猛君。

[ベルが鳴る]

○6番（緒方猛君）

おはようございます。

よろしく申し上げます。

今日はですね、私は、取り分けですね、主題としては、主題と言いますか、メインのテーマとしては、買い物弱者とですね、それから空き家の実態ですね、これの管理をちゃんとすべきなんじゃないかという二つをですね、取り上げたいという具合に思っております。

ただし、そこに行きつく過程としてはですね、いずれも、どこでも発生しているわけですが、人口減という問題が残念ながらですね、付きまとってます。人口減があるから過疎化する。過疎化すると、えー、人口は減るし、バラバラになっちゃうし、お店もなかなか経営できないということで少なくなっていく点があるということですね。

それともう一つは、空き家の方については御案内のとおり全国的にもそういう傾向があるわけですが、わが町は取り分けですね、空き家の率が高いという状況からいってですね、まあ昨年法律もできたわけですので、それに従ったですね、対応をきちっとやってもらいたいということの二つをですね、説明をしながら、質問にかえさせていただきたいという具合に思います。

なおですね、配布資料については、人口の関係だけの表になりました。これについてはですね、別途ですね、あの、空き家の実態がこんな実態がバラバラあるんだという写真を撮ったんですけれども、まあ正直言って誰も来ちゃいませんけれども、えー、無断

で写真を撮るといってですね、まあこの議場でその写真を配布するということもいかなものかなという具合に思いましたので、写真の方についてはありますけれども、割愛して皆さんに配布をさせてもらっております。

人口関係だけがこういう実態があるということ、後ほどちょっと説明したいという具合に思います。

まず初めにですね、昨年10月の国勢調査で、鋸南町の人口は8,024人で、4年前のですね前回比からいったら10.35%ということで県下最大のですね、人口減という形になっております。

町の人口をですね、ずっと統計的にですね、長い目で見てみると、1950年、これは昭和25年ですが、この時に鋸南町のですね、人口は1万6,500人程度でした。それ以来ですね、考えてみると戦後70年という言葉を使いますが、戦後65年ですね、一貫して減少を続けております。

過疎化に歯止めがかからないというですね、文章を、がですね、先日の地方新聞にも載りました。これを見てですね、町民は減っているということは分かっているし、県下一つということも過去何回もいろんな議員さんも私も取り上げてますので、十分承知はしているとは思いますが、一体どうなるんだろうという感じは、改めてもっているという具合に認識をしております。

したがって、高齢化がですね、一層進みますと、さっき言いましたように、必然的にですね、買い物弱者っていうのが増えてくると。正直言って私何カ所か実態をですね、聞いてきておりますけれども、後で時間があつたらこの点も、現実はこのことがあるんだよということについて御説明を申し上げますけれども、そのやりくりにはですね、大変な実態があるということがありますよと、いうことでございます。

それでなんとかしてほしいということですね。

そこで伺いますけれども、一つ目は、区にも2005年頃からですね、人口減のトレンドということになっております。鋸南町はしかし、先ほどから言いますように県下でもですね、突出した実態が出ていると。行政はですね、ここから大切なところなんです、行政は自治体経営として政策上の反省をどのように総括をしているんですか。えー、それぞれの自治体はですね、えー、私は自治体の経営っていうのがあるんだと思うんですね。だから自治体間格差だとか、地域間格差だとかいうのがだんだん分からなかったのが、顕在化してくると、大きくなって差が出てきているということにつながっているわけなんです。したがってこの自治体の経営するという上においてですね、政策が当然あるわけですが、いままでもずっとやってきているわけですが、その政策に、なんらかのですね、問題があったから、イコールにならなかったと、このような結果になってきたということになると思うんです。

これは、結果論ですけれども、そういうことになります。したがって、その結果論に



対して、どういう総括をしているんですかという具合にお尋ねをしたいという具合に思っています。

人口のですね、一人減るということについては過日も講演会があったわけですが、126万円の年間ですね、経済パイっていうのが小さくなっています。だから、どんどんどんどん減ればですね、一人126万円ずつこの町ですね、税金をはじめ、商品を買うということについてもですね、そういう経済のパイが小さくなるということになります。必然的に小さく縮小していってしまうということにならざるを得ないということになります。

で、その点が一つの質問です。

それから二つ目は、生活するにですね、食に関わる買い物は不可欠なことです。行政はこの問題のですね、住民の現状をどのように把握し、掌握し、どのように考えているのですか、ということが二つ目です。

それから三つ目は、買い物弱者の問題は今後ですね、どこだけということではなくて、安房は全体的に人口が減っているというようなことを考えるとですね、自治体を、それぞれの自治体を超えて、広くですね、その影響が出てくるだろうという具合に私は考えております。

したがって、えー、なんとかなるだろうということではなくて、助成金等をですね、出して、例えば軽トラックなどで販売をして回るというようなことの契約をぜひすべきなんじゃないかということを提案をしながら、質問をさせてもらいたいという具合に思っています。

それから、大きな二つ目ですが、空き家の環境管理に自主責任の要請をということで取り上げました。

昨年ですね、3月、まあ私の質問に対してですね、町の空き家は、えー、約730軒ですかね。全体のこれ20%と書いてありますが、17のようですが、17%あるということがわかった。で、この多くがですね、空き家の環境が悪く、周囲では生活上いろんな点で困っております。新たにですね、周辺に住むことが敬遠をされます。住んでいる人は困ります。

で、こういうことをですね、改善してあげないと生活環境はよくなりませんし、いろんな点に波及をするということになります。

したがって、そこで二つお尋ねをしたいと思います。

一つ、行政はこの状態をどのようにですね、感じ、なにかが、なにかアクションを起こしていますか。空き家に対してですね。ということが、一つ目の質問です。

それから二つ目はですね、環境改善のために程度の酷いものについては持ち主にですね、改善の要請をすべきと思うがどうですかと。これは御案内のとおり昨年の5月にですね、国の方で法律ができました。

かなり厳しい法律で、家を撤去するだとかですね、相当なことが指示できるという形になっております。

まあ、家をどけた後は、その固定資産税が上がるとかっていう問題がありますけれども、そういうことを含めてきちっとしたですね、対応をして、まあこの町がですね、観光の町とかいうことを言っているんだとすれば、あの状態はみっともないということで、南房総市でも、早くも動いているという面もありますので、遅れないように対応していただきたいというのが、私の、えー、希望と質問です。

以上で、第一回目の質問を終わります。

よろしく願いいたします。

### ○議長（伊藤茂明）

6番 緒方猛君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

### ○町長（白石治和君）

緒方議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「県下1の人口減少と買い物弱者対策を」についてお答えいたします。

御質問の1点目、「国も2005年頃から人口減少となったが、鋸南町は県下でも突出している。行政は自治体経営として政策上の反省をどのように総括しているのか」についてであります。人口の減少は、税収の落ち込み、地域における購買力の低下など、地域経済に及ぼす影響は大変大きなものがあり、今回の国勢調査の速報値は、大変憂慮すべき結果で、真摯に受け止めております。

既に、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方をもとに、「鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域の特徴を活かした自立的で持続的な社会を実現するために、人口減少に歯止めをかけるための施策の方向性や目標を定めたところでございます。

これら総合戦略に盛り込んだ施策と、今後町内で検討を行うとした人口減少問題の対策会議での成果を、住民の皆さんと一体となって、積極的に実行をしまいたいと思っております。

また、従来から進めてまいりました定住化を見据えた交流人口の増加対策に関しましては、議員からの御指摘にあったように交流人口の増加と定住、定住化が直結しない、あるいは相反する関係にあるとの懸念もありますが、人口減少の傾向を変えるほどの効果は期待できないとの見解もございしますが、交流人口の増加による商工、観光業の振興によって、若年層の流出を止める、あるいは新たな人材が流入することも見込めます。

若年層の人材確保は、生産年齢人口が増加することにより、町内の生産性が高まるほか、結婚、出産といった人口増加への期待も高まってまいります。

花木による観光振興も定着しつつあり、今後は、道の駅や町内の商店街で経済波及効果などが期待されますことから、交流人口の増加策を重点施策として引き続き取り組んでまいります。

さて、政策上の反省点とのことですが、ただいま申し上げた交流人口の増加策をはじめ、住宅の取得助成や結婚相談、子育て支援対策など、財政状況に応じた定住促進対策を進めてきたところですが、総合戦略策定にあたりまして実施をした地方創生に関するアンケートにおいても、雇用の確保が望まれており、空き家バンク事業や雇用創出など、今後は、住環境の整備とともに早急な対応が必要と感じております。

次に、産業振興や地域の活性化など、地域の再生を行う上では、地域で活躍することのできる方の人材育成とその活用を図ることが重要であると感じた次第であります。

地域社会の再生に欠かせないのは、新たな組織体と、積極的に活動参加する住民の皆さんで、産業振興や地域の活性化などの成功事例では、必ず中心的な役割を担う住民が存在しています。

既に、道の駅開業を契機に、実践型雇用創造事業を活用して、地域の人材育成を進めておりますが、この取り組みを継続すること、併せて、個別事業の推進において、住民の皆さんの活動参加の機会を増やすこと、さらには活動しやすい環境を整えるなど、地域再生に向けた取り組みを促進してまいりたいと思っております。

同時に、町職員の人材育成も急務と感じております。

地域で活動してくださる住民の皆さんやこれから産業振興などに取り組もうとする事業者の皆さんと一体となって地域の再生に取り組んでいくためには、職員個々、そして役場組織も時代に即応した体制を整えていかなければなりません。

繰り返しになりますが、職員も含め町内の人材育成とその活用の仕組みを構築していきたいと考えております。

さらに、出産、子育ての希望をかなえるための対策に関しまして、結婚相談や母子保健事業、教育等施設の環境整備など、必要とする施策を講じてきたところですが、町全体の出生数を高めるには至っていないのが現状であります。

人口増減の要素である自然要因に関する町の取り組みは、介護予防対策をはじめ医療、福祉の分野での高齢者対策が中心であり、結婚支援や、出産、子育てに対する取り組みは、地域ではなく、国全体の課題として受け止めていた傾向がございます。

しかしながら、鋸南町の合計特殊出生率は、国県の平均を下回る状況にあり、総合戦略において「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」とした基本目標を掲げたところでございます。

町の人口構造による影響が大きいとは思いますが、未婚の皆さんを対象とし結婚支援、既婚の皆さんが安心して産み、育てることのできる環境づくりを、福祉、医療、教育など多面的な施策を講じ、効果を求めてまいりたいと思っております。

御質問の2点目、「生活するためには食に関わる買い物は不可欠な仕事。行政はこの問題の住民の現状をどのように把握し、どのように考えているのか」についてであります。住んでいる地域で日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けることに困難を感じる買い物弱者の方は、全国では約600万人いると推計されます。

この要因については、事業者の高齢化や人口減少などの影響で、地域住民の身近な場所から撤退する店が増え、その上、高齢化により自動車が運転できない等の理由で、離れた地域まで買い物に出かけることができないという住民の方々が多くなっているなどによります。

買い物弱者対策は、当町でも従来から重要視しており、平成25年7月には鋸南町商工会を中心に「買い物弱者等地域課題対策事業委員会」が立ち上げられ、町も参画をし、検討をさせていただいております。

委員会では地域の現状を調査する為、まず、町内全戸へ買い物環境に関するアンケートを行い、回答は約35%の1,200の御家庭からいただきました。調査結果によると、回答の約6割が自動車・バイクの運転ができる方で、直ちに買い物に困る方は多くないという結果でしたが、一方で、運転等ができない高齢者は買い物に困っており、今後、さらに高齢化が進み、確実に買い物弱者が増加することが予想されるところであります。

今後の鋸南町の買い物弱者対策につきましては、どのような支援策が望ましいのか、地域及び対象者のニーズにあった支援策、国または県の補助事業も考慮しながら、商工会を中心とした関係団体との協議を進めてまいります。

御質問の3点目、「買い物弱者の問題は、今後安房においては自治体を超え広域化すると考えられる。補助金を出してでも軽トラックなどで、販売に回る業者との契約を検討すべきと思うがどうか」についてであります。買い物弱者の問題は、当然、当町のみではなく、広域的な問題で、近隣の市においても実態調査等を実施しているところであります。

買い物弱者を応援する方法としては一般的には3点あるとされており、1点目は対象の方が出かけやすくする、2点目はお店が近づいて販売する、3点目は対象御家庭に商品を届けること、であります。

1点目の“出かけやすくする”ことに関しましては、交通手段の確保も含め、継続的に実行することは非常に難しいことから、2点目のお店が近づく及び3点目の商品を届けることを目指すことが、現時点では速効性があり、効果的であると考えられます。

議員御指摘の、販売に回る業者との契約を検討すべきとの提案ですが、非常に有益な手段と思いますが、事業者の選定、行政と対象者及び事業者との関わり等、全体事業の構築を考えますと、検討課題は多く、容易に事業を展開することは困難と考えられます。

このようなことから、方策といたしましては希望商品を家庭に届ける、いわゆる宅配

の充実を対策の中心とし進めていきたいと考えております。町内が、町内で配達可能な事業者の情報は、商工会で作成して、昨年配布させていただきました町の電話帳にも「鋸南町買い物お助け帳」として記載されております。

今後も取り扱い事業者の拡充を図るなど、消費者の利便性の向上について商工会、商工関係者及び事業者との協働により検討し、買い物弱者対策を実施していきたいと考えております。

2件目の「空き家の環境管理に自主責任の要請を」についてお答えいたします。

御質問の1点目、「行政はこの状態をどのように感じ、何かアクションを起こしているのか」についてであります。平成26年12月に実施した空き家の実態調査結果では、即利活用可能な空き家が68戸、その他空き家が604戸でありました。

なお、空き家バンクが目的であり、危険家屋と思われる57戸は含んでおりませんでした。

2月1日現在の町の全住宅数は4,281戸であり、空き家は全体の約17%にのぼり、5戸に1戸が空き家であるという状況にあります。

平成25年住宅土地統計調査では、全国の空き家率は13.5%で、過去最高を記録しており、全国的に見ましても、その傾向は顕著であります。人口減少とともに、空き家は増加し、社会問題化しているのは先刻御承知のとおりであります。

町内の空き家の状態を見ても、定期的に所有者や相続人が訪れている所は、管理も行き届いており、居住している家屋と何ら変わりはありませんが、ひとたび管理が滞りますと家屋の状況の異変に気付かなくなり、急激にその様相が変化してまいります。

よく、人の出入りがなくなり、室内の風通しも悪くなりますと急激に傷みだすと言われております。

町にも、毎年数件の危険な状態となった家屋について、町民の皆さんから苦情や通報がございます。その内容は、雑草の繁茂による通行への支障や、壁や窓の破損による景観上の悪化、防災・防犯上からの不安など、様々な周囲への環境悪化による影響を訴えるものであります。

このような状況の下、町といたしましては、平成26年4月から「空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、所有者の責務を定め、空き家等が放置され、管理不全な状態になることを防止するための措置を講じてきたところであります。

また、空き家バンクの立ち上げに伴って、空き家の現状把握を行い、住める空き家・危険な空き家・活用できる空き家など、その実態を明らかにしたところであります。

御質問の2点目、「環境改善のためにも、程度のひどい物件には持ち主に改善の要請をすべきと思うがどうか」についてであります。「空き家等の適正管理に関する条例」の施行以前の、平成21年度から現在までに、36件の苦情や通報が町に寄せられました。

老朽化した家屋の危険性や雑草の繁茂による環境の悪化に関しての苦情等であります。

それらの対応は、現地を確認後、所有者や管理者を調査した上で、適正な管理をしていただきたい旨の文書あるいは電話による指導・改善について通知を行ってきたところでもあります。

その結果、家屋の解体や環境改善を図って解決したものが9件、連絡を取り合える状況にあるものが9件、反応が無く連絡も取れないものが16件、未通知が2件となっております。

これから危険家屋は、増加することが予想されますが、今後の具体的な対応方法としましては、空き家の実態調査結果を活用し、「空き家等の適正管理に関する条例」及び、平成27年5月から全面施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、措置を進めてまいりたいと考えております。

この特別措置法は、条例よりも権限が強く、不適切な状態にある空き家等を「特定空き家等」と定義し、町条例には定義されていない、“著しく景観を損なっている場合”も対象となっております。

なお、特定空き家等に対する措置に関しましては、国から適切な実施を図るために必要なガイドラインが示されており、措置の手順や判断基準等が明確に定められました。

その中で、所有者等へ勧告の実施がされた場合には、敷地に係る固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外することができることなど、地方税法に基づく適切な措置を進めることができることとなっております。

したがいまして、このガイドラインに沿った特定空き家等の所有者等への「助言又は指導」、「勧告」、「命令」、「代執行」までのプロセスを慎重に進めていきながら、町民の生活環境の保全と町民の生命、身体又は財産を守り、併せて空き家等の活用についても促進してまいりたいと考えているところでございます。

以上で、緒方猛議員の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（伊藤茂明）

緒方猛君、再質問ありますか。

はい、緒方猛君。

#### ○6番（緒方猛君）

とりあえず、答弁ありがとうございました。

それではですね、あの、若干のことをですね、再質問で続けさせてもらいたいと思います。

まず初めにですね、あの、皆さんに配布した資料をですね、少しだけ説明をしておきます。

この資料はですね、大体こんな資料は皆さんいつも御覧になっていることだと思えますけれども、人口の動態がですね、わが町はどうなっているのかとことを、取りあえずは知っていただいて、今日の私の質問につながるということが前提ですので、御承知お

きいただきたいと思います。

1 ページ目ですね、人口の推移、これは昭和 55 年からですね、10 年単位で、えー、今 22 年まで、平成 22 年まで実績が出ているわけですね。で、32 年はこれは町の推計です。それから、平成 52 年、これは 2040 年までの値をですね、今年の 3 月に国が公表した、例の増田前総務大臣が行ったグループですね、えー、成績って言いますかね、推計見通しです。

これを見てもわかりますように、あの、初めはですね、10 年単位で 5 %、5 %っていう時代もあるんですが、9 %・10%くらいだった。それが段々 12%になり、それから、22 年から 32 年までの、平成ですね、わ、もう 20%になっちゃう。この次の 20 年間は 37%、これもっとどうなるかわかりませんが、段々人数は少なくなるわ、人口減は多くなるというのが一つ実態だということを入れておいてください。

それからその下はですね、出生数ですね。これはあの、昭和 60 年からですね、平成 25 年までの 5 年刻みの数字を書いています。平成 60 年は 143 名この町で生まれた。で、25 年は 28 名だったということですね。これ、一昨年になりますね。えー、御案内だと思いますが今年の成人式を迎えた人の人数は、確か 104 名だったと思います。20 年前はしたがって、104 名、今は 28 名ということになっております。これが実態だと。

それから裏面ですね、えー、年齢別人口の構成、これまあ、大切なことなんですが、下の方から順次年齢が上の方まで、100 歳までいってます。で、左側の棒グラフがですね、平成元年の実績です。右側の棒グラフが平成 25 年の実績です。

見てみますと、ゼロ歳から 4 歳、これが、平成元年は 479 名いた。平成 25 年は 186 名になったということでこういきますね。で、んーと、15 歳からですね、あ、19 歳から、あー、20 歳からにしましょうかね、20 歳から 25 歳、この辺のですね、高校卒業して大学に行くというような年齢で、ドンと 1 回差がある。これは平成元年も下がってます。なぜ下がるか。

それはこの町にですね、えー、適当な雇用がないからというのが大きな要素になるんじゃないかなという具合に思います。仮に大学に行くだけだったら戻ってくるということもあるわけですね。

そういうようなことで、生産年齢は大幅に減ってます。

それから一方ですね、75、あるいは 80 くらいのところ、あ、70、70 歳以上ですね。これは、人口は減っていると言えども、25 年、平成 25 年の方の山は高くなっている。高齢化が圧倒的に高く、多くなっているということを意味しております。

この年ではですね、これは私はあの、総務の方から貰った数字だと思うんですが、すでに 100 歳を超えた人も何人かいると、こういうのが実態なんですね。こういうことから、えー、なんて言いますかね、あの一、買い物の問題、それから空き家の問題がどんどん増えていっているというようなことで、再質問で具体的な質問に、次に入らせて

もらいます。

一つ目にですね、あの、自治体経営の総合評価と判断される人口減少が突出していることは、わが町は突出していることがですね、喫緊の課題で、かつ最大の問題であるということも過去にも私は言ってまいりましたし、町長もこのことについてはそうおっしゃっておられます。

えー、なぜこのような状態がですね、65年も続いたのかと、えー、なにがしかのですね、新しい政策を、この間ずっとですね、言葉は悪いですが、散発的に繰り返したことは間違いないと思うんですね。えー、これをほっとこうということで、政策を立ててですね、1年1年やってきたわけでは決してない。それなりの対策だという具合に思いながら、人口減対策についてもですね、やってきた政策としてやってきた筈です。

それが現実に今、今、説明したようなことなんですね。

で、これがなぜここに立ったのか。で、このことをですね、行政としてしっかり反省をして、そのことを共有化することがまずは大切だと。そこが私は原点じゃないかなと思うんですね。だからこうなってるから、次から次にですね、いろんなことを国からの助成もあるしあれもあるし、というようなことで政策を打っていく、それは私は決してそれは否定しません。

だけど、その結果がどうなったんだという反省がですね、きちっとあって、それでその反省が、反省の結果がですね、どういうことになってるんだと。我々がやっていることはですね、的外れじゃないのかということをしつかり検証しながら、次に進んでいくということがあの、絶対必要なんだという具合に思うんです。その点がですね、えー、先ほど質問にも、一番始めの質問にもですね、書かせてもらったんですが、政策上の反省点をどのように総括してますか。

またね、次にこういうことやる、こういうことやる。地方創生でこういうこと考えているからまたそれやると、これではですね、それが果たして、うまくいけばいいですけど、どうなのかわかんない。どうなるかわからないっていう原因は、いままでやってきたことが本当に当たってたのかどうなのか、まん、マンパワーを使い、お金を使いやってきたことが、どれだけの効果があったのかと、そこをしつかりあの、確認してですね、調べて、調べ上げて、それを行政側は共有すると、職員さんが共有すると。で、共有した上で次の政策に出ていくということが私は大切なんじゃないかと思うんです。

その点、改めて、いくつかの対策をやったということは、先ほど答弁の中にありました。だけど、今言った私の点を加味しながらですね、もう一回、これからのですね、政策を打つにあたって、えー、行政のいままでやってきたですね、反省が、えー、共有されてるのか、反省が、反省がまとめられて共有しているのか、共有してるのかと、いうことについて、再質問させていただきたいという具合に思います。

よろしく申し上げます。



**○議長（伊藤茂明）**

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

まああの、鋸南町におきまして、いままで基幹産業を中心としたですね、やっぱり事業は行ってきたと思います。漁業関係、あるいは農業関係等ですね、基盤をつくるという事は行ってきております。

それから、その後ですね、やはり住宅取得奨励金や結婚相談、そのような事業は行ってきておりますが、答弁でありましたとおり、どうしても雇用創造、関係だとかですね、定住につながる関係の事業がですね、立ち遅れたというのが否めないというようなことの中で、まあ、これからはやはり教育関係とかですね、あるいは定住に向けた、率先するような事業に取り組んでいくべきというような点が反省点かなと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

はい、緒方猛君。

**○6番（緒方猛君）**

えっとですね、あの、教育の問題だとかそういうのもいいですよ。けどもう結果は出てるわけです。65年間。この間にくだいようですけれども、どういう対策をね、あの、それは当然効果があるだろうという具合に思って私はやってきたものだと思うんですね。

だけど、そうはならなかった。これは世の中いっぱいあります。企業でもですね、品質を上げるだとか、コストを下げるだとか。けどそうならなかった。

この町の経営もそうならなかったわけです。で、また次ですね、えー、あの職員の、えー教育って言うんですか、育成をすると。これも大切ですよ。えー結婚相談も大切だと思うんです。けどそれらが本当にちゃんと実績を挙げているの。そこをしっかりとくだいようですけれども反省をしてですね、共有、問題の共有化をしないと、またやっっていくことがですね、過去65年の延長線上になりませんか、ということです。

僕は今の答弁では、ちょっと満足しがたいんですけども、どうでしょうかね。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

まああの、人口が減るということは、一概に何々の施策だけをやればよいということではないと思います。全体的なものだと思います。で、やはり、鋸南町の魅力、鋸南町の活力を、町に活力を付けてですね、ここに住んでみようと、あるいはここに来たいというような体制をつくるということだと思います。で、その中において、今後アンケート等でも出ておりますとおり、雇用の場所あるいは定住できる場所、あるいは鋸南町

から都心に通う、それに対する対策等をやっていくべきだというふうに考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

緒方猛君。

**○6番（緒方猛君）**

えーっとじゃあ違った角度からね、仕事のやり方に私は疑問をもってますので、御披露したいと思います。

少し前ですが、2011年の総合計画というのをつくりましたね。今現在ある総合計画、もうつくってからしたがって、6、7年走り出してからなる総合計画ですね。えーこの策定時ですね、あの、この問題と同じようなことを感じました。それはですね、それまでの総合計画っていうのがあるわけですね。10年間の総合計画が。で、その総合計画の評価検証をですね、する必要があるだろうと、その上に立ってですね、次の新しいですね、総合計画をつくる必要があるんじゃないかという話を、私は、えー、この総合計画の懇談員というのに手を挙げてなった1人だったんですが、そういう発言を、この会ですね、総合計画の懇談会の一番初めにさせてもらいました。

ところが時のですね、総務課長さんは、そういうことはやらないんだと、要するにこれからどうするかっていうことをやるんだということで、一蹴をされました。それは、ちょっと調べてみたら、そういうことをやるっていうことがですね、議会でも決まっていたようなんですが、それをやらなかった。それ今まさに、次の人口減対策をやるということと、同じ、似ているんですよ。

いままでの反省がしっかりされてない。だけど次はあれやるよこれやるよということになっちゃう。これでは私はね、あの、そら成功するかもわかりませんよ。初めてのことでですからね、その先はどうなっているかわからない。だけど、仕事のやり方としては、いままでの、が、成功して、成功し続けてるなら私はいい、だけど、そうじゃなかった。県下1のね、えー、減少率で、何年も続いていると。一都三県でも1番か2番だと、そういう実態があるわけですね。そしたら、政策の打ち方っていうのを僕は変えていく必要があるんじゃないかという具合に思いますけれども、それでも今のとおりにやりますか。

もう一度お答えください。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、副町長 内田正司君。

**○副町長（内田正司君）**

議員おっしゃるとおり、まあその計画の検証ということではあの、審議会の中でもですね、その前期、のですね、5年間の総合計画のまあ成果、実績等の、は、皆様にですね、お示しをしたところでございます。それであの、まあ一義的にあの、その人口減少

等結果が伴ってないことの中で、町の取り組んできた施策そのものの評価、検証をすべきではないかということはもちろんそのとおりでございますが、それぞれの施策につきましては、その都度ですね、必要なものを、産業の基盤整備等も含めましてやってまいりました。ただその中でですね、まあその議員からもありましたけれども、この60年ずっと人口が減少してきたんではないかと、いうことの中には、こう、まあ、ちょっと言葉があれですけどもなんとなく生活できてしまうということで、ある意味で、その地域としての危機感というものが少し欠如をしていたんではないかと。それはまた施策として取り組む私ども行政の側にもそういうようなことがあったんではないかと、思っております。まあそういう意味で、今後のいろいろ同じように取り組むのかということでございますけれども、地域に根ざしてですね、もう少し地域の資源、あるいは人等活用できるように、私どもも、地域にもっと深く入り込んでいくこと、またあの、そのキーパーソンとなるですね、地域の人材等活用した、具体的な施策ができるように取り組んでいかなければいけないと、そのように感じております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

緒方猛君。

**○6番（緒方猛君）**

えっとですね、えー、まあ今の話はね、あの、私は仕事のやり方としてはね、あの私の考えでは、えー、どんな仕事だってそうだと思うんですね。うまくいかなかったらなんでいかなかったの。それを反省して、反省の上に立ってですね、次の仕事の計画をつくっていくと、これはもう当然だと思うんですよ。そうならないということを強調して、ぜひ考えていただきたいという具合に申し上げて、その点は一応ピリオドを打ちます。

それからですね、あの、まあ、あの、関連することとしてですね、えー、過去のあの、議会だよりを見てたらですね、平成22年の12月の議会ですね、過疎地に限らず交通弱者の問題点が議論されていました。

この時にですね、デマンド型常用車、常用タクシーを平成26年と27年に地域公共ななんとかなんとか、えー、連携計画を策定して、2年間で、三千何百万円かをかけてですね、実証運行をして、いやいや、要するに交通弱者についての対策につなげていくという答弁をされてます。

これも、えー、私がある面ではですね、交通弱者、あの買い物もそうだし病院もそうですけど、買い物弱者のですね、対策の一つになったんじゃ、なるんじゃないかなという具合に感じております。この結果は、僕はやるべきだったと思うんですが、やったということ、この町でやったということ、僕は知らないんですが、これはどうなったんですか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、副町長 内田正司君。

**○副町長（内田正司君）**

その3,000万、数千万かけての実証実験ということはしておりません。そのかわりということではございませんけれども、コンサルに委託しまして、その、まあオンデマンド交通と、まあ、バスって言いますかね、公共交通のあり方というようなことで、コンサルに委託をいたしまして、その結果については、議員の皆様にも御報告をさせていただいたところがございますけれども、そのオンデマンド型のバス等の運行ということではなくて、当面はといいますか、現状のですね、循環バスの形で、を維持していくということの、一定の方向性が示されたものと思っております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

緒方猛君。

**○6番（緒方猛君）**

えっとですね、あの、このえーっと、デマンド型のですね、乗り合いタクシーっていうのはどういう、なんて言いますかね、具体的な計画だったかというのはよくわからないんですが、今の町を走っているですね、バスについてはそこに行くまで1キロかかったりですね、そういう方がいるわけですね。だからそこまで当然いけない。それは私の所は中道っていう所ですが、そう遠くはないんですけれども、それだってやっぱりいけない。そう人はやっぱり置いて行っちゃうわけですね。

で、ちょっとね、成功している事例をあの、御紹介しておきますけれども、神奈川県ですね、山北町だか、山北村だかは分かりませんが、ここは、タクシーが毎日走ってます。それで、走っている所にさ、ね、あの電話がかかってくる。そうしたら運転手さんは今どこ走っているからもうちょっと待っててくれということを言いながら1日走っているんですね。僕はこういう形がね、一番いいんじゃないかなと思うんですね。

だから、青バス・赤バスっていうのはね、そこまで行くんだってやっぱ大変なわけですよ。あの、うちの瀬戸の方に来てくれって言ったって来れないわけだから。

だからそこまでやるのが本当のね、えー、行政の仕事とは言いませんけれども、お客さんをですね、考えた時の、えー本当のサービスじゃないかなという具合に思いますがいかがでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、副町長 内田正司君。

**○副町長（内田正司君）**

なかなかですね、難しい問題かと思えますけれども、あの、その、デマンド型のバス

等導入している地域につきましては、そもそも全てがそうだとはいえませんけれども、元々その交通、公共交通のない地域にそういうものを取り入れるというような地域が多いのではないかと考えております。しからば鋸南町の場合はどうかということでございますけれども、従前のですね、民間のバスの運行からですね、町が引き継ぎまして、町が循環バスということでやっているわけでございますけれども、それが全て、事細かく回れるわけではございませんけれども、主要となる路線については、そのバスの運行はされておるわけでございます。それと、まあ、議員おっしゃるようなそういうタクシー等使った、あるいはデマンド型ということについての、当然、費用、行政でございますので、費用対効果というようなことも懸案していかなければならないわけでございますけれども、先ほど繰り返しになりますけれども、調査委託した結果においては、当面このバスの運行を維持をしてくと。

また、それぞれその運行についてですね、支障、改善点があれば、それについて取り組んでということで、御理解をいただきたいと思っております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

緒方猛君。

**○6番（緒方猛君）**

えっと、私はね今回あの、えー、この質問をするにあたってですね、えー、何人かの、えー、田舎の方と言いますかね、あの、田舎の方って言ったら怒られますが、中山間地を含めてですね、区長さんに話を相談に行ってきました。

そしたら、困っている人はあの、お金を出し合って行くとかですね、そういう具合のまあ知恵は出してます。

だけど、そういうことができない方も大勢います。したがって、先ほどの軽トラでですね、荷物を運ぶということについてはですね、まさにお店が来るわけで、さっき、さっき三つのこと言ってましたよね。その真ん中のお店が来るということですが、大変賛成をしてくれました。だけどそれはまあ、今から私が提案するわけですから、実現できるかどうかわかりませんよと。だけど私が考えたら、そういうのが本当はいいんじゃないかなと。それはですね、ごく近くの、町長さんの近くにもですね、そういう方はいるんですよ。

例えば、えー、お一人だと、で、誰も行ってくれる人がいない。周りは空き家だったり、えー、えー、御夫婦は両方とも勤めている。じゃあ私がどうしているんですかって聞くとですね、ある時に、ある病院でですね、山田さん、山田病院みたいなんですが、そこで、まったく知らない町の奥さんからね、私がたまに行ってあげますよと、いう具合にその方は言われた。で、頼んだ、何回か行ってもらったんだと思いますよ。だからある時頼んだら親父さんが出た、向こうのね。親父さんが、おい、頼まれ、電話で頼み

が来たよって言って奥さんにそれを伝えたと。奥さんは買い物には行ってくれたみたいなんです、体調がよくなかった時だった。

で、その後亀田病院に入院しちゃったというようなことで、そこにも頼めなくなった。そういう御苦勞をです、感じながら、感じながら、えー、なんて言いますかね、あの、えー、買い物弱者はいるっていうことですよ。

もう一つ言いますと、えー、例えば、えー、80、85 過ぎのおばあちゃんだと、おばあちゃんですが、娘さんに月に2回来てもらって買い物に行っている。それどっから来るのって言うと、千葉の方に嫁さんに行った方なんです。

で、その人はその人の生活があるわけです。で、月に2回必ず来てくれるわけでもない。だけど、隣近所には頼める人もいない。町長さんは過去に私にこういう答弁をされたことがあるんですが、えー、田舎はね、都会と違って、周り近所のね、えー、つながりがあると、だから、過疎化はしないと、消滅しないと、いうことをおっしゃられました。今もう正にね、一番過疎化をする。消滅するっていう先頭をわが町は行っているということの認識はあるんですか。どうなんでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、副町長 内田正司君。

**○副町長（内田正司君）**

まあ先頭かどうかはわかりませんが、非常に憂慮すべき状況であるということ認識をしております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

緒方猛君。

**○6番（緒方猛君）**

えーぜひ、えー、なんとか考えていただきたいと思います。

それからですね、答弁にあったと思うんですが、商工会の方でね、この問題をいち早くあの、察知して、買い物難民を助けてあげようじゃないかという動きをされたということで大変結構なことだと思うんですね。

これが電話帳で、買物ができるって言いますかね、届けるってことも含めて、こういうことはやってあげますよという電話帳に載ってるっていうことが、載ってるっていうことのようなんですが、えー、これをやった効果はどれほどあったんですか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

正式なですね、効果調査というものの報告は受けておらなんでしょうけれども、一応町の方から、各個別のお店の方、先ほど言った電話帳に載ってるお店の方に直接聞き取り

調査の方を行わせていただきました。

その結果ですね、やはりまあ、月にまあ多い時で 20 件とかですね、そういったような形で利用がありますというような回答が得てございます。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

緒方猛君。

**○6 番（緒方猛君）**

えー私はね、あのこれは、商店がですね、本当に一致団結してですね、やっていくんだったら一つの方法かと思います。

だけど、えー、A っていうお店はね、A っていうお店の商品ってないわけですよ。B っていうお店は B という商品しかないわけです。でやっぱし、日用品雑貨を買いたいっていうのはあれもこれも見て、その中から買いたいんですね。したがって、それぞれのお店が、共働してやるって言ったって、なかなかあの、うまくいかない話じゃないかなと思うんです。

私はどうなるかわかりませんが、これをやるんだったら例えばおどやさんがやるとかね、そういうようなことに焦点を当てながらね、進めていただきたい。

えー、個人のお店では、自分の、自分のところの品物がいかないから協力しないというようなことになりかねない。なんでもある所に、この交渉はすべきだという具合に思いますがどうでしょうか。

今の商店を、商店のやり方をね、あの、全然、あー否定はしません。だけど、よりよい方法としては、どうでしょうかということで提案をさせていただきます。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

まあ今議員おっしゃったようにですね、大型のスーパー等でですね、やっていただければ非常によろしいことかとは思いますが、なかなかあの、行政としまして、ある特定の商店と言いますか、そういう所をお願いをするという部分についてはですね、非常に難しい問題があるかと考えています。

で、おっしゃるような形で進めるということについてはですね、やはり商工会等ともですね、いろいろと協議をさせていただいた中で、どのような形がですね、まあこの町にとって、まあ皆さん商人にとっても、住民の方にとってもいいかというところをですね、やはりもう少し検討させていただいて、進めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

はい、残り 30 秒です。

**○6 番（緒方猛君）**

空き家のところで一つだけ言っておきます。

あの、えっと、先ほど回答があったんですが、えー、なんて言いますかね、もう見てもいられないような、蛇が出てくるだとかね、そういう困ってるっていうお家がいっぱいあります。

だから、えー、国がつくった空き家ですね、特別措置法、これはぜひですね、早急にスタートするように、対応をお願いしたいということをお願いして、終わりにいたします。

よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

**○議長（伊藤茂明）**

以上で緒方猛君の質問を終了します。

ここで休憩といたします。

なお、鋸南町表彰式が午後 1 時 15 分から議場で行われますので、時間に、時間前に参集願います。

…………… 休 憩 ・ 午前 1 時 5 5 分 ……………  
…………… 再 開 ・ 午後 1 時 4 0 分 ……………

**◎一般質問**

**◎1 番 田久保浩通 君**

**○議長（伊藤茂明）**

休憩を解いて会議を再開します。

次に田久保浩通君の質問を許します。

1 番 田久保浩通君。

[ベルが鳴る]

**○1 番（田久保浩通君）**

私は人口減少にどう歯止めをかけるかについて、町長に質問いたします。

町の人口は町制になった昭和 34 年から年々減少が続いています。県は 2 月 3 日、国勢調査速報値を発表しました。これによると、安房 4 市町全てで減少。特に、鋸南町は 10.35%と、県下で唯一二桁の減少率です。



何も対策を講じなければ、2060年には、人口が3,000人を切ると言われています。少子化により人口減少が進むと、必然的に高齢化が進みます。町は「鋸南町総合計画審議会」で、人口の将来展望に向け、地域の実情に応じた目標や施策の基本的方向をまとめました。

そこで町長に3点質問します。

1点、過疎化が進む4市町。鋸南町の減少率が県下で唯一二桁。なぜ、鋸南町だけが3市に比べ、突出しているのでしょうか。町長は、この結果をどう分析しますか。

2点目、何も対策を講じなければ、2060年には、人口3,000人を切ると予測されています。町は5,000人以上の人口の確保を将来の目標としています。この人数に至るまでの経緯、町長の考えをお聞きかせ、お聞きします。

3点目、町の基幹産業である農業・漁業従事者は、高齢化が進み、後継者不足の声を耳にします。特に農業は夫婦で営んでいるケースが主です。後継者がいなければ、維持は困難。町にとってこの傾向はまさに危急存亡のときと言えます。この現状を鑑みて町長の思い、また、今後取るべき対策を伺います。

答弁をお願いいたします。

#### ○議長（伊藤茂明）

1番 田久保浩通君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

#### ○町長（白石治和君）

田久保浩通議員の一般質問に答弁いたします。

「人口減少にどう歯止めがかけられるか」についてお答えいたします。

御質問の1点目、「なぜ、鋸南町だけが3市に比べ、突出をしているのでしょうか。町長は、この結果をどう分析しますか」についてであります。2月の3日、千葉県から平成27年国勢調査の速報値が公表され、鋸南町は、平成22年調査との比較で人口減少数926人、減少率10.35%と、県下では最も高い減少率となりました。

安房3市の状況は、館山市でマイナス3.66%、鴨川市がマイナス5.07%、南房総市はマイナス7.27%と、3市とも人口が減少しており、地域全体で過疎化が進んでおります。

今回の公表は速報値であり、詳細な集計結果が示されていませんので、十分な考察はできませんが、平成23年以降の住民基本台帳人口の推移により検証しますと、出生、死亡の自然増減に余り変化がない一方で、社会増減における転出者数は、平成23年の208人に対し、平成27年では287人と、5年間で約38%増加しております。人口減少は、単一ではなく、複合的な要素があり、さらに各市町村でも特有の要因があるかと思いますが、鋸南町は、転入者が横ばいの状況にあって、転出者数が増加して人口減少に拍車をかけたものと判断しております。

なお、転出された方に対するアンケート結果では、転居の理由を「勤務先が近い、また就職の条件がよさそう」と答えた方が半数近くを占めており、就労に関する理由により転出された方が多いことが分かります。さらに「道路事情や交通の便が良いから」、「日常の買物が便利だから」など、生活利便性を理由とした回答も多く見受けられました。平成 22 年国勢調査では、鋸南町とその他の 3 市との転出入の状況において、3 市ともに鋸南町からの転入が上回っている状況にあります。

地域全体が人口減少にある安房地域にあって、鋸南町は、近隣市や君津市、木更津市など、就労環境が比較的整っている地域、住環境が整っている地域に人口が流出したことが重なり、大きな減少率となったものと判断しております。

御質問の 2 点目の「町は 5,000 人以上の人口の確保を将来の目標としています。この人数に至るまでの経緯、町長の考えをお聞きします」についてであります。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、2060 年の鋸南町の人口は 2,775 人と予測されています。

また、高齢化率も 52.9%と、町の人口の半数が 65 歳以上となる推計が示されております。

以前の一般質問での答弁と重なりますが、人口の減少と少子高齢化は、税収の落ち込み、地域における購買力の低下など、地域経済に及ぼす影響は、大変大きなものがあると認識をいたしております。

特に、生産年齢人口の減少に伴う少子高齢化の進行は、町の活力低下のみならず、地域ぐるみで支え合う生活扶助機能や資源管理機能など重要な役割を果たしてきた集落の維持が困難となり、耕作放棄地の増大、空き家の増加、森林の荒廃、有害獣による被害などの問題を増発させる要因ともなっております。

これら町の将来に大きく影響を及ぼす課題を解消するため、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方をもとに、「鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域の特徴を活かした自立的で持続的な社会を実現するため、人口減少対策や地域経済活性化、持続可能な地域づくりに向けた施策の方向性や目標を定めたところでございます。

また、この戦略を実現することによる人口の将来展望についても、「鋸南町人口ビジョン」において、高齢化率 50%未満、人口 5,000 人以上の確保を将来人口の目標として掲げました。この目標は、合計特殊出生率の改善や転出超過から転入超過への人口移動など、解消すべき厳しい条件を実現することが前提となりますが、自治機能を維持していくためには 65 歳以上の高齢者が過半数を超える状況を回避する必要があります。

近年、厳しい財政状況を是正するため、全庁を挙げて行財政改革、財政再建に取り組んできたところでありますが、ようやく将来に向けた健全財政の基盤が整ってまいりました。

今後は、人口減少対策や地域経済の活性化に焦点を絞り、町総合戦略に示した施策を着実に実行するほか、職員それぞれが担当分野において人口減少のため、創意工夫を凝らした施策を検討、それらの取り組みを町民の皆さんとの協働の施策として、実行する仕組みを構築してまいりたいと存じます。

全庁的な取り組みにより、将来人口の目標実現に努めてまいり所存であります。

御質問の3点目、「町の基幹産業である農業・漁業従事者は、高齢化が進み、後継者不足の声を耳にします。この現状を鑑みて町長の思い、また今後取るべき対策を伺います」についてであります。農業・漁業従事者の高齢化や後継者不足は、耕作放棄地の拡大や生産所得の低下など、町の将来に大きく影響を及ぼす重要な課題であり、有害獣の問題とともに重点的な取り組みが求められております。

総合戦略策定にあたり実施した地方創生に関するアンケートでも、産業振興に関する施策に対しては、不満度が高く、評価が否定的な結果として表れております。町の立地や地形、さらには国内の製造業の実態などを踏まえ、工場などの企業誘致が厳しい状況にある中で、農漁業や商工観光業の地場産業の振興は、地域経済の活性化や、町の重要課題である雇用対策に直結する施策であり、自立的かつ持続的な地域社会を構築する上で、解決しなければならない分野であります。

総合戦略を策定する過程でも、最も多くの時間を費やし、専門家を含め様々な関係者と意見交換を重ねた経緯があります。

町としましても、基幹産業である農漁業者の後継者不足の解消や新規参入者の増加など、雇用の創出を図ることが、将来に向けた人口減少の歯止めとなる施策であるとの認識から、「本町の特性を活かした産業振興と雇用創造」として、総合戦略の基本目標の一つに定めたところであります。

その中の重点施策の1つは、「道の駅保田小学校を中心とした産業振興」であります。

今後、地域の活性化と町内の一次産業、商工観光業者が再チャレンジできる場、地域経済の再生を目的として、都市交流施設、道の駅保田小学校を整備いたしました。

お陰様で、昨年12月の開業から、予想を上回る利用者で、施設のコンセプトなどについてメディアをはじめ様々な機関から好評価をいただいております。

この施設へ担い手、地域資源を集積し、総力戦とも言える体制で臨むことにより、地域経済の活性化と連携体制の確立につながっていきます。つなげていきます。

この二つ目の、二つの重点施策は、「地域資源を活かした雇用創造」であります。

町特産品を活用した新商品の開発など、6次産業化の実現を目指し、新規参入者などによる就業人口の増加と収入源の確保による活性化を目指します。

6次産業化の推進では、ノウハウの習得など人材育成や、商工業との連携についても促進を図ってまいります。

さらに、補助事業を活用して、地域に協議会を設置をし、農山漁村における農林水産

物の販売・加工支援や、移住定住などを推進する地域資源活用対策についても、事業着手を検討しているところであります。

三つ目の重点施策は、「6次産業化と商工連携の促進」であります。

本町の地域経済の活性化を図るためには、6次産業化と農水商工連携、地産地消の取り組みが不可欠で、研修や実践メニューなどによる支援を行います。

さらに、農漁業、商工観光業それぞれにおいて、経営等の安定、強化を図るため、研修等の実施や、新規参入者の人材育成等の支援を図ります。

農水商工連携などによって開発された商品は、ブランド化を図り、集客力のある道の駅や地元商店街での店頭販売や、通信販売など、販路拡大を目指していきます。最後になりますが、4つ目の重点施策は、「集落営農の推進」であります。

鋸南町の農業は、それぞれ農家が個別経営しているのが現状であります。新規就農者の受入れや耕作放棄地の解消、さらには作業の効率化や高収益を実現するためには、担い手と農地を集積して経営する集落営農体制への移行や農業法人化を図ることも必要であります。

総合戦略では、集落営農を推進するため“人・農地プラン”を策定し、地域一体で土地利用型農業を行い、6次産業化や有害鳥獣対策、高収益作物への転換、農業の収益向上や、新規就業希望者の定住支援、認定農業者の育成など、担い手確保に向けた展開を目指しております。

今後は、農業に従事する皆さん自らが、自分たちの産業、自分たちの地域に対し、将来あるべき姿、目指すべき方向を定め、主体的に持続可能な形態を構築していただきたいと思っております。

一般的な農業経営のほか、農作業の受託、販売、加工事業、体験農業など、多面的、多角的な農業を目指し、鋸南町独自のビジネスモデルを構築してほしいと思っております。

町行政では、自立性や先駆性など、新たな取り組みを行う皆さんに対し、効率的、集中的な支援を行うことに心掛けてまいります。

地域ごとのビジョン策定のほか、情報の受発信や担当窓口の一本化、事業推進に対する補助事業の活用など、可能な支援を行ってまいりたいと思っております。

以上で、田久保浩通議員の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（伊藤茂明）

田久保浩通君、再質問はありますか。

はい、田久保浩通君。

#### ○1番（田久保浩通君）

1点目の、人口減少率について、質問いたします。

町では高齢化が進み、現在町の人口の43%が65歳以上です。高齢化が減少率の大きな

原因だと分析していましたが、今の町長の答弁から、自然増減はあまり変化がなく、転出者の増加が大きな原因だということ、転出理由のアンケートの回答からわかるように、若い層の転出が多いことがうかがい知ることができます。

雇用の問題や、住環境の問題など、複合的な問題から人口流出を防ぐことはなかなか難しいと思いますが、なにか具体的な対策を検討しておりますか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、副町長 内田正司君。

**○副町長（内田正司君）**

なかなかですね、難しい問題だと思っております。

それである、いろいろアンケート等を見る中でですね、やはり一番に雇用の場がですね、なかなかないということですね、またあの、基幹産業でありました一次産業ですね、農業漁業等につきましても後継者等の問題等も見受けられるわけでございます。

そのような中でですね、やはりあの、総合戦略、総合計画に基づきまして、従前から申し上げているとおり、都市交流施設ですね、一つの拠点、そこを切り口にしてですね、いろいろな事業を展開していこうということでございます。まあ交流人口の増加を目指す、またそれによってですね、来ていただく方が今後、またあの加速化事業等でも今後検討していくことになると思っておりますけれども、やはり体験メニューですね、体験等を通じた中で、鋸南町に興味と言いますか関心を持っていただく、その中で、まあ、移住、定住につながっていけばということもでございます。

また、医療介護という面ですね、そういうものが社会的にインフラとしてですね、大変重要なことだと思っております。

鋸南町は、非常にまあ苦しい中でございますけれども、公立の病院を維持して、また保健事業等につきましても、予防、特に予防等にですね、力を入れて、健康で明るく長生きできるような、非常にそういう施策についてはですね、十分取り組んでいております。それらを、上手にアピールする中でですね、将来的に鋸南町の人口増等にですね、つながっていけるように、努力をしてみたいと思っております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

**○1番（田久保浩通君）**

人口流出を防ぐというのは本当に簡単なことではないと思います。ただ一番懸念されるのは、若い層が流出されているという部分だと思います。

平成2年から平成25年の町の社会増減数の推移を見ますと、平成7年だけが突出して転入数が転出数を大きく上回っています。

なぜこの7年だけがこのような現象が起こったのでしょうか。この結果をどう分析し

ますか。分析結果から、なにか今後の人口減少の歯止めにつながるヒントが見つければと思いますがいかがでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

結果を見ましてですね、平成7年になにがあったのかなということいろいろ調べてみました。

まああの、鋸南中学校ができたとかですね、当時の景気はどうだったのか、あるいは鋸南町におきまして老健施設とか、大型住宅の分譲があったとかですね、いろいろ調べたんですが、なかなかピッタリ当てはまるものが見当たりませんでした。

それで資料の方をもう一度見てみますと、その資料の中で国勢調査の関係の年でございましたので、転入のその他の欄に女の人の欄がございますが、41人という数字が入っております。

これにつきましては、平成7年に過去5年間分のですね、誤差を国勢調査の中で調整しているというような形で、県の方において調整している部分がございます。

これが全てというわけではございませんが、まああの、国勢調査の年におきましては、いままでの前年回のですね、5年分を合わせた中で、そういう誤差の方の調整もされているということございました。

なかなか結論は出ませんでしたけれども、今資料を見た中におきましては、そういう状況でございました。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

**○1番（田久保浩通君）**

あまりにもこの平成7年が突出していて他はほとんどマイナスということだったんで、なにか分析の結果、良い回答ができればそれが人口減少に歯止めがかけられるんじゃないかなと思ひまして、着目してみました。

それではあの、2点目の質問に移ります。

人口の将来展望についてお聞きします。

将来の自治機能維持を満たすため、5,000人規模に拘ることに私も賛成ですし、その実現に向けて全庁を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の町の人口ビジョンでは、解消すべき厳しい条件を実現するには、えー、実現することは難しいとしながらも、自然増減、社会増減の改善を図るとして、高齢化率50%を超えないため、いろいろなシュミレーションがなされています。

合計特殊出生率の改善目標を 1.6 と示していますが、平成 10 年から、過去の出生率の推移を見てみますと、1.47 が最高の出生率です。残念ながら、数値目標で示された 1.6 を超えた年はありません。この統計での数字を見る限り、かなり高いハードルに思えますが、この点をどう考えますか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

この 1.6 という数字はおっしゃるとおり非常に厳しい数値だと思っております。計算上でございますが、まだ平成 27 年度のですね、詳しい国勢調査の内容が出ておりませんので、計算上は 22 年の国調の結果にいきますと、その当時はですね、15 歳から 49 歳の女性が 1,267 人おまして、子どもが 35 人生まれております。

そういう中におきまして、1.6 にするにはどうするということになりますと、この中では、子どもが 41 人生まれますと、結果としては 1.6 の数字になるというような計算上はそれで出ます。

当然、27 年でございますので、数値の方はですね 15 歳から 49 歳の女性も当然少なくなっておりますし、今現在生まれている子どもも 28 人と減っておりますので、単純に 6 人という数字ではないと思いますが、計算上は 22 年の国調を見ますと、6 人の超過ということでございますので、まあそれに向かって対応策を練るということでございますが、何度も言うようですが、当然その時と分母も分子も変わってきておりますので、その対応は難しいと思いますが、それに向けて、対応できるようにですね、がんばってまいりたいと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

**○1 番（田久保浩通君）**

町としても、結婚相談や婚活の活動などを通して新たなペアを創造して結婚に結び付けるという形を取っていると思います。

先週でしたかね、鴨川の婚活の様子が出ておりましたけれども、ペアが九十何組と、4 回繰り返された統計だと思いますけど、その後結婚にどうつながるかわかりませんが、まああの、鋸南町自体、人数的な問題もあるかもしれませんが、いろんな形で、独身者が結婚できる、そういう地盤をなんとかつくっていただければなと思います。

最後の質問に入ります。

重点施策の一つ、集落農営の推進について伺います。

農業従事者は高齢化が進み、後継者不足は町の将来に大きく影響を及ぼします。その対策の一つに、集落農営の推進をうたっています。

この集落営農は、町の将来のあるべき姿を示したものだと思います。集落営農が実現化されるとそれによって得られる効果はどのようなことが考えられますか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

集落営農のことで質問をいただいたところなんですけれども、この集落営農につきましてはですね、現在の町の現状を見ても議員おっしゃるように高齢化、後継者不足、非常に問題となっております、今後耕作放棄地の拡大も懸念をされているところでございます。

当然これらにまあ、対応するためにですね、農地の集積、そういった形でですね、集落営農などの体制整備が、非常に必要であるというふうに認識をしておるところでございます。

今後そういうものを進めた時、まあどういうことかということになりますけれども、あの、やはり地域でまあ農地を管理していかれるということで、担い手がですね、次々に生まれて、まあ、農地の荒廃が進まないようになるということがまあ期待をされるわけなんですけれども、現実的にはまあ非常に厳しい問題もあるというふうにはまあ認識をしております。

ただまあ厳しい厳しいと、言っているだけでは、なにごとにも進みませんので、現在あの町の方で考えております一つの施策といたしまして、現在まだ国の方に申請中でございます、採択されるかどうかまだわからない部分もございしますが、農山漁村振興交付金というものがございまして、これはあの、地域活性化の対策ということで、関東農政局の方がまあ主体になっておりますけれども、こういった事業を活用しましてですね、あの、まあ地域の将来像、これ、この事業については地域のまあ将来像を構想するための活動計画の策定、あるいは地域の活性化に資する各種の取り組みを立ち上げるということがまあメインになっておりますので、こういったまあ事業を通しまして、地域の方に入りまして、いろいろな形でですね、地域の方と将来について話をさせていただきながら、まあ一つずつですね、やれるところからとっかかりをつくって、最終的には全体の集落営農に結び付けていけるような形を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問はありますか。

はい、田久保浩通君。

**○1番（田久保浩通君）**

現在農業に従事している方は、年齢層から考えて高齢化が進んでおりまして、65歳以



上が7割・8割を占めるというふうに聞いております。そういった中で、この集落営農を進めて行くためにですね、なかなか難しいような気がいたします。

いままでの慣習や家族形態といったようなものもありますし、個人が中心、夫婦が中心でずっと動いて現在に至っていると思います。

そのような中で、集落営農体制を確立していくには、また、推進していくためには、具体的にどのような対策が考えられますか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

先ほどの答弁と重なってしまいますけれども、やはりいろいろな事業を活用いたしまして、やれるところからですね、少しずつでも進めていって、各地域の皆さん、特に地域の皆さんに、いろんなこともやはり一緒になって考えていただいて、少しずつでも進めていきたいというふうに考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

**○1番（田久保浩通君）**

この集落営農体制、いわゆる集落営農という言葉自体なかなか聞きなれない言葉で、まあ新しいこれからの方向性を示していることと思いますけれども、なかなかこれからこういう農家の方、農家の人たちに進めていって、浸透していくには大変時間もかかると思いますし、そういう時間も必要だと思うんですけども、今後そういう農家の人たちにはどういう形で説明、あるいはあの、話をしていく予定でおりますでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

まあ、農家の方たちはどのようなこととございますけれども、現在あの、まあ集落営農と似たような形ですね、中山間地域等直接支払ということで、やらせていただいております。

現在まあ鋸南町の中で、13の地区がそれに参加をさせていただいて、皆さんで共同作業をですね、保全関係になります、共同作業で行っております。そういう集落の横のつながり、そういったものをですね、さらに強めることで、全体的な集落営農が進めば、よろしいかということで、そういった組織に対してもですね、先ほどの事業等を交えながら、一緒になって将来像を考えて進めてまいりたいというふうに思っております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

**○1番（田久保浩通君）**

はい、ありがとうございます。

なかなか、農家の方たちから気持ちがどんどん上がって行って、こういう形をつくっていかうというふうに企画することはなかなか難しいと思うんで、いろんなことを農家の方に提案していただければそこから一つひとつ動くようになるのではないかなという気がいたします。

いろいろ提案していただければと思います。

いよいよ日本人、日本も、人口減少を迎える時代に入りました。国勢調査でも94万7,000人、人口減という結果が出ております。今後ますます人口は減り、加速されることになると思います。

今の鋸南町では、現状から考えても町の人口減少を止めることはなかなか難しいと思います。雇用の問題、住環境の問題、教育の問題、あるいは転出の問題などいろいろな問題が山積み、山積みで、八方ふさがりのような気がいたします。人任せではなく、一人ひとりが危機感をもって、しっかり現実と向き合って手段を講じなければいけない。なかなかいけないのではないかなと考えます。そうしなければ、人口減少に歯止めがかからないのではないのでしょうか。今こういう状況にある鋸南町ですけれども、それがすばらしいモデルとしての形ができれば大変すばらしいと思います。そのためには、皆で知恵を出し合い、模索しながら小さな努力を積み重ねていくしかないなと考えております。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（伊藤茂明）**

以上で田久保浩通君の質問を終了します。

ここで、午後2時25分まで休憩といたします。

…………… 休 憩・午後 2時17分 ……………  
…………… 再 開・午後 2時25分 ……………

**◎一般質問**

**◎2番 青木悦子君**

## ○議長（伊藤茂明）

休憩前を解いて、会議を再開します。

次に、青木悦子君の質問を許します。

2番 青木悦子君。

[ベルが鳴る]

## ○2番（青木悦子君）

よろしくお願ひいたします。

先ほどから鋸南町が人口減少率トップという言葉で、非常に、まあ、新聞発表があった時も暗い、なにか寂しい思いでずっときていたわけなんですけれども、これは、えー、今思えばえー借金を半分にした鋸南町はこれからというところにきているのではないかと思います。

本当に実力のある鋸南町に課せられた課題なのではないかと考え、前向きに皆さんとがんばっていけばいいんじゃないかと、そういう感想をもって今、先ほどから考えていました。

それにしましてもやはり、分野分野、あらゆる分野が力を携えて、一つの目標に向かって全力を尽くしていく良いチャンスだと考えます。国勢調査、5年後を待たずに、2年後3年後に鋸南町の人口上昇率をPRする時が来るのではないかと、そのように考えていますので、そこで私が考えたことです。

地方再生の最後のコンテンツ、教育は移住者を集めるコンテンツだと考えています。突出した魅力的な教育。突出した魅力的な教育ですよ、を提供する地域にあえて移住する人は少なくないと思っています。

偶然ですが昨日、移住者の方とお話をする機会がありました。私は、この方は南房総の方ですけれども、ある中学校を見て、この中学校に子どもを入れたい。絶対この中学校に子どもを入れたいという思いで子どもを説得して、3年がかりで説得して、移住してきたそうです。

そして、子どもも今はそこの地に慣れて、大変移住者として、地域の方とも仲良くやっているとのお話を聞きました。

また、私たちはこの鋸南町の自然を、なにげなく過ごしているわけですけれども、移住者の方たちは本当にこの鋸南町の自然や景色、人柄を気に入って、ここに住み着いているんだということが、大変よくわかりました。

そこで、まああの、自分たちの町をですね、主体的につくりあげていくのも人であれば、そこでの仕事を通して地域発の価値をつくり上げていくのも最終的には人でありませう。

こうした意味において、地方創生の基盤には、なによりも人を育てる教育という営みが重要であることは論を待たないことだと思っています。

このような考えを基にして、この度の質問のテーマ、「ふるさと創生のカギを握る鋸南町教育の推進を」という質問をさせていただくことにしました。

富永教育長におかれましては、新教育長として27年度の鋸南町の現状を把握されてきたかと思います。そして、28年度に向けての新たな所信を抱いておられることと思います。

総合戦略会議などにも参加された中で、「まち・ひと・しごと総合戦略」において「ふるさとへの愛着を育む生涯学習の推進」という項目が重点施策として挙げられていたもので、このことについては大変画期的なことだと、心強く思っているところでございます。

「まちづくりは人づくり」といわれていますので、ふるさと創生の鍵を握るといっても過言ではないと考えています。

地方再生の最後のコンテンツは教育、先ほども申しましたけれども、このことについては、私も何年も前から思い続けてきたことですので、ここに挙げられた総合施策に挙げられた内容につきましては、本当に感慨深いものがあります。

ぜひ、ぜひ鋸南町の特性を活かした教育施策として推進をお願いいたします。

そこで3点質問させていただきます。

27年度の鋸南教育について、分野ごとに感じられた成果や課題についてお聞かせいただきたいと思います。

2点目、鋸南教育と近隣市の取り組みを比較されての感想や意見をお聞かせください。

3点目、「ふるさとへの愛着を育む生涯学習の推進」について具体的な構想をお聞かせください。

よろしくお願いいたします。

#### ○議長（伊藤茂明）

2番 青木悦子君からの質問について、教育長から答弁を願います。

教育長 富永安男君。

〔教育長 富永安男君 登壇〕

#### ○教育長（富永安男君）

ただいま青木悦子議員の一般質問をいただきましたので答弁をさせていただきます。

御質問の「ふるさと創生のカギを握る鋸南町教育の推進を」についてであります。御存知のとおり、このたび地方教育行政法が大きく改正され、昨年、平成27年4月から新たな制度が開始されました。

その翌月の5月22日でしたが、この場にて議会の皆様方から御同意をいただきまして、新制度初の教育長ということで就任をさせていただきました。鋸南町教育委員会の代表として、はや9カ月が過ぎたわけではありますが、改めて通告質問をいただきましたので、教育委員会の中から見た鋸南町教育の現状や思い等につきまして、述べさ

せていただきます。

御質問の1点目「平成27年度の鋸南教育について、分野ごとに感じられた成果や課題についてお聞かせください」についてであります。平成27年度はまもなく終わりますけれども、鋸南町総合計画の前期最後の年度であります。教育委員会では、この総合計画を前提に、各年度の4月当初に「鋸南町教育の指針」を定めておるところでございます。

今年度におきましては、基本方針を「輝き続ける人づくり」と位置づけ、この指針に沿って各教育施設を、施策を推進しているところであります。分野ごとの成果と課題についてであります。分野ごとの特徴的な点について、申し上げます。

まず、施設関係についてであります。中学校においては校舎1階部分の空調機の改修のほか、現在はグラウンドや野球場の整備を実施中であります。

小学校におきましてはプールの改修、校庭暗渠排水の整備を行い、学校施設の環境整備を図ってまいりました。

また、電子黒板等の情報教育関連機器の導入もさせていただきました。

まだ不十分ではありませんが、今後も計画的にICT教育の充実に向けて整備を進めていきたいと考えております。

さらに、給食センターにおいては食器洗浄機を更新し、衛生的で効率的な給食の提供に努めております。

次に、学校教育関係について、まず、道徳教育について申し上げます。

中学校における道徳教育であります。学校を挙げて取り組んでおるところであります。校長自らが教壇に立ち、担任は勿論のことですが養護教諭に至るまで、すべての教員が授業を行っております。道徳教育は命を大切にす心や思いやりの心、さらには高い倫理観や規範意識など、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む重要な科目になっているわけですが、今後、道徳教育が教科化される動きになりますけれども、このことは他の中学校に先駆けた大きな取り組みと実感しておるところでございます。

次に、子どもたちの健康・体力づくりについて、申し上げます。

児童・生徒の体力や運動能力を判断する一つに、運動能力証の交付制度というものがあります。

議員御存知のこととは思いますが、これは握力、50メートル走、あるいはソフトボール投げなどの8項目をテストいたしまして、一定の水準に達した児童に対して、生徒に対して交付するもので、小学校においては5・6年生、中学校では全員が対象となっている種目でございます。

今年度、27年度実施の結果、その交付率が、鋸南小学校においては62.5%で千葉県下第1位。鋸南中学校においては41.4%で千葉県下第3位。このように本町の子どもたち

の運動能力が極めて高いということが示されました。

このことは、鋸南小中学校での体力づくりもございますけれども、スポーツ少年団やスポーツサークルなどの活動が大変活発であること、そしてまた日頃から地域の方々に鍛えていただいているという成果の表れと私は思っております。

今後も、子どもたちの健康づくり、体力の向上の推進に、より一層取り組んでまいります。

また、昨年11月、第3日曜日には、土日には、教育の日でありましたけれども、会津藩校日親館の館長をお招きし、「ならぬものはならぬ」と題した「什の掟」について講演会を開催し、「教育とは何か」ということについて、多くの保護者の方々に真剣に考えていただいたところであります。大きな成果だったと考えております。

また、社会教育関係について、申し上げます。

まず、公民館活動についてであります。中央公民館を拠点に絵画やコーラス、茶道、ヨガなどのサークル活動に、昼夜を問わず、熱心に取り組んでいる方々の姿を目によくいたします。

また、公民館教室で行った英語教室がきっかけとなり、英語サークルが誕生し自発的な活動をスタートしたとも伺っております。公民館の図書室も大変好評でありまして、小さな子から大人まで頻繁に図書の貸出し制度を利用されております。

土・日になりますと中学生や高校生が自主的に学習に訪れまして、熱心に取り組んでいる姿を私もたびたび見ております。公民館ロビーに設けてある乳幼児が遊べるコーナー、これも大変も好評でございます。「安心して遊べる」、「絵本も充実している」、さらにはママ友ができたなどの感想も寄せられております。

次に、社会体育についてであります。海洋センター等の体育施設を拠点に、体育協会の皆さんが中心となって、様々なスポーツ活動を推進しております。また、空手、柔剣道、ミニバス、サッカー、野球など、スポーツ少年団の活動は大変大きなものがございます。町で行っている水泳教室も大変人気があり、県や国レベルの大会で入賞することも珍しくありません。

いずれにいたしましても、社会教育、社会体育分野とも、町民の皆さんが生涯学習に熱心に取り組んでいるという実感を私はしております。

文化面においては、本年度先にも町長の方からも紹介をさせていただきましたが菱川師宣記念館開館30周年特別展といたしまして、過日「浮世絵ジャポニズム展」を実施いたしましたところであります。期間中6,000人を超える来館者がありまして、1,000人を超える町民の方々に来館をいただきました。

世界的に有名な画家の作品、さらに広重・北斎・歌麿等々、浮世絵版画など、間近に鑑賞していただくことができました。

特に、小・中学生には名画を当たり前、目の当たりいたしまして。失礼いたしまし

た。目の当たりにいたしまして、貴重な体験となったと強く確信しておるところでございます。西洋絵画に与えた浮世絵というものの原点が、わが町生誕の菱川師宣にあり、わが町の世界に対する誇りであるということ、内外にアピールことができたのではないかと考えております。

来年度以降も、本物志向の芸術文化に、町民の皆さんができるだけ触れる機会を提供してまいりたいと考えております。

最後に、教育施設の再編関係でありますけれども、今年度、学童保育所の移転計画、幼稚園の移転に伴う幼保一体化、認定こども園化に向けた方針について、議会の皆様方の御理解を頂戴いたしまして、方針を決めさせていただいたところであります。

今後、教育施設の再編計画の最終段階に向け、教育委員会としてしっかりと取り組んでまいります。特に認定こども園につきましては、公設公営としての役割を踏まえつつ、運営方法や職員体制等、子どもたちを安心してお預かりできるような、今後、十分な検討、準備をしていくことが大きな課題だと認識しておるところでございます。

3点目の、御質問2点目の、「鋸南教育と近隣市の取り組みを比較されての感想や意見をお聞かせください」についてであります。近隣市における教育上の共通課題につきましては、子どもたちの学力向上や教師の指導力アップの問題、さらには高齢化の進行とともにますます高まる社会教育・社会体育への取り組み等々があげられますけれども、近隣市個々の取組み状況につきましては、各教育委員会を通じてのほか、新聞報道等による安房管内の官・民にわたる関連記事の中から把握することも間々あります。

近隣市との比較ということですが、それぞれ教育施策上の背景や課題などが、条件が異なるかと思われまますので、一概には比較できるものではございませんが、あえて言うならば、鋸南町においては、特に幼稚園からの英語教育、中学校で実施している放課後学習支援、幼・小・中学校の教職員の研修の充実など、その内容面においては、決して他に劣るものではないと、自負しております。

確かに少子化が進んでおります。しかし、子どもたち一人ひとりの顔が見える教育、子ども一人ひとりに手厚い教育、これはむしろ「鋸南町だからこそできる教育」というふうに捉え、わが町の教育上の利点・長所と考え、これこそが「鋸南町教育」というふうに私は捉えております。高齢者までの世代を含めた全町的な観点での教育意識、単に真似る教育ではなくて、わが町の実情に即した「鋸南町教育」の創生という観点で、今後も私は取り組んでまいりたいと考えております。

御質問3点目であり、また、「“ふるさとへの愛着を育む生涯学習の推進”について具体的な構想をお聞かせください」についてであります。6月定例議会においても答弁をさせていただきましたけれども、「鋸南町に関心をもつ教育環境づくり」の一環として、郷土、鋸南町に誇りが持てるよう、小・中学校においてそれぞれの年間計画を立て、「総合的な学習の時間」の中で、両校長筆頭に全校を挙げてたぐいまり取り組んでおります。

この度は、「総合的な学習の時間」のさらなる充実のために、地域学習のための不可欠な副読本といたしまして、現在新編「鋸南町の歴史」の見直し作業に取り組んでおるところでございます。28年度早々には活用してまいりますけれども、今回の改訂版には「明治時代に活躍した政治家―曾根静夫氏」や「大崩の医者―高梨安節氏」なども加筆をし、郷土の偉人をさらに充実させていく予定であります。

地域の歴史や偉人について学ぶことによって、鋸南町への愛着、郷土愛を育み、将来的なUターン意識の醸成にも役立てばと思っております。また、公民館講座等でも活用し、子どもから大人まで、子どもたちから大人まで、地域の歴史を学ぶテキストにしていだけたらと考えております。

最後に、来年度、28年度、社会教育に精通した職員の配置をお願いしております。

かつては千葉県では社会教育主事の派遣制度がございましたけれども、議員も御存知のとおり平成21年度に廃止となってしまいました。以来、鋸南町においても社会教育主事の専門職欠員のままに今日に至ったわけでございます。

中央公民館を拠点に、社会教育活動をはじめ、様々な生涯学習活動をさらに充実させていく所存でありますので、何卒よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上で、青木悦子議員の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（伊藤茂明）

青木悦子君、再質問はありますか。

はい、青木悦子君。

#### ○2番（青木悦子君）

はいえっと、施設のハード面について、大変きめ細かく整備されて教育の推進が円滑に図られているということを感じました。

また、子育て支援、心の教育、体育向上の面でも学校教育・社会教育・社会体育において着実に根付いているということが伺えます。

よりよい人間として成長することも期待できると思いました。

ちょっと感想ですが、各論になりますが、中学校の道徳教育、大変力を入れていらっしゃるということですが、希望で言えば、学校の中で終わってしまう教育は、生きた教育にはつながらない。地域、今ここでうたわれている地域とともに、地域共同でという、地域創生の中の言葉がありますが、やはり、できるだけ体験活動を増やして、道徳教育も生きた教育ということで浸透させていただく方向に向かっていたいただければ、ありがたいと思います。

で、まああの、まあきめ細かい指導の中でね、よりよい人間が成長することを期待できるんですけども、今この社会状況の中でですね、えー、教育投資をした子どもたちが、今の鋸南町の教育環境の中で、えー、Uターンすることにつながるのか。そして、都会の人たちとか、他地域の人が移住者、移住者が魅力をもって、鋸南の教育に魅力を



もって住んでみようということにつながるのか、ということもちょっと、疑問がありますので、工夫をお願いしたいなと思います。

で、され、27年度の成果と課題の中に、大変気になっていることがあります。鋸南町のまあ軽スポーツ祭に短時間ですけれどもまあ、一緒に参加させていただきました。小学生が十数人、スポーツ指導、スポーツ推進委員、以前の体育指導員の方ですね、の方から教育委員会の職員の方、ということで、大変これがかつての鋸南町の体育祭を思い起こしますと、まあそれに代わったものかとは思いますが、非常にその寂しい思いがいたしまして、体育祭をずっと続けるということは、私も今の状況では無理だということには分かっていますけれども、やはりやるからには、それだけの成果をあげるということが大変大事だと思います。

元気な鋸南町をイメージするには、改善の余地があるのではないかと感じました。ふるさと創生という観点から、お答えいただければと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、教育課長 前田義夫君。

**○教育課長（前田義夫君）**

ただいまあの、鋸南町のスポーツ祭について、改善すべき余地があるのではないかとということでございます。

私の方からお答えをさせていただきます。

この鋸南町スポーツ祭でございますが、この目的をまず申し上げたいと思います。この目的でございますけれども、健康で活力あるまちづくりを推進することとなっております。それらの中で、地域住民相互の親睦ですとか、体育協会さんを中心とした地域スポーツクラブの推進ですとか、あるいは小中学生の健全育成、等々図りながら、この目的に向かっていくと、いっているということでございます。

毎年10月にBG施設を中心に実施をしております。

議員、御承知のことかと思っておりますけれども、元々はですね、長い間町民体育祭ということで開催をしてまいりましたけれども、非常にまあ人集めが大変だというような現実等もございまして、平成15年から軽スポーツを中心としたスポーツ祭、スポーツのつどいという名称に変わりました。その後、平成20年度から、現在のようなスポーツ祭という形で今日に至っていると、こういうことでございます。

今年の、まあ、様子ということで、議員さんの方からありましたので、今年の様子を申し上げますと、今年度はですね、10月の24日、25日と、この2日間に亘って開催をいたしました。

昨年と比べて新しい種目を二つ加えまして、全12種目で実施をいたしまして、264名の方々の参加をいただいたところでございます。ただ、この競技が2日間に亘っているということと、また、会場が数カ所に亘っているということでありまして、この開会式

当日でありますけれども、参加がですね、各団体の代表者だけの参加傾向にあるということがですね、まあ、そういう実態からまあ、若干、あの、開催地としては賑わいにちょっと欠けるのかなというまあ、現実もございます。

これは工夫する必要があるのかなと思っております。

そして、今回の大会で、この10月の中で、参加者からアンケートを取ったことがございまして、その御意見の中からではですね、気軽に体を動かしてやれる軽スポーツをもっと増やしてほしいとか、親子で参加をできる種目を考えていただきたいとか、このような声もございました。

また、実行委員会からもですね、広報不足、また周知徹底の部分ではもう少し工夫したらどうか。また、スポーツ少年団同士のもですね、中での対抗戦などもですね、検討したらどうか、等々、反省点や前向きな意見とがあったと聞いております。

このようなことから、28年度につきましては、実行委員会を早い段階からですね、年度の早い段階から開催していただきまして、子どもたちからお年寄りまで、幅広く、気軽に参加できるような企画内容を検討させていただき、スポーツ祭の充実に努めていきたいと考えております。

御指摘のとおり、元気な鋸南町、ふるさと創生といってもですね、人が元気、健康であってこそまあ成立するというふうに思っております。人口減少、少子高齢化という現実がある中でございますけれども、このスポーツ祭を通じまして、さらに町民の方々がそれぞれの立場で、よりスポーツに親しんでいただくように、積極的に呼びかけながら、このスポーツ人口の裾というものをですね、広げてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

#### ○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

青木悦子君。

#### ○2番（青木悦子君）

その当時の町民体育祭を思い起こしますと、大変私も現役で働いている時でしたので、休みに出ていくことは本当に億劫で、まあ、なければいいかなくらい思っていたんですけども、今思えば、やはりそこに地区地区の人たちが老いも若きも揃って集まって一緒にお弁当を食べて、一緒に、まあ、当日を向かえるために練習をしたりして、皆さんが大変盛り上がっている、あの、綱引きなどもものすごい迫力があって、本当に鋸南町の元気をそこで見て取れるような状況でした。

やはり、そこに集まった人たちが、健康とか、体力とか、それだけではなく、やはり、町民が一つのなにかに向かってエネルギーを出していく。そして、コミュニケーションを取ることがやはり、ふるさと創生の中に大きなやはりなんでしょうか、力、エ

エネルギーとなって、次の日に、またそのエネルギーが他の部分で活かしていけるコミュニケーションで皆の力でなにかをやっているという、そういうものが、隠されていたような気がしますので、ぜひ、やはりこれは、今、とにかくふるさと創生、ということですので、目標はきちんとあるでしょう、ありますけれども、そこに向かって、28年度、ぜひ少しでも近づいていくように企画運営をしていただければと思います。

いいですか、はい、近隣市との比較なんですけれども、まあ、近隣市との比較ということで御答弁をいただきましたけれども、まああの、大変私たちの目には、目や耳には届かないところで大変充実しているんだということがわかりました。

で、いろいろ言いますが、鋸南町を愛している人間だから、言えることだと思うんですが、なかなか元気な鋸南教育が届いてこない。どうしても、新聞等で見ていくと、あー鋸南町は、っていうような寂しさを感じるっていうのが事実なんです、これ。やっているって言われれば、ああそうですねって思えるんですが、まあそういう声は私だけではなく、他の人からも届いてきます。「隣の市はなんかやってるよね」って。まあ、そういうのはやはり、やっているのにわからない、伝わらない。どうしてなのでしょう。

教育が元気な町に住んでみたいと思う人が一人でも先ほど最初に申しあげましたけれども、増えてくれることを祈って、鋸南の、元気な教育が伝わってこないということについて、質問させてください。

お願いいたします。

#### ○議長（伊藤茂明）

教育長 富永安男君。

#### ○教育長（富永安男君）

ただいまなかなか元気な鋸南教育が、青木議員のもとには届いてこないという寂しさを感じるのが、ですが、いかがですかと、こういう話だと思いますが、先ほど私も答弁で申しあげましたけれども、公民館やBG、海洋センターでの活動、あるいは新春マラソン記録会、それから11月の文化祭等を拝見しておりますと、私の目には元気に生涯学習活動をされているなという思いをいたしております。

また、学校教育においてもですね、まあ、詳しくお話する場がありませんでしたが、幼稚園児からの英語の授業、これもなかなか他市に先駆けての取り組みかと思えますし、あるいは小学校で過日縄跳び大会の様子を拝見することがございましたけれども、これもなかなか鋸南小らしい特徴のある取り組みだなあと思っておりましたし、あるいは中学校においてはなんとと言っても文化祭でしょう。この内容の充実、そういったことを考えますと、またそれぞれの運動会、小学校においては今や春先に行われるのが常識となりましたので、鋸南小においても5月第3週に実施してございましたけれども、そこでの保護者をはじめ、地域の御来賓の皆様とか、さまざま元気な姿を見るにつけ、私はなかなか盛んにやっているのではないかというふうに感じておったところでございます。

あるいは広報活動につきましても、町報はじめ房日新聞等々お願いしてございますが、まあ、寂しさを感じておられるということですので、さらにさらにPRに努めていきたいなというふうには思っております。

いずれにいたしましても、せっかく良いことをやっておりますので、もっともっと町民の皆様に見てもらおう努力を私ども行政もしていかなければならないなど、強く思った次第でございます。

御指摘ありがとうございます。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問は。

はい、青木悦子君。

**○2番（青木悦子君）**

まあの、総合戦略の中の、アクションプランの中に、学校を核として、学校と地域が連携協働した取り組みや地域資源を活かした教育活動を推進ということになっています。全てを地域と共同してということはありませんけれども、やはり、その、元気を町民皆がともに感じ取れるような、アピールをしていただいて、少しでも見に行こうとか、一緒に参加しようとか、そういう形にいけば町民も「あ、鋸南町がんばってるな」ということもわかるでしょうし、外から見ても鋸南町元気だなということがわかれば、住んでみようかなという人も出てくるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、ふるさとへの愛着を育む生涯学習の推進についてです。総合的な学習の時間の充実、え一副読本、鋸南の歴史の見直し、活用について基本的なふるさと学習としてもとても大切なことだと思います。

そこから発生する具体的な体験活動が見えてきません。まあの、今見直しの最中ですので、これからだとは思いますが、人口減少を食い止めて、ふるさと創生を図る喫緊の課題を解決していくには、まだまだ物足りなさを感じます。まち・ひと・しごと創生総合戦略のアクションプランにも示されていますように、え一学校を核として、学校と地域が連携した取り組みや、地域資源を活かしたまさにこの鋸南の歴史、地域資源だと思います。教育活動を進めています。

その辺の具体的な構想がありましたらお示してください。

**○議長（伊藤茂明）**

教育長 富永安男君。

**○教育長（富永安男君）**

ただいま御質問いただいた件についてであります。地域の人材の、やはり、積極的な活用というのはあるかなと思ひまして、青木議員の意見を聞くなかで、私も強く、実は思っているところでありました。中学校ではですね、1年生を対象にまあ現在大人の

団体ですが、鋸南ガイドボランティアによります歴史講話というのを実施しております。

それから、史跡めぐり、これを毎年11月に授業として実施しているところでもあります。

28年度におきましては、公民館教室の中で、対象を一般や親子に広げまして、鋸南町の歴史を学ぶ機会を提供していきたいなど、このように考えております。

また、今見直し中の新編鋸南の歴史についてでございますが、なかなか活動の様子が見えないぞという御指摘でございますけれども、今粛々と編集作業を進めておりますけれども、これは私の構想であります、小学校5年生から総合的な学習の時間の中で主に勉強をさせていくわけですが、中学3年まで配布して、まあいわばテキストとして中学校2・3年についてはもう、ひょっとしたら入試の対策の一つとして活用していただくかなと。

そういった中で5年間を経過した後に例えば高校生になったら、鋸南の史跡文化財全てをね、よそから来た人たちに案内をするガイドボランティアとして立派に成長するなどという姿があってもいいのではないかと、私はそういうふうに思っております。それが、愛する鋸南町を、他の人たちにころよくおもてなしをしますと言いますか、そういうことか態度ではないかというふうに私は思っておりますので、まあそんなことの一テキストになっていけばいいかなと考えているところでございます。

またあの、御指摘の学校と地域が連携協働する体制というのは、これはあの、昨年4月にですね、千葉大の明石先生が講師に来た時にも、青木議員とは、さまざま、そういった同じ観点でもって、多少意見を交わし合った思い出がございますけれども、まったくもって私はぶれることはありません。

それぞれ学校教育・社会教育・政治・家庭教育がそれぞれ一生懸命やっているんですけども、単独でやっていたらいいってもんじゃないですよ。それらが一体となって、連携してやっていくのが鋸南教育ですよ、確か私その場で申し上げた記憶がございます。

その思いはまったく変わっておりませんで、さらに強化してまいりたいとこう思っております。その表れとして、現在は中学校で言いますと、11月に職場体験学習を実施しておりますが、議員御存知だと思いますけれども、これをさらにやはり充実、進化させていきたいなど、あるいは1年生を対象として、ヒラキですか、魚、ヒラキ学習をやっているんだそうですけれども、まあ、やっているんだそうですけどって、非常にあの、他人事で申し訳ないんですが、これも私も今年はずぶさに見て、そしてまた改善するところがあれば、ですし、また、こういった良いものはさらにやっぱり、進化発展させていきたいなど思っておりますが、まあそんなことがございます。

いずれにいたしましても今後ですね、地域学習を発展させていくには、先ほど申し上げましたように、地域の人材の活用、これも必要不可欠でありましょうし、学校と地域が連携協働する仕組みについても、これもさらに模索をしながらでも、子どもたちの豊

かな学びを創造する、あるいは地域の将来を担う人材育成につながるという点では、もっとも私も検討していかなければならないことだというふうに認識しております。

いずれにいたしましても、教員の先輩に対しても、釈迦に説法でありますけれども、教育はもとより、100年経営でございますし、まちづくりはひとづくり、正にそうであります。

そういった中で、私はあの、教育で人口減少を食い止めるなどというような、大それた大上段に構えた考えは毛頭ございませんけれども、ただ、粛々と、確実に取り組んでいく中で、必ずや、5年10年現れなければならないし、現れるというふうに固く信じて教育実践をしている一人でございます。

汲み取っていただければと思います。

いずれにしましても、青木議員さんには、専門の教育の観点から、さまざま御指導、御鞭撻もいただいておりますので、今後とも、この場をお借りいたしまして、さらなるよきアドバイスを賜りますよう、改めて申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

#### ○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、青木悦子君。

#### ○2番（青木悦子君）

まあ、不足ですけれども、学校教育においては、地域の活性化を担う人材の育成と、輩出といった機能、社会に送り出すための育成と社会に送り出していく機能を担っているんですけれども、同時に人を外に流出させる機能も担っているわけですね。

塾に通わせて良い成績を取って、都会の大学に出して、鋸南町のお金で、鋸南町で一生懸命働いて子どもにかけたお金が大袈裟ですが全て都会に流れていってしまうわけですね。

都会のための人材を田舎は育ててるわけですね。ですから、やはり、Uターンを回収するくらいの勢いでやらないと、今この危機は乗り越えられないと私は思っています。

そこで、私が先ほど、まあ歴史、鋸南の歴史のボランティアを将来、子ども、今の子どもたちがというお話がありましたけれども、少し私が夕べ考えたことを話させていただきますので参考にさせていただければと思います。

あの、冒頭に申し上げておきますが、教育委員会だけが、がんばって教育施策を立てても町の活性化にはつながらないと思います。

そこをしっかりと踏まえて聞いてください。

鋸南町には、そうですね、良い財産があります。鋸南町の財産ではありませんけれども、足立区少年自然の家に宿泊する子どもたちがいるわけですね。そこと、交流学習

をしながら、鋸南町のすばらしさを知っていただいて、子どもたちがそこで、鋸南町のすばらしさをアピールしていったりとか、そこで歴史ボランティアを、学んだ子どもたちが都会の子に、何カ所でもいい、歴史を案内してあげたりとかそういうこともできるわけですね。

これは学校だけでは無理ですね。町がいろいろ企画運営もしてあげないと、学校だけでは無理だと思います。

次に、城西国際大学のセミナーハウスがあります。で、ここに来る学生たち、あるいは大学と、タイアップして、どんな学生たちが来るのかを把握して定期的にそういう人たちの力を借りて、利活用させていただいての活用もあるかと思います。

そんな中で鋸南町を理解していただいて、鋸南町に時々社会人になっても来ていただく、そこに住んでいただく、そのようなことにもつながっていくと思います。

次は、都市交流施設を活用したイベント、あそこで子どもたちが都会の子と一緒にあるいは、じゃあいろんなことは考えられますけれども、そこでまああの、第六次産業を考えているのであれば、そこでものづくり体験を一緒に行ったり、交流活動ができていくわけです。これはまあ本当に単純なことなのでいろいろ知恵のある方たちが考えればもっともっと幅が広がっていくと思います。

まあ、タベ3点考えたんですけれども、鋸南町の良さをより理解してもらって、観光や将来の移住等につながる手段となるのではないのでしょうか。次に地域の特性を活かして、地域ぐるみで子どもを応援し、学校と地域が共に学び合う活動、ということで、先ほどおっしゃった、鋸南町の歴史を学んだ子どもたちが大人のボランティアとともに案内役に出てみる。これが生きた学習、体験活動ではないのでしょうか。方法としてはまだいろいろ考えられると思います。これも学校だけでできるものではありません。

前回私はカーネーションの後継者がいないということで質問をさせていただきましたけれども、鋸南町の花を使ったフラワーアレンジメント体験などもすることによって、鋸南町の産業、そういうところに目を向け、そして文化祭等に飾る、大人と一緒にフラワーアレンジメントを体験させてもらって、そういうものを文化祭に飾っていくことによって、より鋸南町の住民であるということ、鋸南町の産物への理解を示し、鋸南町の産物への大切さを知る、そういうことにもつながっていくと思います。

次に、今、菜花が最盛期ですけれども、例えばです、菜花を育てるとまではいきません。ですが、菜花づくりに精通した方もいらっしゃいますので、そういう方たちの知恵をお借りして、ちょっとした耕作放棄地で体験活動をして、菜花を、菜花づみをして、地域の支援者とともに調理をして、なんかこう、どういうもののおいしいだろうとかそういうことによって、ふるさとの産物への理解、愛着、外へのアピール、そういうことにつながっていくと思いますので、ぜひ、学校教育だけでふるさと創生につながるという教育は完結しないということ、町全体で子どもたちを利用して言葉はおかしいですけ

れども、子どもたちと一緒にやっていくことが将来につながっていくんだっていうことをきちんと踏まえて、各課が、どうやって子どもたちを、この町を元気にするために、この町とともに歩んでもらおうかということ、を考えていただくような、施策をとっていただければありがたいです。

以上ですがもし、これについて、あの、御答弁があればお願いいたします。

**○議長（伊藤茂明）**

教育長 富永安男君。

**○教育長（富永安男君）**

青木議員には非常に高所からの御指導、御指摘をいただいたような思いがしております。まあ、時間の関係もありますから、一言で御解答させていただきますと、私は元々学校教育だけで完結できるなどと毛頭思っておりません。それが故に社会教育の充実、社会体育の充実がぜひ必要だと唱えてきた者の一人であります。したがって、そういう姿勢につきましては、28年度、さらに強化してまいりたいと、こう思っております。

それから、まあよき施策をとというのも、確かにそうだと思いますが、ただあの、学校教育というのはまあ、議員も私も長いこといましてからあれなんです、この学校教育特有のやはり雰囲気風土がございまして、学校教育でなければできないことがもちろんあるわけなんです、結論から言いますと要するにそれぞれ学校教育・社会教育・社会体育の良さがありますので、お互いにできないところを担っていくと、これが一番いい施策じゃないかなと、思っています。

そういうことで、28年度、また青木議員におかれましては、さまざま御指導いただきたいところでありますが、ただまあ学校教育について言うならば、私は一言申し上げさせていただきますたいのは、私も教員時代、あるいは管理職時代、いろんな学校に行きましたけれども、一番大事なことは、子どもにとって、この学校にまあ、三芳中であろうが、鋸南中であろうが、この学校で学ばせて良かったと思わせなければならない。

保護者にとってみれば、この学校に通わせてよかった。学ばせて良かったと、そういうふう実感できる学校経営でありたいなということは口酸っぱく言ってまいりましたし、私も十分ではありませんでしたけれども、初志は貫徹したつもりであります。

まあそんなことを、鋸南教育においてもやはりやっていきたいなと、こう思っている次第です。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございます。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問は。

はい、青木悦子君。



## ○2番（青木悦子君）

終わるつもりでしたが、すいません。

やはり、もちろん今教育長がおっしゃったことは、とても大事なことですし、これが最終的な子どもたち親たちの想い、かもしれない。でも、気が付いたら住んでいる町がとても元気がなくなっちゃったよっていうことでは、これはいくら良い学校教育をしても、価値がありません。よそへ行ってがんばるしかないです。

やはり、鋸南町を元気にして、未来の鋸南町をつくっていくんだっていう意気込みのある、そういう元気な教育を、決して鋸南町に子どもたちを縛り付けるということではありませんよ。ここでやったことは例えどこに行ってもきっとふるさとを大切に、生き抜く力が養われていくと思います。

ただ、やはり、鋸南町の子どもは鋸南町が育てるといって、よそから来た先生たちに、鋸南町を、よりよい鋸南町を理解してもらって、鋸南町独自の教育を、全部がじゃないですよ。やっぱりそういうふるさと創生という意味の部分で、共通理解をして、教育行政が変わり、トップが首長である町長になったということも、とても、今、そういうことを学校に伝えて、学校にお願いし、共に歩いていく教育行政ができあがったわけですから、これは、やはり開かれた学校ということ。開かれたまちづくりということで、お互いに手を携えて、お互いの意見を述べ、お互いの力を出し合って子どもたちを育てていくという、そういうところが、やはり、絶対に後に引く必要は、私はないと思います。

時代は変わっています。

これで、終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

## ○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

## ○町長（白石治和君）

本来であれば、私が答弁する立場ではないんでありますが、まあ最終的にですね、青木議員からのお話はこれはもう社会のことを指していると、そう理解をしております。

子どもたちの教育は、正にですね、大人が範を示すということが大事なことであらうと、そう思います。大人が範を示す社会をつくるということが、子どもの教育にとって、絶対条件であるということ、私は認識をしておりますので、なお一層ですね、範を示せるような、大人になっていかなければならないと、そういうことを戒めて、答弁とさせていただきます。

## ○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

青木悦子君。

**○2番（青木悦子君）**

ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

**○議長（伊藤茂明）**

以上で、青木悦子君の質問を終了します。

ここで午後3時30分まで休憩といたします。

…………… 休 憩・午後 3時20分 ……………  
…………… 再 開・午後 3時30分 ……………

**◎一般質問**

**◎5番 小藤田一幸君**

**○議長（伊藤茂明）**

休憩を解いて会議を再開します。

次に小藤田一幸君の質問を許します。

**○議長（伊藤茂明）**

5番 小藤田一幸君。

[ベルが鳴る]

**○5番（小藤田一幸君）**

お疲れでしょうけど、よろしくお願いいたします。

私はあの、先ほどから何回も出ている10.35%の減少率というのが非常に引っかかって一般質問をさせていただきます。

確か5年前は8.5%でした。今回他の市町村を見ると、館山が3%の減少率、それから鴨川が5%、南房総市が7%ですね。それに比べて鋸南だけが二桁の10.35%という、こういう数字になっています。

数を言うと九百二十何人、地域で言うと、これは佐久間地域の人口と同じ人数です。この5年間で佐久間が一つ消えたということになるわけですね。このことについて非常に私は危機感をもっています。

もう一つの資料を紹介したいと思います。

これは、去年ですね、4月17日の毎日新聞の千葉版です。

県内自治体の平均所得と順位というのが出ていました。県内54市町村ある中で、鋸南町は下から2番目です。53番。この前の統計ではワースト1でした。

平均の所得が 252 万 4,000 円ですね。つまり、現在の鋸南町というのは所得が県下でまあ、一番最下位のクラスで、そして人口は 900 人も減っているという、それが実態です。確かにアンケートを取ると、良い地方だ良い地方だというのがあれしていますけれども、このままだったら、日本創成会議じゃありませんけれども、将来的には消滅します。

人口が減ってどこが良いかって言うと、良いことはなにもないですね。

まず、スポーツ団体がどんどん駄目になります。町だけの子どもたちではチームができなくなる。学校はどんどん縮小、子どもが少なくなりますから、職員はどんどん削られます。

私が初めて勤めた頃の鋸南一中は学年 3 クラスありました。しかも大体いっぱいいっぱい的人数ですね。それが、帰ってきた時、学年 10 だなんて、保田小、聞いた時にはビックリした経験がありますが、そこで、私は農業とですね、観光面で、二つの面で、町の施策について質問をさせていただきたいと思います。

2 点あります。

1 点目は、将来に向けた本町の農業政策について。

2 点目は、佐久間ダムの花観光について。

農業政策については三つあります。

高齢化、後継者の不足、耕作放棄地の増加など、本町の農業は大変厳しい状況にある。わが町の基幹産業たる農業について、将来に向けてどのように取り組むか、3 点について伺う。

まず一つ目、農地中間管理機構がスタートしているが、その貸借の実績はどうか。

二つ目、町の農業活性化に向け、都市交流施設である道の駅保田小学校で、野菜・枇杷・花などの農業体験を実施していく方策について伺う。

三つ目、現在本町では国の「青年就農給付金制度」を活用した 3 名の新規就農者や、他に町内で就農を志す方もいる。町では新規就農者の定着を図るために町独自の工夫や支援策等を検討しているか。

2 点目を言います。佐久間ダムの花観光について。

国勢調査速報値によると、本町の人口減少率が二桁となり前回に引き続き県下 1 位となった。地域活性化のため、ダムの花観光で今以上に地域住民が農産物の直売等で、収入を増やしていくことができないか。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

#### ○議長（伊藤茂明）

5 番 小藤田一幸君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

小藤田一幸議員の一般質問に答弁いたします。

1 件目の「将来に向けた本町の農業政策について」お答えいたします。

御質問の1点目、「農地の中間管理機構がスタートしているが、その貸借の実績はどうか」についてであります。農地中間管理事業は、地域農業を守るため、「農地の集団化」また「経営規模の拡大」「新規参入」を促進することで、「担い手への農地集積」「耕作放棄地の解消」に向けて、平成26年度に創設された事業であります。

農地を貸したい方、農地を借りたい方、出し手、受け手、双方の相談を受け、農地貸借の仲介を行うもので、事業開始当初の説明では、農地を貸したい方から登録された農地を中間管理機構が2年間借り受け、荒廃が進まないよう機構が管理し、その間に借りたい方とのマッチングを実施、仲介の結果、貸借に至らなかった場合は農地をお返しするというものであります。

しかしながら、機構には借り受けた農地を管理できる人材や体制がなく、結果として、受け手がいなければ、機構が借りてくれないという状況が生まれております。

また、出し手には、受け手の情報が示されず、どこの誰かもわからない人には貸せないという抵抗感から登録しない、あるいは、検討している間に公募期間が経過してしまい登録できなかったなど、いくつかの問題点が指摘されておりました。

このようなことから、平成27年度は、マッチングにあたって、受け手情報の開示を可能とし、公募期間も随時可能とするなど、いくつかの点で改善され、千葉県における貸付け申込件数は平成26年度の545筆から3,074筆に増加し、マッチング件数は1,138筆となっております。

鋸南町では、平成26年度における出し手の申込み21筆に対し、9筆のマッチングがありました。

この受け手はいずれも新規就農者によるものとなっております。

平成27年度における出し手の申し込みは、現在25筆となっておりますが、残念ながら新規の借り受けの実績はありません。

現在機構に登録されている農地は37筆となっております。昨年10月には農地の貸付けに関する意向調査を実施し、貸付け意向のある方に、農地中間管理機構への貸し出し制度をお知らせしているところでございますが、機構では登録は受け付けるものの、受け手が見込めない農地は借りないとの、借りないという現在の方針でありますので、出し手はいても、受け手がいない状況で、マッチングが進まないというのが実情でございます。

鋸南町の農地は、中山間地が多く、効率的な営農が難しいといった弱点もあり、借り受けがなかなか進まないことも考えられます。今後は、人・農地プランを集落で協議し、

農家の方々が営農しやすいよう集積を進めることで、農地中間管理事業を推進するのが望ましいのではないかと考えております。

御質問の2点目の、「町の農業活性化に向け、都市交流施設である道の駅保田小学校で、野菜・枇杷・花などの農業体験を実施していく方策について伺う」についてであります。農業体験をはじめとする、各種体験については、現在申請中ではありますが、地方創生加速化交付金事業において、住民と都市との交流を目的とした第1次産業、商工業などといった産業体験、文化・歴史体験、移住定住に向けた暮らし体験など多種多様な体験メニューの構築を行うこととしております。

特に高齢化が進み、後継者不足が進む農業分野については、家族経営が中心で農業法人などの組織がないことから、受入体制の構築や多様な交流体験メニューの構築が困難なことが予定を。予想をされておりますが、町の基幹産業の1つであり、市場からも信頼がある地域であり、生産者は高い技術を持っていることから、産業体験や暮らし体験を通しての町の魅力発信は、必要不可欠なものとして認識しております。

今後は、研修場所にもなり、体験モデルとなる温室ハウスなどの体験受入施設や駐車場整備も検討してまいります。

また、空き農地等を活用した、田舎暮らし体験などの実施も検討し、青年新規就農者やアクティブシニアのセカンドライフなど、定住の促進にもつなげてまいりたいと存じます。

また、こうした取り組みを道の駅保田小学校において、紹介、受付することのできるワンストップ窓口を設けるなど、町内全域の農業者の参画を促進してまいりたいと考えております。

御質問の3点目、「現在本町では国の「青年就農給付金制度」を活用した3名の新規就農者や、他に町内で就農を志す方もいる。町では新規就農者の定着を図るために町独自の工夫や支援策等を検討しているか」についてであります。3名の新規就農者につきましては、国の青年就農給付金の交付を受けていることから、半年ごとに安房農業事務所などと連携して、就農状況の確認が行われております。

この中で、思うように収益が伸びていないことが伺えます。収益が伸びない原因は、技術的に未熟な部分もあるということもございしますが、露地での野菜栽培が中心のため、天候や気温に左右される自然的要因、機械や資材の不足により、作業が進ま、進まないなど、などの物的要因、借りた農地の土壌的な要因など様々考えられます。

町といたしましては、若い新規就農者が、地域に根付き、営農を継続し、担い手となるよう支援は必要と考えております。支援の方法は様々あろうかと思っておりますが、新規就農者だからこそ必要となる事柄に対して、重点的に支援をしてまいりたいと考えております。

支援策検討にあたり、新規就農者3名から、どんな点で苦勞があるのか、どのような

支援を望んでいるのか、直接お話しを伺いました。

一つは、農機具、資材に関しての意見がございました。農業機械の充実の必要性はもちろんでありますが、クワやスコップなどの小さな農具やロープなどの資材の調達も、最初から揃えとなると、それなりの経費が必要であります。

使わなくなった資機材を有効に利活用できる仕組みがあると助かるとの意見でありました。

また、借地予定の農地に関する情報が欲しいとの御意見も伺いました。

借りようとしている土地が水が出やすい土地なのか、どのような作物が作付けされていたのか、これまでの肥料の状況など、土壌に適した作物の選定に参考となる情報が欲しいとのことであります。これらの意見をさらに精査しながら、支援策について検討してまいりたいと考えます。

また、鋸南町の新規就農者3名は、同じ農業大学校で学んでいたため、お互いの協力で人手不足を補い、レンタルした農機具を共同で利用するなど、相互に協力を図っておりますが、さらに、新規就農者と既存の農家の若手後継者等の情報交換や相互協力ができるような、ネットワークづくりも有効と考えますので、働きかけてまいりたいと思います。

2件目の、「佐久間ダム花観光について」お答えをいたします。

「ダムの花観光で今以上に地域住民が農産物の直売等で、収入を増やしていくことができないか」についてであります。佐久間ダム公園は、年間を通じた花の郷を目指して、多種多様な植栽を施し、皆様も御承知のとおり早春の花観光の時期には、お蔭をもちまして、大勢のお客様に来訪していただけるようになりました。

来訪客への農産物の販売等は、町からのおもてなしや宣伝の意味も含めまして、必要不可欠であると考えており、地域、町民の皆様が、おもてなしの心で対応していただくことは大変ありがたいことであると考えます。

収入を増やしていただくためには、ダム公園はもとより、周辺部においても、里山の景観を生かした農園や直売所などを地域の方々が展開していただくことも期待しております。佐久間ダムを中心とした周辺の地域が活気づくことにより、地域経済の発展や観光振興の発展に寄与するものと考えます。また、ダム公園におきましては、地域の方々が活動できるよう、地域と来訪客を繋ぐふれあいの拠点として、「たまり場」と呼ばれるようなスポット的な部分の整備も必要と考えます。

公園内の中心部に、より多くの方々が有効的に使用できるスペースの確保について、地域の方々の御意見もいただき、今後協議を進めさせていただきたいと思っております。

なお、農産物の販売等については、露店や簡易的に軽トラックを使用して販売するなど、様々な形態が考えられますが、ダム公園を利用する際の手続きは鋸南、「鋸南町立公園の設置及び管理に関する条例」の中で規定されておりますので、利用に関し、わかり

やすく、広報紙等により周知してまいりたいと考えます。

多くの皆さんが参画していただくことにより、地域の盛り上がり、盛り上がり、潤いが生まれ、地域経済の向上に繋がることを、大いに期待をさせていただきたいと思えます。

以上で、小藤田一幸議員の一般質問に対する答弁といたします。

**○議長（伊藤茂明）**

小藤田一幸君、再質問ありますか。

はい、小藤田一幸君。

**○5番（小藤田一幸君）**

それではあの、農地中間管理機構、これについては、国の施策ですので、一つだけ、飯田課長に質問をさせていただきます。

この答えの中に出し手がいて、受け手がいずれも新規就農者だったと。で、議会だよりの議会活動トピックスのところに12月17日産業常任委員会でいろんな視察をしたと、そういう写真も載っていますけれども、その時新規就農者が、問題点がないかって聞いた時にですね、こう答えてましたね。多分下佐久間じゃないかと思うんですけどね。重粘土だと、それから、田んぼを借りたんで水が捌けないんだと、それで非常に困ってるんだと、そういうことを言っていたんですがね。

彼らたちは別に米をつくるわけじゃないんですよ。畑なんですよ。畑でね、重粘土でもって、いつも水浸しでは、これは、ねえ、農作物はできませんこれは。

これは大変だなと思って聞いていたんですけども、これは竜島の方にはいっぱいあるんですよ土地が、実は。もしこれは、5年間契約で契約したと思うんですが、契約更新っていうのはできるんですか。

それを一つ質問したいと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

契約更新というのは、農地を借りている方との契約更新の意味でよろしいんでしょうか。それとも新規就農の5年間。

新規就農の制度につきましては、5年間ということを決まっていますので、それを延長することはできないというふうに考えております。

また、借りている土地の部分については、所有者との話になりますので、それについては延長できるのではないかと考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問は。

はい、小藤田一幸君。

**○5番（小藤田一幸君）**

これは新規就農者にしてみればね、大変な問題で、そこから収入を得て生活をするわけですから、しかもあの150万しか収入がないんですからね、国からの。

農地も機械もなければ農機具もないし、ああ、農具もないし、ビニールも皆買わなきゃいけないんで、これは大変なことだと思いますんで、ぜひその辺は尽力をしていただければと思います。

いいですか。

ぜひ、一つよろしくお願いします。

向こうですかね。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

農機具、資材、そういったものが足りないということは、伺っております。そういった部分につきましてもですね、なんらかの支援ができないかということで現在検討している最中でありますので、できるだけ前向きに考えていきたいと考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問は。

はい、小藤田一幸君。

**○5番（小藤田一幸君）**

それでは2番目に行きます。

都市交流施設の保田小の問題なんですけど、現在あの、富楽里ではですね、枇杷倶楽部もそうですけれども、こういうものを出しています。

で、この中で枇杷倶楽部、あの、富楽里を中心にして、枇杷狩り、それからいちご狩り、ブルーベリー摘み、みかん狩り、それから太巻き寿司、今年は枇杷ジャム作りはやらないそうです。枇杷ができないみたいで。枇杷の葉染め、それから、フラワーアレンジメントですか。

富楽里を中心として非常にあの、農業体験をやっています。これはやはり、枇杷倶楽部はもう20年経っていますし、それから、富楽里はもう十数年経っていますね。で、この時間的なあれが、もうこれだけ経っていますので、保田小学校も少し真似をしなきゃいけないと思います。

二つ質問したいと思います。

一つは全協の時にも話があったんですが、現在申請中のあの、地方創生加速化交付金事業というのは、どのくらい、これが交付される可能性があるのか。その結果はいつ頃わかるのか、質問いたします。



**○議長（伊藤茂明）**

総務企画課長 菊間幸一君。

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

加速化交付金につきましてはですね、現在申請はしました。後は結果を待つだけなんですけど、3月中には来るとお思いますので、3月7日までにもし、結果が来ればですね、その結果に基づいた中で補正の方の対応をさせていただきたいと思っておりますが、ちょっとこれはですね、今のところまだ来ておりませんので、3月中にはもう来るということ間違いはないと思います。

ただ、結果の、なんて言うんですかね。6,000万で一応要求していますので、それが全て通るかっていうのはですね、ちょっとまだ、今のところまだはっきりわかっておりません。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

小藤田一幸君。

**○5番（小藤田一幸君）**

少し中身を、富楽里の中身を説明したいと思えます。

例えば枇杷狩りですと、四つありまして、枇杷狩り30分食べ放題、5月7日頃から5月15日頃が2,600円。季節によって4段階、一番最後、6月16日頃から6月25日頃で2,000円。

時期によってね、値段が違いますからね。

それから、枇杷食べ放題でも農家さんからいただいた完熟枇杷を召し上がるプランですと。枇杷狩り30分食べ放題は完熟枇杷をお客様にもいいただくプランです。3粒枇杷もぎ取りというのは、完熟枇杷3粒をお客様にもいいただくプランですと。枇杷の試食3粒。これは、農家さんがもいだ完熟枇杷をいただくという、こういう非常に細かいプランでできているわけです。

私あの、前に土地改良で安房の土地改良で研修旅行に行った時に、岩井の枇杷をやっている方からですね、こんな話を聞きました。

大丸の地下にある、1箱7,000円で売っているいろんなフルーツ、それでも買う人がいるんですね。どういう店か分かると思いますがね。でも、それだけ買った人が、自分のところに来て、そこよりも美味いって言ったっていうね、そんなことを自慢げに話してましたけれどもね。

いかに品質の良いものを出しているか、私もできるだけそういう枇杷をつくりたいなと思っているんですがね、肥料だとか、入れる時期がちょっと違うんですよね。で、あの、私はあの、4年間、あの、東京都の北区の学園にちょっと勤めたことがあるんで、農業体験で、どういう農産物が岩井にできて、富楽里がどういうふう動いているかっ

ていうのをちょっと、普通の人よりはわかっているつもりなんですけどね。

で、枇杷倶楽部、富楽里は、5%の紹介料を取るんだそうですね。そういうことをして、地域の農業の活性化に努めているんですが、ここで質問なんです、まあいろんな取り組みを道の駅保田小をワンストップの受け入れ窓口として活用すると、こう答えていますが、これは保田小、道の駅保田小学校のどこの組織がこれを受け入れるか、それを教えてもらいたいです。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

今現在ですね、保田小学校、道の駅のところ、町のコンシェルジュという形で窓口を設けております。そこでですね、対応をしていただくような形になろうかと思いたいますが、今現在1日対応の職員が2名付いてですね、観光とか、その辺の斡旋等を行っておりますので、それに伴ってですね、その他プラスでですね、できれば良いと思っておりますが、これは今現在共立さんと指定管理の、やっておりますので、今後また話し合いを設けていきたいと思っております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

小藤田一幸君。

**○5番（小藤田一幸君）**

この辺がちょっとやっぱりこれから問題になってくるでしょうね。

富楽里にしても枇杷倶楽部にしても、例えば富楽里で説明しますと、あそこはあの、農産物をやっているところがありますね、それから水産、それから惣菜をやっている。その三つがまあ会社組織ですかね、こうやって。それであの、常時、まあ、4、5名、3、4名くらい常駐しているんですよ。枇杷倶楽部もそうです。

保田小学校の場合はこれは、指定管理者ですから、当然これはあの、共立メンテナンスが常駐してやると思うんですがね、この辺があの、地域から挙がってきた人が運営するのとまったく違うね、共立メンテナンスの職員がやるのと、果たしてそれがうまく回るかどうかという心配があるんですが、その辺はいかがでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

まああの、共立さんとはですね、月1回、共立主催の会議を月1回ですね、開くことになっていきますし、また、それとは別に、町主催でですね、年に4回ですか、協議をしていくということになっております。

それから今現在、あの、加速化交付金につきましては申請いたしまして、体験農業の

メニュー等、50 種目ですか。その辺を目標にですね、やっていこうということになっていきますので、まだちょっと不確定要素の部分がありますけれども、まあこの辺の事業がですね、決まりましたらですね、当然その辺の対応だとか、今議員さんが御心配しているところ等もですね、煮詰めていかなければならないと思っております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問は。

小藤田一幸君。

**○5 番（小藤田一幸君）**

その辺は、ぜひあの、農業の活性化、地域の活性化のためにですね、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

また時期を見て、質問をさせていただきたいと思ひます。

続きまして、新規就農者についてです。

いままでこの鋸南の農業についてはいろいろ言っています。全国の平均が、農家の平均がもう、68 歳ですかね、多分。鋸南がもう七十何歳、で、一昨年、前にも言いましたが、一昨年 4 名の竜島の農家の人がやめました。

一人が病気、あと 3 人は高齢化なんです、高齢化の中でも純粋に高齢化でやめた人が一人。それから、耕運機が自分の身体の上に乗っかっちゃって、ドクターヘリで行って、できなくなった人が一人。それから死亡が一人。この 4 名。

そしたら去年はものすごいね、あの、ブタ草、黄色いやつが生えましてね、もう普通の草刈りではできなくなるような太いのが生えまして、土地改良の理事と二人で何度も行行って、刈らせたんですが、丁度産業常任委員会が視察に来た時はきれいになっていたんで分からなかったと思ひますが、今後、そういう状況が絶えず生まれると思ひます。

で、平均、80 歳どころか 85 歳くらいになる人が、片手すぐ数えられるくらいの方がいますんで、あと 5 年、10 年経てばもうその人たちはできなくなる。

そうした時にですね、もう新規就農者というのはこれはもう絶対にこれは必要になってきます。彼らたち、昨日もちよっと話したんですが、確定申告やってきたって言って笑ってましたけれどもね、あまり稼ぐと 150 万貰えなくなるぞって冗談言ったんですけど。

もう彼らたちの助けがなければ、もう竜島のあの原は維持できない状態に、もうすぐなると思ひます。そういう意味で、実際担当している飯田課長さんにまたお願ひなんですがね。ぜひあの、細かい援助をしてやっていただきたいと思ひます。というのはあの、もちろんトラクターはないんですよ。ハウスもないんですよ。だから苗が育てられないんですよ。で、誰かのやつ買って、で、その料金はどうするんだって言うとも身体で返しているって言ってました。

で、ちよっとこの前大風が吹いた時に、ビニールをやるんですけどね、あの、ト

ンネルね。支柱がね、本当に細いんですよ。だから飛んじやってね、困ってましたけれどもね。あれまともに一反歩の支柱買ったら莫大な金がかかりますからね。

まあそういう状態で非常に苦勞をしていますので。もっと竜島の土地借りたいかって聞いたらぜひお願いしますって言ってましたので。

とにかく私は最初に彼らたちに会った時に聞いたのは、いったいいままでどうやって暮らしてたんだって聞いたら、富浦で枇杷かけのアルバイトやって稼いでいたって言ってたね。そんな状態ですのでぜひ、暖かい御支援を一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でこの件、新規就農者についてはお願ひをして終わりたいと思ひます。

続きましてあの、第2点目の、佐久間ダムの花観光ですが、実はあの3年前の6月議会でこの問題について質問をいたしました。

河津町では最初に売店ができたのは1軒か2軒。今は300軒になっていますね。で、1軒当たりの売上高が何百万円というね。行った方は分かると思いますが、いろいろな種類の売店が並んでいる。確かに花も良いんですがね、花より団子でやっぱりいろいろなものを買いながらその土地の人と会話してね、いろいろなことを分かるという楽しさもあると思ひますのでね、で、私がある時に提案したのは、あの、無料休憩所の手前の、あの3台の車の置く、ちょっと中型のバスが入るようなところ。そこに河津町みたいな、バラックみたいなあれが建てられないかという質問をしたら、答えは、そこは駐車場だから駄目ですというね、そういう答えが返ってきてもう、3年経ってもちっとも変わらないですね。

先ほどあの最初に言ったとおり、もう54ある市町村の中のもう最低クラスの収入しかない。しかもどんどん減る。なんとかしなきゃいけない。いつまでも手を打たないで、このままどんどんやってたら、これはもうね、また二桁の人口減になると思ひうんでね。ぜひこの辺は、あんまり持ち上げると大変ですけども、飯田課長さんにお願ひをして。

この中でこんな具体的な提案がありました。

たまり場をつくりたいと、ね、ふれあいの拠点としてたまり場をつくりたい、非常に具体的な答弁をいただきました。で、まあ、軽トラックを使ってやりたいと。ただ最後にこの条例が出てきたんですね。鋸南町鋸南町立公園の設置及び管理に関する条例、ただこの条例が曲者でもって、条例でもって店が置けるような場所はどこかって言ったら、あの、無料休憩所があつて、橋を渡つて、あの左方なんですね、トイレがある。多分あそこくらいしか店ができなんですよこの条例。後は皆道路ですからね。

このたまり場をどこに考えているか、答えていただければと思ひます。

もし考えていたならば。

### ○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

たまり場をどこにということですが、今現在ダムの人の流れを見ておりますと、やはりあの、無料休憩所の周辺、先ほど議員おっしゃられたような、中型バスが3台停まるような駐車場がございますけれども、その辺が一番人のたまりが多い所。

そして次が、その先の橋を渡った先の都市の交流広場という所辺りに非常に人が多くございます。そういった場所をですね、やはりなんらかの形で整備をしながらですね、まあ皆さんがたまって、また地域の方たちが経済活動ができるような、そういったような場所を整備していければ非常によろしいのではないかとということで、現在検討を進めているところであります。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問は。

小藤田一幸君。

**○5番（小藤田一幸君）**

そうですね。やっぱり無料休憩所のあの、えっと、駐車場もそうですが、橋の反対側、無料休憩所の反対側の空いていますよね。まあそういういろんな所を考えていただいて、少しでも収入が得られるようなね、そういうことを考えていただければと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、町長 白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

いろいろあの、小藤田議員さんからですね、御指摘と御指導をいただいております。

折角あのですね、小藤田議員さんは土地改良の理事長さんでありますから、今町はですね、県からダムの管理を委託をして、そしてまた土地改良の方をお願いをしているというようなことになっているわけでありまして、これはあの、なかなかこの周辺のですね、ダムではですね、そういう形態にはなっておりません。直接県から土地改良が管理委託を受けているというようなことが実態でありますから、折角あの、そういうお考え等を理事長としてですね、お持ちでありますから、できれば直接県から土地改良の方がですね、ダムの受委託を受けていただければ、いろいろな思いがですね、できあがると思いますので、ぜひそういうような方向にしていいただければと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

小藤田一幸君。

**○5番（小藤田一幸君）**

急に言われても、すぐハイとは言えないんですが、どういう、法律的なあれがわからないんですが。

でもとにかくね、私の言いたいことは収入がもう県の中では最低だと、そして人口は

どんどん減っているんだと、もう少しでも金を稼ぐことを考えないとね、やっぱりね、これは役場の職員も削られますよこれは将来的にね。

あれと同じですよ、年金のあれと同じですよ、年金機構と同じですよ。パイが小さくなればね、下のあれが小さくなれば、上だってあれですから。そういう面でやっぱり本当にがんばっていかないといけないと思いますので、またよろしく願いいたします。

以上です。

終わります。

**○議長（伊藤茂明）**

以上で、小藤田一幸君の質問を終了します。

小藤田一幸君、自席へお願いします。

[質問席に移動]

**○議長（伊藤茂明）**

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日3日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前までに御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 4 時 1 2 分 ……………

平成28年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成28年3月3日 午前10時開議

- 日程第1 一般質問〔2名〕  
⑤ 12番 三国 幸次 議員  
⑥ 4番 渡邊 信廣 議員
- 日程第2 発議案第1号 議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第1号 鋸南町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第4 議案第2号 鋸南町課の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 鋸南町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第9号 鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 安心・安全な鋸南町の海水浴場の確保に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 指定管理者の指定について（鋸南町ボランティアセンター）
- 日程第15 議案第13号 指定管理者の指定について（町営保田漁港公示施設）
- 日程第16 議案第14号 町道の路線変更及び認定について
- 日程第17 議案第15号 鋸南町農業委員会委員の任命に係る認定農業者の数について
- 日程第18 議案第16号 平成27年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）について

日程第19	議案第17号	平成27年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第20	議案第18号	平成27年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第21	議案第19号	平成27年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第22	議案第20号	平成27年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）について
日程第23	議案第21号	平成27年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第24	議案第22号	平成28年度鋸南町一般会計予算について
日程第25	議案第23号	平成28年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第26	議案第24号	平成28年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第27	議案第25号	平成28年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第28	議案第26号	平成28年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第29	議案第27号	平成28年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（12名）

1 番 田 久 保 浩 通 君	2 番 青 木 悦 子 君
3 番 笹 生 久 男 君	4 番 渡 邊 信 廣 君
5 番 小 藤 田 一 幸 君	6 番 緒 方 猛 君
7 番 鈴 木 辰 也 君	8 番 黒 川 大 司 君
9 番 伊 藤 茂 明 君	10 番 笹 生 正 己 君
11 番 平 島 孝 一 郎 君	12 番 三 国 幸 次 君

欠席議員（なし）



地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石 治和 君	副 町 長	内田 正司 君
教 育	長	富永 安男 君	総務企画課長	菊間 幸一 君
税務住民課長		福原 傳夫 君	保健福祉課長	渡邊 昌廣 君
地域振興課長		飯田 浩 君	教 育 課 長	前田 義夫 君
水道課長		山崎 友之 君	会計管理者	三瓶 睦 君
総務管理室長		石井 肇 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	増田 光俊	書	記 醍 醐 陽 子
---------	-------	---	-----------

…………… 開 議・ 午前 10 時 00 分 ……………

### ◎開議の宣言

#### ○議長（伊藤茂明）

皆さん、おはようございます。

第 1 日目に引き続き議員各位には御苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は、12 名です。定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（伊藤茂明）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

### ◎一般質問

#### ◎ 12 番 三国幸次君

#### ○議長（伊藤茂明）

日程第 1 一般質問を行います。

三国幸次君の質問を許します。

質問席をお願いします。

[質問席に着席]

#### ○議長（伊藤茂明）

12 番 三国幸次君。

[ベルが鳴る]

#### ○ 12 番（三国幸次君）

私は、要支援 1・2 の介護保険から自治体の事業への移行についてと診療報酬改定についての 2 件の質問をします。

1 件目は、要支援 1・2 の介護保険から自治体の事業への移行についてです。

2014 年の国会で可決された「医療・介護総合法」にもとづき、要支援 1、2 の訪問介

護と通所介護を保険から外し、市町村の「新総合事業」への移行が進んでいます。介護給付費の削減がねらいです。2017年4月にはすべての自治体でスタートする予定ですが、先行する自治体で様々な問題が出ています。

ある市では、要支援1と認定されたMさんの家族が、通所介護に行かせようと、市が委託する地域包括支援センターに相談に行きました。ところがセンターは「要支援者がすぐ通所介護を使うのは難しい」と言い、ボランティアによる「シルバーサロン」の利用を進めました。

家族は、パンフレットを渡されましたけど月1、2回だけで、送迎がないし使えない、ということで、介護サービスが利用できずに3カ月が経過し、引きこもったMさんの認知症が進んでしまった、とのことでした。

こんな「水際作戦」ともいえる事態を引き起こしているのが、同市で昨年4月から始まった新総合事業です。国から派遣された特命副市長が主導し、厚生労働省の指針に沿って計画されたものです。

そこでは「介護保険を『卒業』して地域活動に『デビュー』する」ことを目指した、「介護予防に資するケアマネジメント」が徹底されるのが特徴です。

新規の要支援者が介護サービスを利用するには、市当局や介護関係者らが出席する「地域生活応援会議」での検討を経なければなりません。膨大な資料提出が必要で、ケアマネジャーや事業所には大きな負担です。ケアプランでは半年程度で介護サービスを「卒業」、中止し、ボランティアなどの「住民主体による支援」への移行が求められます。

その市では、ケアプランで求められる介護サービスの目的が機能訓練にかたよって、訓練して介護サービスを『卒業』し『住民主体のサービス』に移行するよう厳しく点検される、とのことでした。

そのようなことから、「応援会議」のほか二重、三重の仕組みで要支援者が介護保険から排除されていることに、保険料を強制徴収しながらサービスを使わせない仕組みは保険原理にも反し、国家的詐欺といってもいい、と批判する専門家もいます。

そこで、3点質問します。

- 1点目、鋸南町での移行の準備状況はどうか。
- 2点目、介護保険特別会計への影響はどうか。
- 3点目、対象者に対する対応についての検討はどうか。

次に2件目の、診療報酬改定の影響についてです。

中央社会保険医療協議会は、医療サービスや薬の公定価格である診療報酬の2016年度改定内容をまとめ、塩崎恭久厚労相に答申しました。実質1.03%削減とする政府方針に基づき、入院でも外来でも在宅でも徹底的な医療費削減を推進する内容です。

この答申の背景には、安倍内閣が「骨太方針2015」で、高齢化などによる社会保障費の自然増を毎年5,000億円程度に抑えようという医療「構造改革」路線があります。

安倍内閣は、すでに 2015 年度までの 3 年間で 1 兆 5,000 億円もの削減を行ってきました。1%を超える改定は、毎年 2,200 億円の社会保障費削減を強行した小泉内閣以来 10 年ぶりです。

小泉内閣の時の「医療崩壊」後、全国で相次いだ医師不足や医療機関の縮小・撤退を回復させるような抜本的な診療報酬の増は行われていません。

今回の改定でさらなる病床削減や患者負担増を押し付ければ、社会問題化している「医療難民」を深刻化させるのは必至です。

そこで、3 点質問します。

診療報酬改定についての認識はどうか。

2 点目、鋸南病院への影響と対応についてはどうか。

3 点目、患者にはどのような影響が出てくるのか。

以上で 1 回目の質問を終わり、答弁を求めます。

### ○議長（伊藤茂明）

1 2 番 三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

### ○町長（白石治和君）

三国幸次議員の一般質問に答弁いたします。

1 件目の「要支援 1・2 の介護保険から自治体の事業への移行について」お答えいたします。

平成 26 年 6 月 18 日に「医療・介護総合確保推進法」が成立し、要支援認定を受けている方に対する介護予防給付のサービスの一部である、訪問介護と通所介護が、介護保険の予防給付から外され、市町村が実施する地域支援事業に移行され、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」となります。

移行時期については、平成 27 年度からとされておりますが、地域の実情に応じて平成 29 年度までに移行するものであります。

御質問の 1 点目、「移行の準備状況はどうか」についてでございますが、平成 27 年 3 月議会定例会で御質問をいただいた時には、「平成 27 年度はニーズの分析と情報収集にあて、平成 28 年度は事業所との具体的な調整を行い、移行につきましては平成 29 年度を予定し、介護支援認定の有効期間が終了する方から順次、地域支援事業に移行していただくように計画しております」と答弁させていただきました。

平成 27 年度にニーズの分析と情報収集を行ったところ、国の財政制度審議会等で、予防給付から新しい総合事業への移行をさらに広げる案が示され、鋸南町では、多様なニーズに対応したサービスを整備しながら、移行準備を進める予定でありましたが、先ず既存の事業により移行し、総合事業の費用を活用しながら、多様なサービスを充実させ

ていくことが、効率的であると判断をいたしました。

具体的には、総合事業の上限額の算定に関して、特例が活用できる期限である平成 28 年 3 月から事業への一部移行を実施をすることで、総合事業の上限額が 110%の特例が適用されると共に、総合事業調整交付金の対象となり、50 万円程の交付金が受けられるため、順次移行して、効果的に事業を行おうと考えております。

また、要支援者向けのサービスを利用して通所介護・訪問介護の利用者の不利益とならないよう、現在利用している介護保険のホームヘルプサービス事業所やデイサービス事業所に委託する予定で考えております。

移行にあたりましては、町における準備だけではなく、社会福祉協議会や介護事業者及び介護関係者等に対しましても、支障なく事業が移行できるよう、事業についての説明会等を開催し、事業移行への協議を進めているところであります。

御質問の 2 点目、「介護保険特別会計への影響はどうか」についてであります。介護保険法の改正に伴い、地域支援事業に移行される事業「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」は、全国一律の基準で行われていた予防給付である訪問介護と通所介護を市町村の実情に応じて取り組むことができる地域支援事業に移行するものですが、移行後の事業も介護保険制度内のサービスの提供であり、財源構成はこれまでの予防給付と同じであります。国が 25%、県と町がそれぞれ 12.5%、第 1 号被保険者の保険料が 22%、第 2 号被保険者の保険料が 28%の負担となっております。

御質問の介護保険特別会計への影響であります。今回の改正により、現行の介護予防サービスをそのまま新しい総合事業へ移行させる形態で、保険給付費の介護予防給付費から地域支援事業費の新しい総合事業へ、予算の組み替えを行い対処いたしますので、現時点では影響はないものと考えております。

御質問の 3 点目、「対象者に対する対応についての検討はどうか」についてであります。移行対象者であります要支援認定を受けている訪問介護と通所介護の利用者の方々には、不利益とならないよう、現在利用している介護保険のホームヘルプサービス事業所やデイサービス事業所に委託する予定で考えております。

また、介護保険事業者につきましては、介護保険法改正に関する説明会を平成 28 年 1 月から毎月 1 回ずつ開催しており、事業移行についての協議が整っております。

今後におきましても、国・県の動向を注視し、事業移行や新たな介護制度改正等につきまして情報提供を行い、より良いサービスが提供できるように取り組んでいきたいと考えております。

2 件目の「診療報酬改定の影響について」お答えをいたします。

御質問の 1 点目、「診療報酬改定についての認識は」についてであります。診療報酬とは、2 年に 1 度、治療や検査などの内容ごとに国が価格を決めるもので、病院や薬局などの医療機関に支払われる報酬のことですが、議員からありましたように、厚

生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会は、2月10日、平成28年度からの診療報酬の改定案を厚生労働大臣あてに答申しております。

答申された改定案の内容につきましては、現時点では、新聞報道等の情報程度しか持ち合わせておりませんが、平成28年度の改定率は、医療費ベースで診療報酬本体が医科0.56%、歯科0.61%、調剤0.17%、トータル0.49%の引き上げとなっておりますが、これに薬価のマイナス1.22%、材料費マイナス0.11%を含めると、全体で0.84%のマイナス改定。

さらに、医薬品の市場拡大再算定のマイナス0.19%を加味をいたしますと1.03%のマイナス改定となります。

まず、今回の改定案は、患者の健康を日常的に把握する「かかりつけ」の機能を推進するため、こうした機能を果たす医療機関には、診療報酬を加算する一方、かかりつけ機能を十分に果たしていない薬局への診療報酬は減額するなどしております。

高齢化が進む中、できるだけ住み慣れた地域や自宅で医療や介護を受けられる「地域包括ケアシステム」を推進するため、患者の健康を日常的に把握する「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」への新たな診療報酬を設け、手厚く加算するとしています。

次に、医療機関の役割分担を進める観点から、現状、看護師の体制を手厚くして重症患者に対応する病院が増え過ぎて、医療費を押し上げる一因となっているとして、こうした病院に支払う高い診療報酬の要件を厳しくするとしています。

そして、大きな病院が高度な治療に特化できるようにするため、かかりつけの診療所などからの紹介状のない患者が大病院を受診する場合、初診の際は5,000円以上、再診では2,500円以上の窓口負担の徴収を義務化するとしています。

また、医療費の抑制に向けて価格の安い後発医薬品、いわゆるジェネリックの使用を促進するため、ジェネリック価格の引き下げや薬の飲み残しによる医療費の無駄を減らすため、患者に処方する飲み薬の種類を2種類以上減らした場合、新たに診療報酬を加算するなどとしています。その他改定内容の詳細については、今後、医療関係者を対象とした説明会が開催されるものと思われませんが、今回の施策の背景には、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、医療費は増大すると見込まれることから医療費の膨張に歯止めをかけるため、かかりつけの医療や在宅医療などの報酬を手厚くし、大病院などとのすみ分けを明確にすることで、医療体制の効率化を進める狙いがあると認識しているところでございます。

御質問の2点目、「鋸南病院への影響と対応についてはどうか」についてであります。改定内容の詳細については、今後開催される説明会等へ出席し理解を深めていかなければなりません。今回の改定内容では、「医療介護総合確保推進法」等のもとで進められている地域包括医療の推進と医療機能の分化・強化、多職種連携の取り組みを強化していくことが重要項目となっております。

鋸南病院では、すでにその取り組みを実施しているところではありますが、診療報酬改定による経営への影響については、今後専門家も交えて分析を行ってまいりたいと考えております。

また、県には地域の患者の状態や人口の将来予測を分析して、急性期や回復期などの病院でどれくらいのベッドが必要かを推計した地域医療構想をまとめ、病院ごとのベッドを調整するという権限が、知事に与えられていることから、病床の割り振りによっては対応等を検討していくこととなりますので、今後の動向を注視してまいります。

地域の中核病院として、患者にとって安心・納得できる医療を病院が提供していくためには、受けた医療や診療報酬制度をわかりやすくしていくための取り組みを継続してまいりたいと考えています。

同時に、医療制度に対する理解を促していくことが重要であり、普及啓発も含め患者に対する丁寧な説明を心がけてまいります。

御質問の3点目、「患者にはどのような影響が出てくるのか」についてであります。今回の診療報酬の改定により、患者への医療サービスについては、医療機関として提供するものが現状よりも、より手厚くなっていくものと考えられます。

例えば、かかりつけ機能などに対する評価が改定に見込まれ、幅広く加算されており、また、患者が安全で安心な医療を受けられる環境整備を目指すため、さまざまな職種の人材を手厚く配置する医療機関の報酬を増やすことが、盛り込まれていることなどから、患者負担は多少なりとも増えるのではないかと考えられます。

今後は、国が目指す地域完結型医療「地域包括ケアシステム」の推進強化がさらに求められてまいりますので、必要に応じて介護サービスと連携・協働するなど、切れ目ない提供体制の確保に努めるとともに、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

### ○議長（伊藤茂明）

三国幸次君、再質問はありますか。

はい、三国幸次君。

### ○12番（三国幸次君）

まず、1件目の1点目、答弁では私が昨年3月議会でこれ移行の準備を抜かりなく進めるようにと質問しました。そういう中では、28年度に綿密な準備をし、29年度から実施という答弁でした。これは答弁にもありましたように。

それが、今回1年前倒しで実施をするというような方向がみられましたので、あえて、一般質問として取り上げました。

1回目の答弁で若干分かりにくい点がありますので、移行のための条例や事業計画など、あるいは具体的なスケジュールなど。もう少し分かりやすく答弁してもらえますか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君。

**○保健福祉課長（渡邊昌廣君）**

お答えいたします。

移行のための条例につきましては、昨年の平成 27 年 3 月議会定例会で条例改正をお願いいたしまして、「介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行う」規定させていただいており、具体的な日程は規則で定めることとなります。

総合事業への移行日につきましては、この 3 月議会で介護保険特別会計補正予算で保険給付費から地域支援事業への予算の組み替えをお願いしているところでございます。補正予算の議決を賜りましたら、規則で移行日を定める予定となっております。

具体的なスケジュールにつきましては、要支援者の方々の介護認定期間が個々に違うことから、更新や新規認定された方から随時、新しい総合事業の方へ移行していただくと考えております。

以上です。

**○議長（伊藤茂明）**

三国幸次君、再質問は。

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

大体分かりました。

今回の補正予算で予算の組み替えが出ていると、これが移行の前提となる予算の組み替えだということが理解できました。

それをもって、町では執行日を決めていくということですので、その辺またはっきりしましたら、連絡、教えていただければと思います。

1 年前倒しで実施するということなので、できるだけ利用者に不便のないように、それから綿密な配慮をした実施をしてほしいというふうに要望して次に移ります。

1 件目の 2 点目、答弁で、現時点では財政的に影響がないものと考えているという答弁でしたが、国は介護給付費を減らすのが目的の制度改正なんですね。

介護保険財政全体ではなくて、介護給付費への影響というのはどうみているのか。その辺、その、全体の中にある介護給付費について。

新たに、総合支援事業の方に移った時の事業費の関係、その辺分かる範囲で。まあこれから実施なんでね、細かいと分からないと思いますけれども、こういうことが想定されますとか、ぐらいでも構わないんで答弁してもらえますか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君。



### ○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

ただいまの件、お答えいたします。

全国一律の基準で行われております予防給付であります訪問介護と通所介護が、保険給付費からはずれ、それにつきましては減額となります。

ただ、現行のサービスを継続する形で地域支援事業費の新しい総合事業の方へ移行を予定していますので、地域支援事業費は逆に増額となることと考えておりますので、介護保険会計全体では、現時点での影響はありませんというような答え方をしたものでございます。

以上です。

### ○議長（伊藤茂明）

三国幸次君、再質問。

はい、三国幸次君。

### ○12番（三国幸次君）

私が1回目の質問で指摘したように、厚労省の職員が市に派遣されて、この支援事業の計画をつくって実施した、選考して実施したところがモデルケースになって、全国から視察が殺到しているそうです。

なぜかと言うと、移行した方が事業費が安くなるっていう典型例をつくっているんですね。

要支援の人たちはいままで介護保険でやっているサービスよりも、安い単価のサービスを受け、あるいは回数を減らし、送迎がなくなるとか。そういうことから、支援事業に移した方が全体として、介護保険の財源が減らすことができるということで、厚労省の肝いりで計画された、先行してやった所っていうのは、そういう意味では、利用者に関係する問題点が出ていると。

今鋸南町では答弁にあるように、今やっているサービスをそのまま移行するという形で実施するそうですので、鋸南町ではそういう問題は発生しないと思いますけれども、ぜひともね、その辺、利用者の不利なことに、あるいは困る人が出ないように配慮した実施をしていただきたいと、これ要望します。

答弁ではそういう形でやるものと受け取りましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、1件目の3点目、今私が言った、先行自治体で指摘されている問題について、担当者など、どの程度情報をもって、認識をしているのか。それから、あの、説明会を毎月1回ずつ開催しているとの答弁ですが、具体的にいつ、誰と行い、行って説明をやっているのか。その辺もう少し分かりやすい準備の中での説明会などのこと。

できるかぎり分かりやすく答弁してほしいと思ひますが。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君。

**○保健福祉課長（渡邊昌廣君）**

まず先にですね、先行自治体で指摘されている問題等について、どうなのかっていうような問題でございますけれども、新聞報道等によりますと先行自治体では、通所型サービスから独自の多様なサービスとして、議員さんのお話にもありましたとおり、ボランティアによる「シルバーサロン」の利用等を進めているような自治体もございます。

そういう所では、当然ながら介護給付費の抑制を図っているところもございます。

一方では、利用者からは利用できる回数が限られているとか、月に1万円を払ってでも週1回の通所介護を受けたいとか、あの、自費の介護サービス利用者が増えている等の問題があることも新聞報道等で一応認識しているつもりでございます。

先ほど、もお話がありましたとおり、鋸南町では、現行のサービスを継続するような形で地域支援事業費の中の新しい総合事業への移行を予定しておりますので、利用者の方々には不利益とならないよう努めていきたいと考えております。

それとあの、次のですね、説明会の関係でございますけれども、介護サービス事業者連絡会議というような形で、サービス事業所、また居宅介護支援事業所等に説明会を実施しているところでございます。

具体的には、今年の1月におきましては、介護保険法の改正及び地域包括ケアシステムについて説明会を実施いたしまして、14事業所、29名の出席でございました。

また、2月には、新しい総合事業への移行についての説明を行い、15事業者、30人の出席でございました。

今後の予定ですけれども、3月上旬に介護予防ケアマネジメントについての説明会を予定しており、より良いサービスが提供できるよう取り組んでいきたいと考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

三国幸次君、再質問は。

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

1回目の答弁、それから再質問の答弁を聞きまして、この移行についてのね、事業者への対応、それから、対象者への対応、かなりきめ細かく配慮した取り組みをしていると感じました。

引き続ききちんと行うよう、要望しまして、2件目の診療報酬改定についてに移りたいと思います。

鋸南町では、町営、公設民営ということで鋸南病院、きさらぎ会に指定管理という形で委託しておりますけれども、鋸南町には武内病院だとか山田クリニックとか、いくつ

かの病院関係機関があります。

そういう中での、きさらぎ会も含めて、これまで話し合いをしたりとか、診療報酬の改定についての意見を聞いたりとかということがありましたらお答え願えますか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君。

**○保健福祉課長（渡邊昌廣君）**

ただいまの御質問でございますけれども、きさらぎ会は鋸南病院、後は町内にクリニックとか診療所等、いくつかございます。

まず、医療法の規定ではですね、20人以上の患者を入院させる施設のことを「病院」といいまして、19人以下の施設のことを「診療所」と規定されております。

町内には、病院が1施設、クリニック等の診療所が5施設ございます。

その中で、お話聞いた中、先ほどの町長からの答弁では、鋸南病院の指定管理者である「きさらぎ会」から、今回の診療報酬改定に伴う御意見をお聞きし、その対応等について、協議し、確認した事項をお答えしたところでございます。

また、町内の医療機関に照会しましたところ、3月に説明会が予定されているので、詳細は把握はしていませんが、安易に医療を受けないようにしている流れは以前からあるものの、今回の改定に盛り込まれている「かかりつけ医」とか「かかりつけ薬局」の考えについては、今までの活動が評価されたものであり、患者にとってメリットもあるので、一定の評価はできるというような御意見も伺ったところであります。

今後も連携し合いながら、情報共有に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問は。

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

診療報酬の改定についてはね、これ直接町が病院経営しているわけじゃないのでね、町としては住民が医療で困らないようにという配慮をして、ためにも、やはり医療機関と綿密な意思疎通をしていってほしいというふうに思っております。

そういう意味では、前向きにこの診療報酬の改定、捉えて対応しようとしているということが答弁から伺えます。

これ、病院の大きさや、それから診療内容なんかによって今度の改定の影響の出方が皆バラバラなんですね。とにかくいろんな細かいことがもうかなりの分野に亘って改定されていまして、一方で手厚くするもの、そして減らすのとあって、全体として、患者が病院を受けにくくするという方向の、が、現れているんですね。

それから入院患者はできるだけ退院させようという、そういう方向が織り込まれた診

療報酬の改定、そういうことだからこそ、この間、NHKの特集なんかでも報道されていますように、1件目に取り上げた介護の問題、医療も含めて介護難民の問題が、特集で取り上げられて、全国的に問題になっている。

それから医療難民のこともマスコミでも取り上げられていると。これは改定の、表向きは良い言葉で言っていますけれども、実は、中身としては、介護保険から軽度の人を保険から外す方向、そして安上がりの事業に置き換えていく。

病院の方については、診療報酬の引き下げ、それから薬価の引き下げ、それで役割の重点化っていうことで大きな病院とそれから小さい病院の棲み分けとか言いながらやはり、地方の病院経営を苦しくしていると。それでやはり困るのは、病院をたらいまわしにされる患者というのが実態として出ているんですね。

そういう意味では鋸南町ではそういうふうに、なことで患者が困らないようにするためにも、医療機関での連携を図って、綿密に患者に対しての扱いをやっていくということをしていかないと、大変病院に対する不満や、などが出てくると思うんです。

そういう意味では、町がしっかりそういうものを連携とって、取り組んでいけば、そういうものもやわらげられるし、患者もそういう意味では納得した上でのという対応になると思いますんでね。できるだけそういうのを配慮した取り組みを今後も引き続きやってほしい。

これ要望して、質問を終わります。

なにかあります。

#### ○議長（伊藤茂明）

以上で三国幸次君の質問を終了します。

ここで10時50分まで休憩といたします。

…………… 休 憩 ・ 午 前 1 0 時 3 9 分 ……………

…………… 再 開 ・ 午 前 1 0 時 5 0 分 ……………

#### ◎一般質問

#### ◎4番 渡邊信廣 君

#### ○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

次に、渡邊信廣君の質問を許します。

4番 渡邊信廣君。

[ベルが鳴る]

#### ○4番（渡邊信廣君）

私は、佐久間ダムに関する質問をしたいと思います。

1回目ですね、平成25年の12月、まあ2回目というふうになります。

私はですね、佐久間ダムや保田川の植栽には、当初からかかわってきた一員でもあることから、非常に思い出が、思いやり、思いやりがですね、非常に強いかもしれませんけれども、佐久間ダムをこれから一流にしたいという思いからですね、質問をさせていただきたいと思います。

前回とですね、内容が若干重複するかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、余談になりますけれども、今回の資料をつくるについて、2月28日の日曜日に佐久間ダムの方に行ってみました。そしたら、多くの花見客でですね、佐久間ダムが賑わっていたということで非常に嬉しい思いをして帰ってきました。

なおついでに富楽里の方に寄らせていただきました。富楽里の地元の岩井の方々からですね、鋸南町は観光資源がいっぱいあっていいねと、というようなことを言われて帰ってきました。

まさに、そのとおりだと思います。

鋸南町は観光資源が非常に多い、そしてこれからは、この多い観光資源に磨きをかける、そして、つくりあげることがですね、地域の経済の活性化にですね、大きく寄与するものと、まあ、いうふうに思っているところです。

ついては、今回、総合戦略というものが出ました。

そういう総合戦略と佐久間ダム公園の今後の取り組みについて、1件御質問をさせていただきたいというふうに思います。

当町は、国の地方創生に基づき少子高齢化や過疎化対策の取り組みとして、鋸南町は2060年には2,776人まで人口が減少する推計から5,000人を目標とする人口ビジョンに基づく、総合戦略や過疎計画を総合計画との整合性を図りながら4つの基本目標による計画策定を行っております。

私はその中でも観光資源の多い当町においては計画にあるように資源に付加価値をつけることが大変重要だと考えています。

ついては、日本一を合言葉に植栽した桜も十数年を経過し、特に佐久間ダム公園については、観光客も増え大きな観光拠点になりつつあると思います。

まあしかしながら、まだまだ日本一には程遠いというふうに思っております。

交流人口から定住人口へと繋げるためにも、町を活性化させる上でも、年間を通した一大拠点にすることが重要だと考えております。

しかし、具体的計画から見ますと景観等佐久間ダムに対する取り組みがまだ弱いような気がします。私はもっと総合戦略等補助事業を活用した取り組みを行い、日本一を目指すぐらいの意気込みが大変必要だということから4点の質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、今後の佐久間ダム公園の取り組みについていかがか。

2点目は、事業計画にある花いっぱい事業の計画箇所についてはどこか。

専門家によるランドデザインについてはどのように考えているのか。

経済効果対策について、これからどのように取り組んでいくのか。

以上4点についての、答弁を求めます。

### ○議長（伊藤茂明）

4番 渡邊信廣君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

### ○町長（白石治和君）

渡邊信廣議員の一般質問に答弁いたします。

「総合戦略等佐久間ダム公園の今後の取り組みについて」お答えいたします。

御質問の1点目、「今後の佐久間ダム公園の取り組みについて」であります。現在、佐久間ダム公園では、山あいの自然を生かして、住民や観光客の憩いの場所となるよう、桜をはじめとした、花木の植栽を進めております。年間を通じた景観が楽しめるように、アジサイやフヨウの植栽、彼岸花の他、多彩な種類の花木の植栽にも力を入れているところですが、ダム公園全体を見ますと、回遊性向上のための遊歩道の整備や駐車場スペースの確保、また、案内する看板等の充実など、まだまだ整備を必要とする事が考えられます。

公園内には里山の広大な敷地のもと、来訪者がいつ訪れても安らぎと癒しが感じられ、リラックスのできる景観形成となっております。

しかしながら、広大な土地を有することの反面で、ゾーン毎に分断される要素もあることから、施設全体における動線の確保や、前日小藤田議員の御質問にも答弁したとおり、公園内に「たまり場」と呼ばれるような人が留まる、スポット的な部分の整備も必要と考えております。

公園全体の核となる拠点の整備や、全体的な景観を生かしながら、色彩を考慮した植栽等を地域の方々と協議しながら検討を進めさせていただきたいと思っております。

事業の実施につきましては、有利な補助事業等も模索しながら、自然的資源を活用した拠点の形成に向け、整備を進めてまいりたいと考えております。

御質問の2点目の、「事業計画にある花いっぱい事業の計画箇所について」であります。佐久間ダム公園の花木の植栽は、通年型の花の郷に向け、年間を通じて取り組んで

おります。

植栽の品種についても、多種多様なものとなっていることから、通年での維持管理に新たな植栽を同時に行っている状況がありますので、佐久間ダム公園としての活用については、地域の方々のボランティアによる協力などにより、試行錯誤を繰り返し、官民一体となって活動を進めてまいりました。

今後におきましても、地域の方々との連携をさらに強くし、様々な花木の植栽により、懐かしく美しい里山ならではの自然が広がり、里山文化が体験できる公園として整備をしていきたいと考えております。

なお、ダム公園の今後の活用や施設の整備につきましては、地域の皆さんの理解が必要不可欠でございまして、今後も、地域の皆さんとの対話を深めてまいりたいと思っております。

また、議員御指摘の、総合戦略等補助事業を活用した取り組みは当然必要なことと考えておりまして、総合戦略の中で、水仙や桜などの早春の花観光で観光客が増加している現状を踏まえ、地域資源をつなぐ周遊ルートの整備も明示させていただきました。

また、平成 28 年度から平成 32 年度を期間といたします、鋸南町過疎、過疎地域自立促進計画におきましても、花いっぱい事業や佐久間ダム公園観光栈橋設置・遊歩道の整備事業、佐久間ダム公園水仙の小道整備事業等を計上させていただくなど、通年観光として、観光地として、ダム本体の一層の魅力向上を図ることも計画をしております。

今後におきましても、あらゆる事業を模索をさせていただいて、町観光の重要拠点の一つとして、地域に根差した日本一の花の郷を目指していきたいと考えております。

御質問の 3 点目、「専門家によるランドデザインについて」であります。佐久間ダム湖景観整備実績及び構想計画については、平成 25 年 10 月の産業常任委員会にて御説明をいたしました。どの場所からでも年間を通じて花木が楽しめる空間形成」をテーマに整備を進めております。

構想計画については、ダム公園周辺一帯を計画区域とし、民有地を含めたダム南側の森林部分を伐開し、各種花木の植栽による景観づくり、駐車場不足を解消するため展望施設を兼ねた新規駐車場の新設、ダム公園全体の周遊性を確保するための浮栈橋及び遊歩道の新設、専用の BBQ スペースの確保などをあげております。

植栽による景観づくりについては、森林伐開により平成 25 年度まで実施させていただきましたが、駐車場を初めとする施設整備については、未だ実現されておりませんので、地域の方々の御理解、そして御協力をいただきながら、進めさせていただきたいと思っております。

なお、計画の実施については、外部有識者の意見を聞くことも重要でありますので、立地特性や自然条件を踏まえ、現在花木の育成管理について御指導をいただいている日本花の会をはじめとする関連団体等と協議をすることや、有識者へ意見を伺うことも検

討していきたいと考えております。

御質問の4点目の「佐久間ダム公園の経済効果対策について」であります。佐久間ダム公園は、地域のふれあいと憩いの場、また、町観光の重要拠点とすべく景観整備を進めてまいりました。

昨日の小藤田議員の御質問でも申し上げましたが、経済効果を上げていただくためには、ダム公園にはもとより、周辺部においても、里山の景観を生かした農園や直売所などを地域の方々に展開していただくことも期待しております。佐久間ダムを中心とした周辺の地域が活気づくことにより、地域経済の発展や観光振興の発展に寄与するものと考えます。

佐久間ダム公園での来訪者へのおもてなしとしては、地域の特産品の販売や宣伝はもちろんのこと、その後来訪者が町全体を回遊し、経済的な活動をしていただくことが大変重要なことと思うところであります。

例年、水仙観光の時期には、町内の商店等を利用するスタンプラリーを開催するなど、既に町内有志の活動も実施していただいておりますが、さらに町内に目を向けていただくよう、都市交流拠点施設・道の駅保田小学校や町営温泉笑楽の湯をはじめとする町内の観光スポットや地元商店街などとの連携を図った周遊観光の確立が重要であると考えております。

また、次年度においては、誘客の新しいツールといたしまして、詳細な観光情報やグルメ情報を網羅したパンフレットを作成し、併せてスマートフォン等SNSを活用した情報発信を実施いたします。

来訪者が多くの観光情報を入手することで、滞在時間の延長、さらには宿泊に結びつき、一年を通して経済効果の向上につながるよう、引き続き検討をまいりたいと考えております。

以上で、渡邊信廣の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（伊藤茂明）

渡邊信廣君、再質問はありますか。

はい、渡邊信廣君。

#### ○4番（渡邊信廣君）

まああの、再質問に入る前にですね、町長さんの方に確認をさせていただきたいと思っております。町長さんは桜の方を一生懸命やられていて、お客さんもさらに増えている鋸南町になったというふうに私は思っています。

その中で、先ほどの答弁の中に、地域に根差した日本一の花の里を目指すという答弁がございましたけれども、これは間違いがないかどうか、再確認をさせていただきたいと思っております。

いかがですか。



**○議長（伊藤茂明）**

はい、町長 白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

これはあの、あくまでも目標でございますので、日本一をですね、目指してまいりたいと、そう思っております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

渡邊信廣君。

**○4番（渡邊信廣君）**

まあ、そういう力強くね、言っていたらなお結構だったと思いますけれども、まあ、日本一を目指すということですから、私もですね、大変心強く思っております。

それではですね、再質問に入らせていただきます。

まあ、前回の内容とですね、今回の答弁の内容は2年間経っていますけれどもあまり変わっていないように思っていますけれども、その中でも1点目の今後の佐久間ダムの取り組みについて質問します。

1点目ですけれども、公園全体が核になるような拠点の整備、たまり場、駐車場、遊歩道、色彩を活かした植栽を地域の方々とは協議しながら検討することですけれども、すでにもうこれはね、過疎計画だとか総合計画の中に載っている事業も多いと思います。

これはですね、植栽だけじゃなくいろいろなものを整備していく計画を持っているということはね、大変、重要なことだと思います。

そして、これから有利な補助事業を模索するということですがけれどもね、これは有利な事業というのは今もですね、すでに総合戦略という地域に合った形での事業が実施できるのが今回の安倍内閣が示した地方創生に基づく総合戦略だというふうに思っています。

そういう中ではこのね、佐久間ダムに関しての総合戦略の中で、これをどんなふうに活用していくのか、すぐこれはある事業ですからね、この辺について、町の考え方をですね、聞かせていただきたいと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

まああの、総合戦略の活用ということでございますけれども、先ほど町長の方の答弁でもございましたけれども、この総合戦略に関係をいたします、過疎計画等も含めた中でですね、観光栈橋の設置とか、遊歩道、駐車場の整備などを計画に挙げさせていただいていると答弁をさせていただいたところでございます。

いずれにしても、通年観光が、なるような形でですね、いろんなことを実施をしてま

いりたいと、この総合戦略に載せたから、まあ、必ずしも補助事業が受けられるということでもございませんけれども、いろいろな方面、宝くじの関係ですとか、諸々含めてですね、いろんな補助制度を模索しながらですね、進めてまいりたいということも合わせて考えております。

以上でございます。

**○議長（伊藤茂明）**

再質問。

渡邊信廣君。

**○4番（渡邊信廣君）**

今の回答ですとね、宝くじだとか、そういう他の事業でということですけども、現在この総合戦略というのは、ハードとソフトをね、合わせ持って、2分の1というね、交付金事業ですけども、すでにあるわけです。

ですから、これを使わない手はない、合わせてそれはね、当然鋸南町は過疎ですから、過疎債も、これは過疎計画の中にもあるようにね、過疎計画の中にある事業を合わせてやれば、町も財政負担も、非常に少ない中でこの佐久間ダムをですね、充実させていけると思いますが、その辺について再度、この総合戦略を使うことについていかがか、もう一度伺います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

この件につきましては加速化交付金というのが来ました。それにつきまして、鋸南町では8,000万までというような中におきまして、事業として、先日、昨日のですね、小藤田議員の中でも申しあげましたけれども、体験メニューという形の中で、鋸南町としては、6,000万円を手を挙げたと。その体験メニューの中で、この佐久間ダムを活用した体験的なもの等をですね、活用できればいいなと思っておりますが、いずれにいたしましても、その辺のソフト関係におきまして、鋸南町でどういう体験だとか、そういう、どういうものができるのか、そういうものを調査させていただいて、そして、ソフトの使ったお金の半分について、ハード事業ができるということでございますので、鋸南町といたしましては、加速化交付金事業にですね、体験メニューというような形で手を挙げさせていただいたところでございます。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

渡邊信廣君。

**○4番（渡邊信廣君）**

加速化交付金は加速化交付金で、これはあの重要なことだと思うんですよ。体験だと

かそういうことをソフトでやると。

しかしこの佐久間ダムというのはね、もうすでに、前からエコガーデン構想、これは町全体ということでは思っていないけれども、拠点を整備するというのももう、まあすでに、佐久間ダムをね、メジャーにするということで進んでいるわけですよ。

新たな事業じゃなくても、これはもう、町として、大きな拠点にしていくという試みを町長はやられているわけです。それをね、総合戦略の中で受け入れないというような今答えに聞こえましたけれども、まあその辺について再度ね、総務課長、また他の方でも結構ですけども、お考えを聞きたいと思いますね。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、副町長 内田正司君。

**○副町長（内田正司君）**

議員御指摘のとおりですね、それぞれ総合計画あるいは過疎計画で位置づけはされております。ただその、例えばその総合、地域戦略の関係につきましてもまだ財政スキーム等が国から明確に示されていない点もございますが、いずれにしても全てをですね、その交付金事業等を佐久間ダム1本で活用するという事はなかなか難しいんじゃないかと思っております。

もちろん重要な拠点でございますので、段階的な整備、は当然目指していかなければならないと思っております。ただそれ以外にもですね、行政には課題がございますので、それぞれ過疎計画等にも他の事業等も掲載されているわけでございますので、その事業のですね、主旨選択バランス等を勘案しながら、また財政的な側面を当然考慮しなければなりませんので、その中で事業につきましては着実にですね、効果的な事業の選択をして取り組んでまいりたいと思っております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

渡邊信廣君。

**○4番（渡邊信廣君）**

今副町長からありましたけれどもバランスということもあります。それは町としてはね、バランスを取るということも大事ですけども、これから町は生きるか死ぬかということの中での、私は総合戦略であり、人口ビジョンをつくったということ、これはあの今ね、先ほど2,775人に2060年になってしまうというこれはね、これはあの、まだ推定ですよ。しかし現実的にはそういうことが、もう目に見えてきているというのは事実ですよ。そう生きるか死ぬかということをやらなくちゃならない時にね、そんな悠長なことを言っていることがあるのかなと思います。したがって、先ほども言ったように鋸南町にとっては、観光資源って非常に多いんですよ。それに磨きをかけていくということは、これから鋸南町はですね、生きる、生きて行くということで非常に私は重要

なことだと思っています。ここに本当に企業が誘致できるかって言ったら、これはなかなか夢また夢の話であって、今ある産業をいかにしたらば、この町で食っていけるようになるかというのが、私は重要だと考えていますので、この総合戦略については、これはね、石にかじりついてこれをいかにしてこれを使うかというようなことが大事だと思いますけれども、再度、まだこれはP D C Aという形でこれから見直しをしながら、また作り変えていくことは可能な5年間ですから、再度この辺の総合戦略についてを活用していくかどうか、もう一度伺いたいと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、副町長 内田正司君。

**○副町長（内田正司君）**

活用はですね、してまいります。ただそれですね、全て集中的に投資できるかということではないお話をさせていただいたつもりでございます。

まああの先日のですね、一般質問等もございますけれども、やはり人口減少の中でなを取り組んでいくかということもあろうと思います。それは一つには、まあ、全部都市交流施設等を活用した事業の展開、それはいろいろな取り組みができると思います。生産者のための販売所あるいは加工品の販売所、また雇用創造事業の中ではですね、六次化、加工等のセミナー等も実施しております。その中で、ただ実際には、例えば農業に限って申しますと、後継者の不足でありますとか、なかなか今の現状の中では、ちょっと活力に少し欠けている部分があるのではないかと。そこら辺をですね、いかに掘り起こしていいかというようなことの取り組みもしてまいります。

それが一つにはですね、例えばその体験メニューの構築というようなことも、そういうものに寄与していくのではないかと考えておりますし、新たな農政局からの事業の採択等受けた場合にはですね、地域に入りまして、専門のコンサル等の皆さんと共にですね、地域の活性化について取り組んでまいりたいと思っております。

その中で、議員おっしゃるようになりますね、周遊をしていただくんですね。あの、保田、都市交流施設に来ていただいた方を町内ぐるっと周遊していくようなことも目的でございます。その中の一つの拠点といたしまして、佐久間ダムのもので、公園整備等もあろうかと思っております。

そこだけに限らずですね、もちろん大事な場所ですから活用してまいりますし、先ほどお答えさせていただきましたが、バランスのとれた施策の展開という中でももちろん活用できるものについてはその事業に充てこんで実施をしてまいりたいということでございます。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、渡邊信廣君。

#### ○4番（渡邊信廣君）

先ほどからも言っていますけれどもね、確かにね、町ですから全体的なバランスというのが重要だと思いますよね。

で、まあその鋸南、佐久間ダムもそうで、いろんなところのね、周遊させるということも大事ですけれども、特に私が言っているのはね、佐久間ダムに全部お金をつぎ込んで言っているわけじゃないわけですよ。ですから、その中でね、今はこれから言いますけれども、まだ桜だとかいろんな植栽が完了してますか、あれが日本一ですか。

桜を育てるには10年もかかるわけですよ。ですからいろんなことをやる中では、なにが順序立てていった時に、一番最初にやらなくちゃいけないのか、どうやってそれを今後佐久間ダムを佐久間ダムとして、あそこを一流にしていくのか。そして都市交流施設だとか、まだ鋸南町はいろんな観光資源がある。それをね、今度は周遊する、その周遊のためのルートづくりだとか、それは大事なことですよ。

でもそれぞれを、一流にするということがね、点から線、線から面へとつなげて、最終的には町長が今一生懸命やっぺらっぺら都市交流施設だとかぼんやだとか、町内の民宿だとか、いろんなふうにつなげていく必要があると思うんですよ。なにをやらなくちゃいけないのか、その辺をよく認識をしていただいて、順序立ててものを考えていただいて、これからのね、補助事業を有効活用をしていただくような、取り組みをしていただきたいと思います。

まあこれ以上言ってもね、多分進展はないと思いますので、これは努力をしていただく、他のね補助金を取ってくることは一生懸命やっぺらっぺら、それは結構だけれども、今あるものをいかに活用するかということですね、まず考えていただく、で、鋸南町のためにそれをうまく使っぺらっぺら、そういうことを要望します。

続いて2点目いいですか。

それではその1点目の続きになりますけれども、これはあの、担当課長になりますけれどもね、現在の佐久間ダムのね、取り組みというか活動だとか、その事業はどんなことをやっているのか。現在のですよ、教えていただきたいと思います。

#### ○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

#### ○地域振興課長（飯田浩君）

佐久間ダムでどんなことをやっているかという御質問でございます。

議員も御承知のようにですね、あそこがまあダムとしてできあがった時から、植栽された花木もございませう。また新たに町の方で植えてきておりますいろいろな花木もございませう。

当然、そういったものですね、管理をしながら、また新たな色を入れていくというような作業の方もさせていただいませうとございませう。

町長の答弁の方でもありましたように、1年を通して花が見られるような空間をつくりたいということで、いろいろなものを、何を入れたら植生的に合うのかだとか、そういったものをですね、まあ花の会とか、そういったところとも協議をさせていただきながらいろいろ模索をして、進めているところでございます。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、渡邊信廣君。

**○4番（渡邊信廣君）**

現在はあの、とにかく今植えてあるものの管理だとか新たな色を入れるための模索をしていると、ということですかね。現在の活動はね。よろしいですか。

それではですね、今この辺はですね、2点目とか3点目につながってきますけれども、2点目のですね、事業計画にある、花いっぱい事業の計画箇所についてを伺いたいと思います。

これはですね、課長からもあったけど、過疎計画の中には花いっぱい事業、これは平成28年度から32年までのね、計画に各1,000万ずつ、5カ年間で5,000万というようなね、金額が計画されております。

これはあの、この花いっぱいというのは佐久間ダムだけの計画になっているのか。その辺のことを伺いたいと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

この花いっぱい事業計画、先ほどからの答弁にありますように、エコガーデン構想に基づいて、鋸南町、いたるところにですね、花を植えて、進めてまいりたいということで動いております。

当然ながら町内にはすでに紫陽花にしても桜にしてもいろんなところに植えてございます。当然それらの管理についても実施をしていかなければならないというふうに考えておりますので、そういったものをやりながら、新たな色づけですね、まあそういう部分もつくっていかなければいけないということで、維持管理と新規の植栽と合わせての計画となっております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、渡邊信廣君。

**○4番（渡邊信廣君）**

まああの、維持管理を含めたね、新たな植栽ということで、これは佐久間ダムだけではなくていろんな所というようなことがありましたように聞こえましたけれどもそれでいいですか。

これって私はね、あの、これは昔の話になっちゃうけどあんまり反対、賛成じゃなか

ったんだけど、なんのためにね、その、花を植えるのか、なんのためにですよ、まずその辺ですね、原点をですね、町の職員の方々にしっかりと認識をしていただきたいと思います。

なんのためにですか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、町長 白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

これはあのですね、なんのために植えるのかという話ではありますが、じゃあ花はですね、なんのために咲いているかという話と同じであります、我々はですね、私、少なくとも私はですね、鋸南町は、45ヘクタールあると、その中で一つのキャンパスと見立てて、そこにいろんな色を付けていくと。で、住んでいる皆さんがそこにいろんな色を付けていくっていうような、考え方の流れのですね、基本的な流れの中での花を植えているってことでありますから、なんのためと言えればですね、環境を整えて、自ら住んでいる皆さんが心地よい空間をつくるということに、ですね、集約ができると思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、渡邊信廣君。

**○4番（渡邊信廣君）**

若干私と町長は認識が違っていると思っておりますけれども、これは町長さんがお考えになることです。ですからそれとして、当然植えれば管理がかかるんですよ。今だって3人の臨時職員を抱えてそこいら中の桜の草刈りをやっている。しかし、今を聞けば、町全体のバランスを考えた補助金を使わなくちゃならない。という時に、鋸南町がなんで生き残っていくのかということになれば、私はですよ、拠点を整備をして、そこで経済効果を挙げることがまず1番だと私は思っていますので、あえて、今質問させていただきました。

それは、今都市交流施設もですね、今たまたま保田川があったり、佐久間ダムがあったり、そういう所に花を見る方がいらっしゃることによって、都市交流施設もですね、お客さんが来ることになると思います。

それは最終的にはですよ、町の環境を整えるということは、それは良いことだと思いますけれども、鋸南町が今の皆さんの、からの、考え方を聞けば、財政的にもいろんな面でそこまで余裕がある町なのかどうかということです。

したがって今は、どうやったら飯を食っていけるのか。多分町長はですね、それを思っているんなら、佐久間ダムを力を入れていらっしゃる日本一にしたいというような言葉を、今私の確認の中で言われたんだと思います。

その辺についてですね、どうでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、町長 白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

これはですね、あの、行政がですね、やることの一つの流れの中で、まあ行政のやる仕事と言いますかね、行政のやる仕事ですね、当然あのごみをやってますよね。ごみの処理を、し尿の処理をやってますね。そういう位置づけと同じで、環境を整えるってことはやっていかなきゃいけないことなんですよ。それが基本なんですよね。その基本ベースの、ベースがあってですね、自分たちが、環境を整えながら、良い空間をつくり上げるということの上です、その上に、今度は拠点をつくってという話になるわけでありまして、そこでお客さんに来ていただきましょうよと。

で、例えばですね、鋸南町全体がですね、ごみがなければそれが資源になるんです。それが基本なんです。その綺麗な空間をつくるのが基本で、そこに拠点があると、いうことがですね、今度は魅力が余計になお、付くって話でありますから、最初からそれをつくってお金を稼いでしまおうということとですね、それはやはりそういうことを考える方もいらっしゃると思う。けども、我々は行政ですから、テーマパークをつくり上げることが仕事じゃないんですよ。そうじゃなくて、基本は住民の皆さんがそこに住んでいただいて、気持ちのいい空間だなと、自ら住民の皆さんもそれに参画をして、つくり上げていってですね、気持ちのいい空間だなというものをつくってですよ、それがベースでそこに今度は他の地域の方々が来ていただいて、鋸南町は非常にきれいな素晴らしい空間があるよと、素晴らしい所だなと思っていただいたところに今度は拠点を整備していくと、そこに魅力がなお付くのではないかなというような、考え方を私はもっています。

折角あの拠点に来ていただいてですね、その前後が汚ければ「なんだこの管理は」という話になるじゃないですか。だから、全てはやはり、その近隣もですね、地域の住民の方々と一緒に、環境を整えることをつくりながら、拠点をつくっていくということが、私は基本だと思っていますので、最初からその拠点をつくってお金を稼いでしまうと、それは確かに必要ですよ。生活をする、するためには、経済っていうのは必要なんですけれども、どっちが先か後かの話になるんですけれども、基本はですね、地域の住民の方々が、きれいな環境を整える、地域を自ら創り上げましょうと、そういう流れの中からの、拠点づくりというような位置づけにしていければな、と。

そこで、自然発生的にですね、経済が広がるということが、私は理想的な形ではないのかなと、そんなことを思ってまして、今でも一生懸命やらせていただいておりますが、先ほどもお話しさせていただいたとおり、我々は行政ですからバランスがございます。バランスを取りながらですね、日本一を目指させていただければ大変ありがたいと思っていますので、ぜひまたお力添えをですね、賜りたいと思います。



**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

**○4番（渡邊信廣君）**

町長との考えはこれは平行線でね、どうしようもない。ただ、ごみとかね、し尿とかで環境的にこれはやらなくちゃいけないものと、花というものはどっちかって言ったら嗜好品に近いものだと思ってます。

それは理想でいけば花いっぱい、鋸南町が全て綺麗で、来たいという町になればそれは結構なことだけれども、人間ってお金にならないとなかなかそこまでやれないのが現実の話でね、これは町長とは鶏と卵で、どっちが先か、これはしょうがないんで結論が出ない。

したがって、これはもう、これやってると時間がなくなっちゃうんで、まあ、やっていたいんだけど、次へと移ります。

まあ、私はですね、その1,000万という事業の中で、できうれば、企画課長、地域振興課長がつくりあげた、平成25年の8月と10月だったかな、全協の中で示された、ここに図面がある。この図面の中に計画が載っている中でですね、少なくともお金いっぱい使えって言いませんよ。

私が前回申し上げたこの場所、これは計画の中でも載っている場所で南側ですよ。これ町長よく御存じですよ。この部分はまだ色が入ってない。ここを入れることによって、この佐久間ダムの魅力はかなり増えると、大きくなると思います。

したがって、この部分のですね、植栽というのを、そんなにお金をかけなくてもできることですから、ここをやるべきだと思いますけれども、この辺についていかがですか。

いっぱいお金をかけろって言いませんよ。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、町長 白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

議員がですね、お示した場所についてはですね、これは誰しものがですね、誰しものがあそこに花が咲けばきれいな景色が見られるとされているところでありまして、今後ですね、機会を捉えながら、その周辺をですね、整備をしていくということは努力をしていかなければならないものと思っております。

ただしあの、地元の皆さんのこれは所有地ですから、決してあの、町の山でもございません。町が所有している山ではございませんので、地元の皆さんからですね、御理解をしていただきながらですね、少しずつでもですね、極端にあの、お金は使いませんので、少しずつでも整備をしていければなとそんなことを思います。

1カ所だけですね、あの、過去にはですね、なかなか植えてほしくないというような

話も聞いておりますので、その辺のやはり所有者の理解が、御理解が必要かと思ひます。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、渡邊信廣君。

**○4番（渡邊信廣君）**

その辺については町長さんもよく御存知だと思います。

この場所はですね、もうすでにあの、何人かっていうかね、全てが了解ではないんですね。だけどもある程度の面積の場所については了解が取れているということを聞いておりますので、まああの、町長もね、最初から桜を子どものように育ててこられた。桜のことについては一番よく知っていらっしゃると思うんです。

桜だけじゃないですよ。いろんな花木についてはね。

したがって、植えてから10年しなければ、見せ場にはならないということがありますし、できうれば、その、観光客のね、滞在時間っていうのは大体1時間から1時間半ですよ。そういう中でなるべくコンパクトにして見せ場をつくって感動を与えて帰るような、帰られるような、場所にしていくためにはね、今お示した場所は非常に重要だと思いますので、これは桜だけじゃありません。町長は年間を通してということを言っただけなので、この辺も踏まえたですね、植栽をぜひ、これをお願いをしたいと思ひます。

これはよろしく、これは要望で終わりますけれどもね。

はい、よろしくお願ひします。

続いていいですか。

ですね、この課長の方からもありますけれどもね、地元との話し合いというのはまあ、本当に大事だと思ひています。特に鋸南町は佐久間ダムのことを一生懸命やっただけでなく、さらには他の町にはない、花の会まであるんですね。

まあそういう方とのね、話し合いは当然町の方として、していらっしゃると思ひますが、どんな内容のことがよく出てくるのか、その辺の話が出てきた内容があればね、お聞きたいと思ひます。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

ダムにつきましては、今議員がおっしゃいましたように、佐久間ダムの観光組合、それから、まあ花の会の鋸南の支部の方、そういった多種多様な団体が参画をいただいております。

で、これらの方たちがですね、ボランティアによって年2回現在はおお草刈りということでダム周辺の草刈りの方をいただいております。またそれ以外に2月の第1週ですか、テングス病の枝の除去ということで、木の枝の伐採ですね、そういったものも

取り組んでいただいております。

ただやはりあの、当初のダムの植栽箇所よりも大分植栽をされている箇所が広がってきているという中で、さらにまあ、ボランティアで協力していただける、参加していただける方たちも大分少なくなってきたということで、なかなか手が回りきらないよということも伺っております。

で、まあ今後についてはですね、やはりまあその、草刈り等についても、まあ自分たちがやれるところまでは一生懸命やりますが、その後手が足りなかった部分、届かなかった部分については、町の方としても少しやってもらえないかと、というようなお話をいただいているところで、まあ事前に少し、町の方で手を入れて先にやったりする場所もありますし、後から補充してやるような場所もあるということで、あります。

両方の方たちからは、できるだけ多くですね、ボランティアの方に参加をしていただきたいと、町職員も同様です。

自分たちの町の財産である以上、町の職員についてもぜひ協力をさらにしていただきたいというふうな要望は受けております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、渡邊信廣君。

**○4番（渡邊信廣君）**

地元の要望というのはね、よくわかりましたし、まあ当然人間歳を取るわけでね、いつまでも若くないし、広大な面積をやることについてはね、まあ大変になってくるんで、その辺についても、今後の佐久間ダムをなるべくコンパクトにしてね、維持管理がかからないような形で感動を与える場所をつくっていくのが、まあ必要なことだろうと。

結果的にですね、お金にならないとなかなかそこがですね、元の木阿弥になってしまうのが現実だと思いますんでその辺もですね、十分これから考えてやらなくちゃいけない。我々もその辺は協力しなくちゃならないと思っています。

そしてその中にね、一つ、臨時職員の方が3名で一生懸命草刈ってますよね。これについてもね、ただ草刈るだけじゃなくて、まあ町の組織図を見ると、花観光の担当の方は2人いらっしゃるよね。これは今は忙しい時期だからね、花だけやっている職員ではないと思いますが、とにかくリーダーがね、いて、その臨時職員にいろんなことを支持をして、そして、いろんなことの内容をですね、まあつくりあげていくというような立場でなければ、先導者がいないでね、なにやったって、目標がなくて、ものってというのはなかなかできないのが現実だと思いますが、そういう意味では、臨時職員さんを今後どのように要請していくのか、お考えがあればね、お聞きしたいと思います。

3名いますよね。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

### ○地域振興課長（飯田浩君）

まあ今御指摘がありましたように、花の関係って言いますかね、観光担当ということで、現在3名の職員がおります。

ただ、環境の方と兼務をしている者が1名おります。で、観光についてはですね、この桜の植栽を含めた、桜の管理を含めた観光の方も、現在まあ観光の方で南房総観光連盟というところの事務局等も仰せつかっておりまして、なかなか観光とこの桜の方の管理、そういったもの、両方にですね、手が回っていかないというのが正直なところでございます。

やはりまあ、朝の打ち合わせの中で、臨時職員さんたちにまあいろいろ指示の方はさせていただきます管理の方をお願いをしているところですが、やはり管理の基礎となりますいろいろな知識の部分もですね、まだまだ十分でないところもございますので、今後花の会の方で指導管理委託ということで、現在行っていただいておりますので、その指導管理委託の中でですね、そういう臨職の方たちについても知識的な部分、そういったものをですね、まあ要請ができるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

### ○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

### ○4番（渡邊信廣君）

課長から答弁いただいてね、とにかくなかなか町の方も忙しい。したがってなかなか指示できる人間も少ないかもしれないけれども、臨時職員さんもね、長年いけば当然草だけじゃなくてそういう桜に関してのね、いろんな技術を覚えていただいて、それで取り組んでいただくことは重要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

これ余談になりますけど、私もこの間のテングス病の方の伐採の方に行ってみました。で、実際にはまだまだ河津桜というのはね、暴れる木ですから、蔓が巻き付いたり、剪定ができていなかった。

たった私も5本だけね、剪定をしてきましたけれども、やっぱりこれからは、他の町よりも、秀でるということになれば、やっぱりその辺の管理というのはね、十分しなければなかなか見せ場にならないということもあろうかと思っておりますので、そういう剪定だとかいろんな面でね、まあそういう勉強していただいて、まあこれからの佐久間ダムの取り組みを、お願いをしたいというふうに思います。

続いてよろしいですか。

3点目に移ります。

3点目のですね、専門家によるランドデザインについてということでの質問でしたけれども、これはあの、大きな事業を行う以上ね、デザインというのは非常に私は重要

だと思っています。そういう中の回答がね、ちょっと無難な回答でしたよね。日本花の会や外部の有識者の意見を伺うことで検討ではなく、これ検討するって言っているんですね。

検討じゃないこれはもう。素人がいくらやったって、さっきみたいに試行錯誤でやっているって言ったけれども、これはあの、ある程度専門家を入れないとね、一流にはなれない。

先ほど町長さんで日本一を目指すというようなこともありましたけれども、そういう中ではね、お金をかけてではなくていいから、やっぱりある程度の専門知識をもったことを入れ込むことで、ここを一流にすることが、私は重要だと思っています。

ただこれも、その職員がどうしたいんだああしたいんだという意見をもたなければ、結果的にはその委託をする時のお金は無駄になる。

やっぱり現地において、地元のことを良く知っていて、それがこういうことをしたいんだと、じゃあ例えば桜の、桜のトンネルだったりですね、見上げる桜だったり、見下げる桜もあるし、いろんな、私が過去に言ったのは夫婦桜だとかいろんなことがある。テーマをつくることも、これからの大きな拠点になる第一歩だと思います。そういう意味ではやはりその、専門業者を活用するというようなことについて、再度ですね、この辺のお答えをいただきたいと思います。

#### ○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

#### ○地域振興課長（飯田浩君）

ダムを一流の場所にしていくということでございますが、まああの、景観の整備、一流にしていく形、人それぞれですね、やはりいろんな考え方があろうかと思います。

議員には議員のお考え方、私には私の考え方、町長には町長の考え方等あると思います。ただ、とにかくきれいな形にしていきたいという気持ちについては皆同じだと思っております。

そういった中でですね、私個人的なまあ、話をさせていただきますと、福島県の花見山ですか、ああいういろんな色が入って、シーズンになると非常に美しい、となると、そういう場所をですね、何度も参考的に見に伺わせていただいております。

で、できればああいうような形でいろんな色が入ったすばらしい景観をつくってまいりたいというふうに考えておりますので、そういう思いをですね、持ちながら、いろいろな花の会、先ほどまあ町長が説明した花の会とか、まあ他の有識者、そういう方に自分の想いを伝えながらですね、いろいろアドバイスを受けていければ非常に良いのかなというふうに考えております。

#### ○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

**○4番（渡邊信廣君）**

まあ、なかなかその「いければ」っていうね、「いくんだ」と。

まあさっき言ったようにね、なんのために植栽するのって、まあ町長と私は考え方は違いますよ。なんのためにという部分では、やはり拠点をつくって経済効果を生むのがまず、全体のことは町長置いておいてですよ。なんのためにって言ったならば、ただ単にただ、投資をしていただけじゃなくてそこから経済効果を生むということは基本的にあると思うんです。そのためにはですね、やっぱりある程度専門家っていうのはなんのためにいるんですか。例えば我々がここに、例えば今回もいろいろ出てきますよね。いろんな建物造る設計者がいなくて設計ができますかって言ったらできない、できないでしょ。そういう面では、お金をかけなくても、やっぱり専門家の知識だとか、そういうものをいただく、それを地域に入れ込む。これは重要なことだと思いますので、これは答えをもらいたい。

使うのか使わないのか、もう一度お願いします。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

先ほどもですね、ちょっとまあ説明させていただきましたが、花の会、日本花の会でですね、指導管理の方お願いいたしております。花の会につきましては、大勢の樹木医がおります。

皆さん日本全国のいろいろな景観等見てございます。そういう方たちの意見を当然指導管理の中でいただくことも合わせて考えております。

景観づくりについてはですね、過去にも樹木医をお願いしたり、あるいは地域の造園屋さんお願いしたり、等しながらですね、進めてきた経緯もございます。なかなかあの議員お考えのような形にはなっていないと思いますけれども、いろいろまあやってきておるといことは事実でございますので、その辺は御理解願いたいと思います。

今後については、今話をしましたように、花の会を通じてですね、まあ、花の会の職員になろうかと思っておりますけれども、知識の広い、知見の広い方たちに参画をしていただいて、指導管理の中でやっていきたいというふうに考えています。

**○議長（伊藤茂明）**

渡邊信廣君。

**○4番（渡邊信廣君）**

あと4分しかないね。

これは、概要図ですよ。町にはこれしかないよね。ないでしょ。これで植栽ができますかということですよ。

これは例えば、展望台、展望駐車場って言っても、勾配的にこれは本当にできますかっていうこともあるわけですよ。具体的にしていくにはなにが必要かということですよ。夢で終わっちゃいけないと思います。夢を現実にするためには、最低限必要なものは必要だということです。それは、過去の話は置いて、過去に我々がやってきたことも失敗もいっぱいあるわけですから、まあこれからは失敗をしないように町がどうしてこれから良い町に、キラリと光る町にするかという部分での、私はちょっと強い言い方で皆さんに質問をさせていただいておりますけれども、まあ、これはですね、立派な図面を書けとかそういうことじゃありません。

本当に、例えば桜の花の会には、和田さんという立派な樹木医がいらっしゃるわけですから、そういう方に来ていただいて、ここに杭を、杭をここに打って、ここに何を植えたら今後いいんじゃないの、くらいでもいいわけですよ。

具体的な話をどうやって進めるかということがこれから鋸南町にとっては非常に重要なことですので、協議をですね、そういう形で花の会にお願いをすることを、これは町長の顔色も見てるしね、担当課長も言えないでしょうけれども、ぜひ、これは実現をさせていただきたいと思います。

あと3分しかありませんのでね、これは必ずお願いをしたいと思います。

よろしいですか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、町長 白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

今あのですね、あの、飯田課長の方から答弁させていただきましたとおり、花の会のもので、指導の、指導できる立場のもので、樹木医の皆さんもおられますので、まあ常にいままでもですね、年に何回か、こっちへ来られてですね、現地で指導も受けておりますので、その辺皆さんにですね、引き続きかかわっていただいてですね、指導を受けていきたいと、そう思っていますから、よろしくお願いをいたしたいと思いますし、なおですね、なお、あのその時にはまた渡邊議員も一緒に立ち会っていただいて、そしてなお、体を使っていただくことが、そしてまた一生懸命管理にも参加をしていただければと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

とにかく、キラリと光る鋸南町に、そしてまた、佐久間ダムにしていきたいと、そう思っております。

以上であります。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、渡邊信廣君。

**○4番（渡邊信廣君）**

まあ、形より中身を取ることにについてをね、これから一生懸命どうしたら本当に鋸

南町がいいかということをもう一度皆さんの頭の中で整理をしていただいて、まあ、この辺についてもお願いをしたいと思います。

最後になりますけど、経済効果についてはね、もう時間がなくなってしまいました。まああのこれについてはですね、まあ、町の方だとやっぱりね、都市交流施設に頭が向いちゃっているけれども、都市交流施設がこれからも活気づくためにはやっぱりそれぞれですね、大きな拠点がいっぱいあって、鋸南町に滞在時間がながくなって、鋸南町ってすばらしいね、じゃあここで物を買おうかというようなことも、当然都市交流施設も必要だし、ばんやでも他の民宿さんでもそうでしょう。

しかし、それぞれのものが光っていなければ鋸南町に来る魅力がなくなってしまうということで、そのその、例えば佐久間ダムそのもの一つとってみても、その中で自立ができる経済効果が出せるようなね、そのシステムづくりというのを、やっていただきたいと思います。

なんのためにつくるんだという原点に戻れば、あそこの方々が元気になっていただくというような、都市交流施設と同じように、まあお金をかけなくてもステージをつくる、ステージができなければ、あの無料休憩所をどうしたらあれがですね、無料から有料になって、あそこで経済活動がはじまって、民が入ればもっと自分のところを良くしたいという気持ちにはなるわけです。

そういう人間の、心理を付いていただいて、これからのですね、佐久間ダム自体での経済効果が出るように、一生懸命頭を使っていただいて、ということ要望してですね、終わります。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、町長 白石治和君。

[ベルが鳴る]

**○町長（白石治和君）**

一生懸命頭を使ってですね、キラリと光るような公園にしていきたいと思いますので、よろしくおん願いをいたしたいと思います。

以上であります。

**○議長（伊藤茂明）**

以上で渡邊信廣君の質問を終了します。

ここで、午後1時30分まで休憩といたします。

…………… 休 憩・午前11時50分 ……………

…………… 再 開・午後 1時30分 ……………



## ◎発議案第1号の上程、説明、質問、討論、採決

### ○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第2 発議案第1号「議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者 小藤田一幸君より提案理由の説明を求めます。

提出者 5番 小藤田一幸君。

[提出者 5番 小藤田一幸君 登壇]

### ○5番（小藤田一幸君）

発議案第1号「議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、私のほか4名の議員の賛成を得て、提出したものであります。

議員の報酬年額の5%を削減しようとするものです。

本町では少子高齢化や過疎化が進み、地方においてはアベノミクスの経済効果が波及するには時間がかかるとされ、依然として深刻な経済、雇用情勢にあると言えます。

また、町財政は税収入や地方交付税の伸びが期待ができない状況にあり、実質公債費比率は年々改善されているものの、財政力指数は依然として低い水準にあるなど、引き続き厳しい財政運営が見込まれています。

このような中、執行部及び管理職の職員は28年度においても引き続き給料等の削減を実施しております。

これらの状況を判断した中で、鋸南町議会議員の報酬年額を減額するための特例条例の一部改正について、平成27年度に引き続き議長副議長及び議員の報酬年額について、1年間100分の5を削減しようとするものです。

なお、本条例につきましては、本年4月1日から施行するものです。

議員各位の御理解・御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

### ○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

### ○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第 3 議案第 1 号「鋸南町過疎地域自立促進計画の策定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

議案第 1 号「鋸南町過疎地域自立促進計画の策定について」御説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法は、平成 28 年 3 月 31 日までのいわゆる時限立法でありましたが、一部改正により平成 33 年 3 月 31 日まで 5 年間延長されたことにより、鋸南町は引き続き過疎地域の指定となったところでございます。

過疎法第 6 条第 1 項の規定により「過疎地域の市町村は、議会の議決を経て過疎地域自立促進計画を定めることができる」とのことから、本定例会に提出をさせていただくものであります。

それでは過疎計画の説明をさせていただきます。

総務省から示されました「自立促進施策区分」により、事業の概要を説明申し上げます。

計画の 9 ページをお願いいたします。

一つ目の「産業の振興」では「地域水産物供給基盤整備事業」（勝山漁港）、「地域水産物供給基盤機能保全事業」（保田漁港）、及び「食肉加工施設建設事業」「都市交流施設農産物等加工施設整備事業」等の新規事業を含め、41 事業で概算事業費は 9 億 9,300 万円であります。

なお、本計画には事業費の記載まで求められておりませんので、参考資料として概算

事業費を入れた事業一覧表を配布させていただいております。参考にしていただければと思います。

27 ページをお願いいたします。

二つ目の「交通通信体系の整備等」では、道路改良事業や橋梁長寿命化事業が主たる事業であります。また、「都市交流施設周辺駐車場拡張事業」等を含め、34 事業で概算事業費は 10 億 3,100 万円であります。

33 ページをお願いいたします。

三つ目の「生活環境の整備」では「浄水場施設整備事業」「谷田浄化槽改修事業」や「住宅取得奨励事業」を含め、11 事業で、概算事業費は 11 億 4,400 万円であります。

36 ページをお願いいたします。

四つ目の「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」では「幼保一元化事業」や「学童保育所建設事業」を含め、6 事業で概算事業費は、4 億 6,700 万円であります。

38 ページをお願いいたします。

五つ目の「医療の確保」では、「鋸南病院医療機器整備事業」等、2 事業で概算事業費は、2,700 万円であります。

42 ページをお願いいたします。

六つ目の「教育の振興」では、「中学校改修事業」「スクールバス更新事業」「給食センター設備更新事業」等を含め、12 事業で概算事業費は、4 億 900 万円であります。

44 ページをお願いいたします。

七つ目の「地域文化の振興等」では、民俗資料館改修事業等 3 事業で概算事業費は、4,100 万円であります。

以上が、計画に盛り込んだ主な事業と概算事業費でありまして、合計 109 事業で概算事業費は 41 億 1,200 万円となるものでございます。

なお、ソフト事業も認められておりまして、概算事業費にソフト分 5 億 2,000 万円も含まれております。

過疎計画に盛り込んだ事業の実施にあたっては、「過疎地域自立促進のための地方債」いわゆる過疎債を財源とすることができます。既に議員各位には、御承知のこととは存じますが、充当率は 100%そして償還する元利の 70%相当額が普通交付税に算入されるという有利な地方債が借りられるものであります。

しかし、有利な起債といえども借金には相違ありませんので、事業実施に当たっては総合計画の実施計画とも整合性を図り慎重に進めていかなければならないと思っております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案のとおり決定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第4 議案第2号「鋸南町課の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

議案第2号「鋸南町課の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について」御説明申し上げます。

平成17年10月に、役場組織の機構改革を行い、課の統合等により現在の組織構成となっております。

その後、10年が経過し、各課の分掌事務等の調整が必要となってまいりましたので関係する、鋸南町課設置条例、鋸南町議会委員会条例、鋸南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の1ページをお願いします。

第1条関係の第1条、課の設置ですが、建設水道課を加えようとするものでございます。

第2条の分掌事務ですが、総務企画課から監査を削除するものです。

2ページをお願いいたします。

次に、地域振興課の分掌事務から5号、土木に関すること。6号、道路及び河川に関すること。7号、住宅及び建築に関すること。8号、環境保全及び公害防止に関すること。9号、地籍調査に関すること。を建設水道課に所管替えするものです。

次に、第2条関係ですが、3ページをお願いいたします。

総務常任委員会の所管について、出納室を会計管理室に改め、産業常任委員会の所管については、建設水道課の所掌に属する事項を追加し、鋸南病院事業に関する事項、水道事業に関する事項を削除しようとするものでございます。

次に第3条関係ですが、4ページをお願いします。

水道課を建設水道課に改めようとするものでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、総務企画課から監査を削除いたしましたが、鋸南町監査委員の事務補助職員に関する規程の第2条において監査事務補助職員には、議会事務局職員を充てることとしております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 渡邊信廣君。

#### ○4番（渡邊信廣君）

条例にどうこういうことではございませんが、今回の、このですね条例改正によってということで、今町の方でかなり力を入れていました道の駅保田小学校、この関係についてはですね、地域振興課に移るといようなことでございますが、これは町を挙げての事業でですね、いままで総務課でやっていたものが、地域振興課に移った場合に、引き継ぎ等含めてですね、いままでの経過等含めていくなかなかですね、一から出直しになるようなことがないようにと思っておりますが、その辺のことについて、これを万全な体制で道の駅をこれからつくっていく上でですね、今後の対応について、条例とはちよっと違いますが、お聞かせいただければと思います。

**○副町長（内田正司君）**

人事の関係ですのでここで事細かくお話はできませんけれども、当然関わりの、いままでですね、取り組んできた職員についてはですね、引き続きですね、担っていただくようなことで考えております。

スムーズな引き継ぎができるようにですね、職員の配置等を考慮していきたいと思っています。

**○議長（伊藤茂明）**

他にありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

ほかに質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第5 議案第3号「鋸南町行政不服審査会条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

議案第3号「鋸南町行政不服審査会条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例は、平成26年6月に公布された行政不服審査法の全部改正に伴い、改正後の不

服申立てに対して審理を行う審査庁の諮問機関として「鋸南町行政不服審査会」を設置する必要があるため、条例の制定をするものでございます。

第1条は、「鋸南町行政不服審査会」を町長の附属機関として、行政不服審査法に基づき設置することを規定するものであります。

第2条は、審査会の委員を3人とするものでございます。

第3条は、委員は、優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱することを規定し、

第2項は、委員の任期を2年と定め、委員が欠けた場合は、補欠の委員の任期を前任者の残任期間とする規定であります。

第3項は、委員の再任されることができるとの規定でございます。

第4項は、委員の任期満了後、後任者が任命されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする規定でございます。

第5項は、委員の心身の故障により、職務の執行ができない場合、又は委員に適しない行動があった場合には罷免できる規定でございます。

第6項は、委員在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない規定であります。

第7項は、委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める規定でございます。

第4条は、第1項において審査会の会長を委員の互選で選任し、第2項は、会長は審査会の代表とする規定でございます。

第3項は、会長事故あるときは、指定する委員が職務を代理する規定。

第5条は、第1項において、審査会は会長が召集し議長となり、第2項は、審査会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないことを定めたものでございます。

第3項は、審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数は議長が決する規定でございます。

第6条は、法第43条第1項の規定により、諮問を受けた事件が自己に直接の利害関係があるときは、その議事に加われないことを定めております。

第7条は、審査会の調査審議の手続きは非公開である規定でございます。

第8条は、必要があるときは、数個の事件の調査審議の手続きを併合することができ、反対に分離することができる規定でございます。

第2項は、調査審議の手続きを併合又は分離したときは、審査関係人に通知しなければならないと定めたものでございます。

第9条は、委員の任期満了後の最初の審査会の招集は、町長が行うことと定めるものです。

第10条は、秘密保持の規定です。

第11条は、審査会の庶務を総務企画課において処理する規定です。

第12条は、審査会の運営に必要な事項は、会長が審査会に諮って定める規定です。

第13条は、審査会に関し必要な事項は、規則で定めることを規定するものです。

なお、本条例は、平成28年4月1日から施行するものですが、附則において準備行為と経過措置を定め、公布の日から施行することとしております。

審査会の委員の委嘱に関して必要な行為は、条例の施行日前においてもすることができると。また、経過措置として、最初の審査会は、町長が召集し、条例施行後に最初に委嘱される委員の任期は、鋸南町情報公開・個人情報保護審査会委員の中から委嘱したいため、任期を揃えたいと考えていることから、町長が別に定める日までの期間とすることとして、規定しております。

この日にちについては、29年の9月30日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（伊藤茂明）

日程第6 議案第4号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

[総務企画課長 菊間幸一君 登壇]

### ○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第4号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例は、平成26年6月に公布された行政不服審査法の全部改正に伴い、改正が必要な関係する九つの条例について、一括して整備条例として制定するものであります。

新旧対照表の1ページを御覧願います。

第1条関係は、「鋸南町議会情報公開条例の一部改正」を規定するものでございます。

第15条第1項では、開示請求に係る不作為についても規定する必要があるため追加し、行政不服審査法の全部改正により、法律番号を改正するものでございます。

また、情報公開条例は、鋸南町情報公開・個人情報保護審査会が諮問を受けて、実質的な審理を行っている場合には、行政不服審査法第9条第1項の規定による審理員の指名について適用除外するための規定をしたものでございます。

第15条第2項では、不服申立てが審査請求に一本化されることから、異議申立てに対する「決定」を「裁決」に改め、「不服申立て」の送り仮名を統一するための改正を行うものでございます。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。

第2条関係は、「鋸南町行政手続条例の一部改正」を規定するものであります。

第3条第10号中、不服申立てが審査請求に一本化されることから、「異議申立て」と「決定」を削るものでございます。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第3条関係は「鋸南町情報公開条例の一部改正」を規定するものでございます。

第18条中、開示請求に係る不作為についても規定する必要があるため追加し、法律番号を改め、第2号では、不作為の場合を含むこととするので、決定取り消しに限らない全部を認容する表現とするため改正するものでございます。

新旧対照表の4ページをお願いいたします。

第4条関係は、「鋸南町個人情報保護条例の一部改正」を規定するものであります。条例中、「異議申立て」を「審査請求」に改め、法律番号を改正し、第37条では、開示請

求に係る不作為についても規定する必要があるため追加し、第2号から第4号では、不作為の場合を含むこととするので、決定取り消しに限らない全部を認容する表現とするため改正するものでございます。

新旧対照表の7ページをお願いいたします。

第5条関係は、「鋸南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」を規定するものであります。第5条第2号中、「不服申立て」を「審査請求」に改めるものです。

新旧対照表の8ページをお願いいたします。

第6条関係は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」を規定するものでございます。

議案第3号で御説明した「行政不服審査会委員」の報酬日額を規定するもので、「鋸南町情報公開・個人情報保護審査会委員と同額の、日額1万1,400円と定めるものであります。

新旧対照表の9ページをお願いいたします。

第7条関係は、「一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正」を規定するものでございます。

第23条の3第2項中の、法律番号の改正による引用条文の改正をするものでございます。

新旧対照表の10ページをお願いいたします。

第8条関係は、「鋸南町税条例の一部改正」を規定するものであります。

第6条の2第1項中、「不服申立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

新旧対照表の11ページをお願いいたします。

第9条関係は、「鋸南町手数料条例の一部改正」を規定するものであります。

第1条中には、行政不服審査法の規定に基づく手数料の趣旨を追加するものです。

第3条には、審理員の適用除外をする場合の読み替え規定を追加するものです。

新旧対照表の12ページをお願いいたします。

審理員が行う提出書類等の写しと、行政不服審査会が行う主張書面等の写しの交付について、鋸南町情報公開・個人情報保護条例に規定する、写しの交付手数料と同額の交付手数料を定めるものでございます。

なお、本条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第7 議案第5号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

議案第5号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

一般職の給料条例の改正は、千葉県人事委員会の勧告等に基づき、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の第1条関係の1ページを御覧願います。

第1条関係は平成27年4月1日から適用の規定でございます。

第24条第2項第1号は、一般職の職員の勤勉手当の12月支給月数を「100分の75」から「100分の85」に改め、平成27年度における勤勉手当の支給月数を「100分の150」から「100分の160」にするものでございます。

第2号は、再任用職員の勤勉手当の12月支給月数を「100分の35」から「100分の40」

に改め、平成 27 年度における勤勉手当の支給月数を「100 分の 70」から「100 分の 75」にするものです。

下段になります。

附則第 13 項は、7 級の 55 歳以上の職員が公務上の負傷、疾病等により休職している場合において、勤勉手当支給の際に、減額する額の算定に用いる率について、12 月支給分を「100 分の 1.125」から「100 分の 1.275」とし、最低号給に達しない場合は、勤勉手当減額基礎額に 12 月支給分については、「100 分の 75」から「100 分の 85」に改めるものでございます。

次に給料表の改正ですが、新旧対照表の 2 ページから 20 ページまでは、別表第 1 において一般行政職給料表を、別表第 2、これは 6 ページになります。ちょっと見辛いんですが、においては、医療職給料表の（一）から（三）の改正案をお示ししております。

千葉県人事委員会勧告に基づき、平均改定率 0.3%の引上げを行うものでございます。新旧対照表の第 2 条関係 1 ページを御覧願います。

後ろから 3 枚目になります。

第 2 条関係は平成 28 年 4 月 1 日から施行の規定でございます。

第 5 条第 2 項では、これまで職員の職務分類に関しまして、規則で規定をしておりましたが、地方公務員法の改正により、「等級別基準職務表」を「別表第 3」として追加しております。

第 24 条第 2 項第 1 号は、一般職の職員の勤勉手当の支給月数を、6 月に支給する場合においては、「100 分の 75」から「100 分の 80」に改め、12 月に支給する場合においては、「100 分の 85」から「100 分の 80」に改めるものでございます。

平成 28 年度における勤勉手当の支給月数は、改正後の平成 27 年度支給月数と同じ「100 分の 420」とするものでございます。

第 2 号は、再任用職員の勤勉手当の 6 月支給月数を「100 分の 35」から「100 分の 37.5」に改め、12 月支給月数を「100 分の 40」から「100 分の 37.5」に改めるものでございます。

これにつきましても、平成 28 年度における勤勉手当の支給月数は、改正後の平成 27 年度支給月数と同じ「100 分の 75」にするものでございます。

下段になります。

附則第 8 項は、給料の削減に関する規定ですが、これまで一般職の給料月額を 1%、管理職を 2%削減してまいりました。

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、一般職の 1%削減をやめ、管理職のみ 1%の削減を行おうとするものでございます。

新旧対照表の 2 ページをお願いします。

附則第 9 項は平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、職員が退職・失職・

又は死亡した日における給料月額は、本則の給料月額とするものでございます。

附則第 13 項は、7 級の 55 歳以上の職員が公務上の負傷、疾病等により休職している場合において、勤勉手当支給の際に、減額する額の算定に用いる率について、平成 28 年度は「100 分の 1.2」とするものです。また、最低号給に達しない場合は、「100 分の 80」に改めるものでございます。

附則第 14 項は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に支給される、管理職手当・時間外勤務手当・期末手当・勤勉手当の算定における給料月額は、削減前の給料月額とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第 8 議案第 6 号「地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

### ○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第6号「地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例は、地方公務員に係る制度改革として、主に人事評価制度が導入されたことにより、平成26年5月に公布された、地方公務員法の一部改正に伴い、必然的に条例中の根拠条項等を改正する必要性が生じたことから、四つの条例を一括して整理し、制定するものでございます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条関係は、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」でございますが、「一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正」で、等級別基準職務表を定めることにより、根拠条項であります地方公務員法「第24条第6項」を「第5項」に改めるものでございます。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。

第2条関係は、「職員の旅費に関する条例の一部改正」でございますが、第1条と同様の理由により、根拠条項であります地方公務員法「第24条第6項」を「第5項」に改めるものでございます。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第3条関係は、「鋸南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」でございますが、地方公務員法第58条の2第1項が改正されたことにより、公表内容に「職員の人事評価の状況」及び「職員の退職管理の状況」を加え、「勤務成績の評定」について削除するものでございます。

新旧対照表の4ページをお願いいたします。

第4条関係は、「一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正」でございますが、人事評価制度の導入に伴い、「勤勉手当は基準日以前の直近の人事評価の結果」に依拠することとし、「その者の勤務成績」を「勤務状況」に改めるものでございます。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第9 議案第7号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

議案第7号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧願います。

本特例条例は、町長の給料月額について30%削減、副町長及び教育長については20%の削減をする内容で、本年3月31日までの期限付きでありましたが、現在の財政状況から、さらに1年、平成29年3月31日まで延長いたしたく、条例の改正をお願いするものでございます。

なお、本条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第10 議案第8号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

議案第8号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条関係は、平成27年12月1日適用の規定でありまして、特別職の職員の期末手当12月支給月数を「100分の212.5」から「100分の222.5」に改め、平成27年度における期末手当の支給月数を「100分の420」とするものでございます。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。



第2条関係は、平成28年4月1日に施行される規定でありまして、特別職の職員の期末手当6月支給月数を、「100分の197.5」から「100分の202.5」に改め、12月支給月数を「100分の222.5」から「100分の217.5」に改めようとするものです。

平成28年度における期末手当の支給月数も100分の420とするものであります。

下段になります。

議案第7号では、町長30%、副町長・教育長20%の給料月額を減額するものでございますが、減額の期間、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に支給される、期末手当の算定における給料月額は、減額前の本則に定める給料月額とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第11 議案第9号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

**○税務住民課長（福原傳夫君）**

議案第9号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

地方税法の一部改正に伴い鋸南町税条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

改正の主なものは、「行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる番号法が施行されたことにより、各種申請書に個人番号又は法人番号を記載することが義務付け、義務化され、12月議会で条例改正の御承認をいただきましたが、そのうちの「町民税」及び「特別土地保有税」の減免申請につきましては、地方税法の改正に伴い、個人番号の記載が必要とされなくなったことから条例改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表により、御説明させていただきますので、新旧対照表を、お願いいたします。

第36条の2「町民税の減免」につきましては、番号法による個人番号の規定を削除するものでございます。

第118条の3「特別土地保有税の減免」につきましては、「住民税の減免」と同様に番号法による個人番号の規定を削除するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜われますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第12 議案第10号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

**○税務住民課長（福原傳夫君）**

議案第10号 「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

平成26年6月に行政不服審査法をはじめとする関連法が公布され、新しい行政不服審査制度が、平成28年4月から施行されることから、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

改正の主なものは審査申出書に記載すべき項目の追加、申出資格喪失時の届出書の義務化、弁明書のインターネットによる提出を可能とする規定の整備、審査申出に係る手数料の額と納付方法及び、手数料の減免と方法の規定を、新規に追加するものでございます。

それでは、新旧対照表により、御説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを、お願いします。

第4条「審査の申出」につきましては、第2項第1号に、法の改正に伴い、居所の規定を加え第2号に、審査の申出に係る処分の規定を新たに追加し、現行の第2号、第3号、第4号は、号の追加に伴い、それぞれ号を繰り下げるものでございます。

第3項は、法の改正に伴い、代表者若しくは管理人、総代又は代理人は、審査請求をする場合にあっては、代表者等の資格を証する書面を提出しなければならない規定の引用条項を、整備するものでございます。

第6項は、審査申出人の資格を失った場合に、届け出なければならない、規定を追加するものでございます。

第6条「書面審理」につきましては次のページ2ページをお願いします。

改正案第2項は、法の改正に伴い、弁明書のインターネットによる提出を可能とする規定を新たに追加するものでございます。

現行の第2項、第3項は、項の追加に伴い、それぞれ項を繰り下げるものでございます。

改正案第5項は審査申出人の反論書の提出のあった場合、町長へ送付する規定を新たに追加するものでございます。

改正案、第10条「手数料の額等」につきましては、法を準用し、審査申出に係る手数料の額と納付方法の規定を新たに追加するものでございます。

次のページ3ページをお願いします。

改正案、第11条「手数料の減免」につきましては、法を準用し、手数料の減免と方法の規定を新たに追加するものでございます。

現行第10条「議事についての調書」は、新たに2条の追加に伴い、第10条を第12条に改め次のページ4ページをお願いします。

現行第11条「決定書の作成」につきましては、新たに2条の追加に伴い、第13条に改め、合わせて委員会が作成する決定書に記載する事項について、規定を整備するものでございます。

現行第12条「審査の秩序維持」から第14条「固定資産評価審査委員会規程への委任」につきましては、2条の追加に伴い、それぞれ条を繰り下げるものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成28年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜わりますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第 1 3 議案第 1 1 号「安心・安全な鋸南町の海水浴場の確保に関する条例の制定について」を議題といたします。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長 飯田浩君。

〔地域振興課長 飯田浩君 登壇〕

**○地域振興課長（飯田浩君）**

議案第 11 号「安心・安全な鋸南町海水浴場の確保に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

近年の海水浴場の利用においては、ごみの放置、飲酒等、風紀・マナーの悪化が目立つようになってきております。町では、この状況を改善するため、安全で安心な海水浴場の、確保を、目的として、町及び利用者の責務、並びに海水浴場の利用に関する事項を定めるため、条例の制定をお願いするものであります。

条例を御覧ください。

第 1 条は、条例の目的として、町や利用者の責務を明らかにし、安全で安心して利用できる、海水浴場とすることにより、町の観光振興の発展に寄与することとしています。

第 2 条では、定義といたしまして、「海水浴場等」とは、町が千葉県からの許可を受けて、規則で定める区域としています。

第 3 条では、この条例を適用する期間は海水浴場の開設期間と、しています。

第 4 条では、安心・安全な海水浴場の確保について、町は必要な施策を実施しなければならないとしています。

第 5 条では、町民を初めとする利用者は、海水浴場の美化及び環境の保全に努めることとし、併せて町が実施する施策に協力する責務を、有することとしております。

第 6 条は、海水浴場での禁止行為を定めております。

第 7 条では、町長は禁止行為に違反した利用者へ指導、勧告することができ、併せて必要な措置を講じることを、命令することができるとしています。

第 8 条は、規則への委任規定です。

最後に附則であります、この条例は公布の日から施行するとするものです。  
以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 笹生正己君。

**○10番（笹生正己君）**

この条例に禁止行為がうたわれていますけれども、この禁止行為をしている方に対して、注意または叱咤するのは、例えばの話ですけれども、どのような方が。

警察官ももちろん出向いている時もありますけれども、一般の方が注意して、逆に、なんて言うんですか、殴られたり、そういうことがあってはならないと思うんですけれども、どのように考えてます。

**○議長（伊藤茂明）**

地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

監視と言いますか、そういうパトロールの方、警察官のOBと考えておりますけれども、そういう方をお願いするつもりでおります。

ただあの、一度に全部の海水浴場は見ることは到底不可能ということでもありますので、回覧をしながらというんですか、監視をしながらぐるっと回るといような形を考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、再質問。

笹生正己君。

**○10番（笹生正己君）**

この禁止、禁止行為の中に、「酩酊した状態」という文言がうたわれています。先ほどこの条例をつくるにあたってゴミの散乱とか、飲酒が目立つようになってきたという説明がありましたけれども、酩酊した状態でなければよろしいということでは理解してよろしいですか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

あの、なかなかですね、酩酊しているか、飲酒というところの区別が難しいところもございしますが、一応本人の命のことにもかかわる問題でありますので、これらの禁止行

為につきまして、現地の方に看板等立てさせていただいて、利用者に対してマナー、自制をするように呼びかけてまいりたいと考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、最後です。

笹生正己君。

**○10番（笹生正己君）**

条例はつくりました、けど、守ってる人がいませんじゃなにもならないと思うんですよ。海水浴に来て、昼間バーベキューやってる方、大変多く見かけますけれども、その、火器も、調理器具も使用することも禁止なんですよ。そう理解してよろしいですね。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

条例の方にも規定してございますが、「たき火をし、または火器等を使用する調理器具」ここで想定しておりますのではバーベキューコンロ、そういったものを使つての、まあバーベキューについては、規制をするということで考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

他にありますか。

6番 緒方猛君。

**○6番（緒方猛君）**

えっとですね、あの、今の質問と関連するんですが、禁止行為はですね、例えばいままでの海水浴場には、こういうことは禁止なんですよという掲示なり、表示なりはしてありましたですかね。

あるいは、なかったとしたら、僕は気が付いたことはないんですが、なかったとしたら、なんか掲示をですね、ちゃんとしたもの、書いて、掲示物としてどなたが来てもわかるようにしておくという必要があるんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

それぞれの海水浴場につきまして、B2と言うんですか、ぐらゐの大きさの看板で、まあ、飲酒関係等についてはですね、ならないということで、まあそういう規制ではありませんが、マナーを守りましょうというような意味合いでそういった看板の方は設置をしておりました。

**○議長（伊藤茂明）**

6番 緒方猛君。

**○6番（緒方猛君）**

今の答弁は、マナーを守りましょうということは、ここに禁止行為を1からですね、いくつまでですか、えー、12まであるんですが、こういうことを一つひとつ書いているということではないわけですか。

マナーを守りましょうということを書いている、そういうものをなんか掲示してあるということですか。私はこの具体的なね、こういったことを書いたやつを、ちゃんと貼っておくべきだという具合に思うんですがいかがでしょうか。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

すいません、言い方が悪くて申し訳なかったんですけども、いままでもそういうマナーを守るというような部分を中心にした、そういう啓発の看板は建ててございました。今回のここに書いてあります禁止行為につきましては、これから禁止ということで規制をさせていただくこととなりますので、今後看板をつくって設置をするようなことで考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

他に質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（伊藤茂明）

日程第14 議案第12号「指定管理者の指定について（鋸南町ボランティアセンター）」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

### ○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第12号「指定管理者の指定について」御説明いたします。

鋸南町ボランティアセンターの管理につきましては、平成18年9月1日より指定管理者として、鋸南町社会福祉協議会が行ってまいりましたが、平成28年3月31日をもって、期間が満了となります。

これに伴い、鋸南町ボランティアセンターの管理業務につきまして、指定管理者により、管理委託しようとするもので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により指定管理者の指定について、議会の議決をお願いするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、鋸南町ボランティアセンター、指定管理者となる団体は、鋸南町保田560番地、鋸南町社会福祉協議会、会長、高橋喜安であります。

指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

なお、指定管理をお願いする施設の概要は、鉄骨平屋建て290.22平米及び外構設備・植栽等であり、その委託料といたしまして、平成28年度は239万8,000円を予定しております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、午後 2 時 40 分まで休憩とします。

…………… 休 憩・午後 2 時 3 2 分 ……………  
…………… 再 開・午後 2 時 4 0 分 ……………

**◎議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

休憩を解いて会議を再開します。

日程第 15 議案第 13 号「指定管理者の指定について（町営保田漁港公示施設）」を議題といたします。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長 飯田浩君。

〔地域振興課長 飯田浩君 登壇〕

**○地域振興課長（飯田浩君）**

議案第 13 号「指定管理者の指定について」説明いたします。

町営保田漁港公示施設「浮棧橋」の管理につきましては、平成 23 年 4 月 1 日から指定管理者として鋸南町保田漁業協同組合が管理を行っておりますが、平成 28 年 3 月 31 日をもって、管理期間が満了となります。

つきましては、鋸南町漁港管理条例第 22 条の規定により、平成 28 年 4 月 1 日以後も管理運営を指定管理者により行いたく、地方自治法第 244 条の 2、第 6 項の規定により指定管理者の指定について、議会の議決をお願いしようとするものです。

指定しようとする内容につきましては、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、町営保田漁港公示施設、これは「浮き棧橋施設」でございます。

2、指定管理者となる団体の名称、鋸南町吉浜 99 番地 5、鋸南町保田漁業協同組合、

代表理事組合長蛭田準。

3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

なお、これに係る町の委託経費につきましては、漁港管理条例第22条の3の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として收受し、その利用料金により管理を行うことから、町の委託経費はかかりません。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第16 議案第14号「町道の路線変更及び認定について」を議題といたします。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長 飯田浩君。

〔地域振興課長 飯田浩君 登壇〕

## ○地域振興課長（飯田浩君）

議案第 14 号「町道の路線認定及び路線変更について」説明いたします。

初めに、1 の認定変更する路線について御説明申し上げます。

添付いたしました図面を御覧ください。

今回変更をいたします路線は、町道 1139 号線、1141 号線、1142 号線でございます。

変更の理由につきましては、各路線の一部が現在駐車場となっている妙本寺境内地の一部を通っており、道路の形態をなしていないことが判明いたしましたので関係者と対応を協議した結果、合意を得ましたので、各路線について路線変更の認定をお願いするものでございます。

まず、1139 号線であります。起点地番の変更はございません。終点を吉浜字門前 478 番 3 地先に変更し、道路延長を 132.7 メートル、幅員 4.0 メートルから 7.0 メートルに変更するものでございます。

次に、1141 号線であります。起点を吉浜字門前 479 地先に変更。終点の変更はございません。道路延長は 69.5 メートル、幅員は 1.9 メートルから 3.4 メートルに変更するものでございます。

次に、1142 号線であります。起点を吉浜字田中 452 地先に変更。終点の変更はございません。道路延長は 500.2 メートル、幅員は 1.5 メートルから 8.0 メートルに変更するものでございます。

次に 2 の認定する路線につきまして御説明申し上げます。町道の認定をお願いいたしますのは、認定する路線の名称、1164 号線と 1165 号線でございます。1164 号線の道路の起点は吉浜字門前 478 番 12 地先から終点吉浜字門前 478 番 11 地先までの延長 25.9 メートル、幅員 2.2 メートルから 2.6 メートルの道路でございます。

次に 1165 号線は道路の起点を吉浜字田中 452 番地先から終点、吉浜字中谷 453 番 1 地先までの延長 90.8 メートル、幅員 3.1 メートルから 6.8 メートルの道路でございます。

以上雑駁ではありますが、説明を終わります。

よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

## ○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

## ○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第17 議案第15号「鋸南町農業委員会委員の任命に係る認定農業者の数について」を議題といたします。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長 飯田浩君。

〔地域振興課長 飯田浩君 登壇〕

**○地域振興課長（飯田浩君）**

議案第15号「農業委員会委員の任命に係る認定農業者の数について」説明いたします。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項の規定では、委員の任命にあたっては、過半数を認定農業者またはそれに準ずるもので、構成しなければならないものとされております。

当町のように、区域内における認定農業者の数が少ない場合においては、同項のただし書きの規定及び施行規則第2条第2項の規定により、議会の同意を得て、委員に占める認定農業者の数を委員定数の4分の1にすることが可能となっておりますので、現状を踏まえた中で、議会の同意をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案を同意することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は同意することに決定しました。

**◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第18 議案第16号「平成27年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

議案第16号「平成27年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）」について御説明いたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ6,590万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,231万7,000円とするものです。

各費目とも決算を見込んでの歳入歳出補正となっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。

第2款「総務費」、第1項、第1目、一般管理費、13節委託料486万円と18節、備品購入費914万円は、平成29年7月からは、情報提供ネットワークシステムの稼働が予定されており、より一層のセキュリティの強化が必要となることやマイナンバー制度実施による情報セキュリティ強化対策事業経費として1,400万円の計上でございます。

19節、総合事務組合負担金3,677万2,000円減額は、鋸南病院分の職員に係る給料総額を減じた額をもって算定した額を一般負担金とすることに、総合事務組合市町村負担

金条例の一部改正が昨年 11 月 25 日付けで改正され、平成 27 年度から適用されたことによるものでございます。

24 節、南房総広域水道企業団出資金 1,428 万 4,000 円減額は、平成 27 年度非常用発電機設備工事大多喜系執行見込みが今年度なくなったことによるものでございます。

3 目財産管理費、11 節修繕料 180 万円は、旧勝建設事務所を修繕し、雇用創造協議会事務所として活用するための経費でございます。

20 ページをお願いいたします。

4 目、企画費、19 節、鋸南町まちづくり支援事業補助金 20 万円減額でございますが、補助金該当が、かっちゃま d e 潜り隊一団体と、3 年目の元名花街道、内宿くじら唄と併せ 3 団体となりましたので、減額となるものでございます。

6 目、諸費、19 節、広域市町村圏事務組合負担金については、ごみ処理広域化事業分の減等により、負担金 848 万 1,000 円が減額となったものでございます。

9 目、都市交流施設整備事業費については、事業費確定による減額補正であります。

なお、財源の補正で、国県支出金 1,282 万 6,000 円減額について、説明をいたします。

恐れ入りますが、14 ページを御覧下さい。

4 目、総務費国庫補助金の屋外整備工事等に充当しました国庫補助金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の 1,367 万円の減額は国の予算配分によるものです。

一番下、公衆無線 LAN 設置工事に充当しました県費、公衆無線 LAN 環境整備補助金、76 万 1,000 円増額。15 ページ上段、太陽光発電システム設置工事等に充当しました県費、再生可能エネルギー導入推進基金事業補助金 24 万円増額。その下の、町内観光案内看板設置工事に充当しました県費、観光地魅力アップ整備事業補助金 15 万 7,000 円の減額によるもので、それぞれ事業費の確定による補助金額の増減を補正したものでございます。

また、特定財源のその他、358 万円の減額は、17 ページ、6 目雑入、急速充電器設置工事の事業費確定に伴い、一般社団法人次世代自動車振興センターからの補助金を減額するものでございます。

それでは、20 ページにお戻りください。

10 目、地域消費喚起・生活支援事業費、23 節・プレミアム商品券発行事業補助金返還金 143 万 6,000 円は、精算による返還金です。

21 ページをお願いいたします。

第 3 項、1 目戸籍住民基本台帳費、13 節委託料社会保障・税番号制度連携システム構築委託 268 万 2,000 円減は、システム構築委託費 122 万 5,000 円が平成 28 年度事業になったこと、及び平成 27 年度改修分の不用額 145 万 7,000 円が減額となったところでございます。

また、19 節、社会保障・税番号制度関連事務委任交付金 145 万 3,000 円は、地方公共

団体情報システム機構に対する交付金の増額分でございます。

第4項選挙費、2目、千葉県議会議員選挙費は、無投票により全額減額となりました。

22 ページをお願いいたします。

3目鋸南町長・鋸南町議会議員選挙費は、今年の4月26日執行の不用額を減額いたしました。

23 ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項、1目、社会福祉総務費では、負担金決定により国保会計へ保険基盤安定繰出金1,966万8,000円の増額となるものでございます。

24 ページをお願いいたします。

5目、介護保険費、28節繰出金は介護給付費負担金の増に伴い、607万2,000円を増額するものでございます。

8目、障害福祉費、20節重度心身障害者医療等扶助は、医療費扶助実績による増を見込み239万1,000円を増額するものでございます。

23節・障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金は、平成26年度事業精算につき578万6,000円をお願いするものでございます。

9目、障害者自立支援給付費、20節、扶助費、自立支援医療費について、利用実績を見込み454万4,000円の減額をするものでございます。

25 ページをお願いいたします。

障害福祉サービス費について、利用実績を見込み133万円を増額するものでございます。

10目、臨時福祉給付金給付事業費、19節、臨時福祉給付金は、見込み2,850人に対し実績1,900人により570万円を減額するものでございます。

11目、年金生活者等臨時福祉給付金給付事業費4,932万2,000円は、国の補正予算による事業で、低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金が実施され、平成28年度中に65歳以上となる住民税非課税の方が対象となります。給付額は、一人につき3万円で鋸南町での対象者数は、1,550人を予定しております。

26 ページをお願いいたします。

第2項、児童福祉費、第3目、保育園費、7節、賃金では、入所園児数の減により保育士賃金215万6,000円を減額するものでございます。

委託料は管外保育委託児童の減により、346万7,000円を減額するものでございます。

27 ページをお願いいたします。

第4款「衛生費」、第1項、第3目、環境衛生費、13節、污水適正処理構想策定業務委託は、千葉県下水道課と協議した結果、鋸南町においては、下水道を整備していく方針は現実的でないため、合併浄化槽を今後も普及させていく方針となったため、354万3,000円の全額を減額するものでございます。



19 節、家庭用小型合併処理浄化槽設置補助金は、実績が転換 4 基となったことにより 417 万円を減額するものでございます。

一般廃棄物処理施設整備負担金は、南房総市のし尿処理施設の候補地が未確定により事業費減に伴い 815 万 9,000 円を減額するものでございます。

28 ページをお願いいたします。

第 5 款、農林水産業費、1 項、3 目、農業振興費 19 節・中山間地域等直接支払事業交付金 417 万 2,000 円の減額は、集落数で 15 地区が 13 地区に減となったものでございまして、それに伴い減額するものでございます。

30 ページをお願いいたします。

19 節・レンタサイクル助成金 377 万 6,000 円、町営循環バス利用助成金 60 万円、町内観光施設利用助成金 150 万円、合わせて 597 万 6,000 円は、国の補正予算事業で、地方創生活活性化交付金事業となります。

事業主体は、千葉県及び関係 15 の市と町が予定され、鉄道を活用したフリー切符や観光切符を販売し、県内への流動基盤を整えることを目的としています。また、連携した市町村、事業者等のサービス・おもてなしの向上を促し、もって県内の観光の振興と交流人口の増加を図るものでございます。

第 7 款土木費、第 1 項、土木管理費、第 1 目、土木総務費、19 節住宅取得奨励金は、11 件の確定により不用額 1,000 万円を減額するものでございます。

32 ページをお願いします。

第 8 款消防費、2 目、19 節、自主防災組織等補助金は、自主防災組織補助金の交付が 2 団体の確定により不用額 300 万円を減額するものでございます。

33 ページをお願いします。

第 9 款教育費、第 3 項中学校費、第 1 目学校管理費、15 節、工事請負費の押し出し窓調整器改修工事は、工法を変更したことにより、440 万 2,000 円が減額となったものでございます。

34 ページをお願いいたします。

5 項社会教育費、第 3 目民俗資料館費、18 節、備品購入費は、美術品の取得がなく 300 万円全額を減額するものでございます。

36 ページをお願いいたします。

11 款公債費は、町債償還の確定により償還元金は 45 万 7,000 円の増額、償還利子は 251 万 2,000 円減額するものでございます。

12 款諸支出金、基金費ですが、財政調整基金へ 6 万 4,000 円を積立、27 年度末の基金積立残高は、8 億 8,404 万 5,000 円の見込みです。

豊かなまちづくり基金は、実績を見込み 522 万 3,000 円減額するものでございます。

美術品取得基金は、御寄付いただきました 41 万 8,000 円を積立、27 年度末の基金残高

は、422万8,000円の見込みでございます。

続きまして歳入関係でございますが、11ページをお願いいたします。

第1款町税では、収入実績を見込み、町民税から町たばこ税まで合計で1,536万8,000円の増額をするものでございます。

第2款地方譲与税から12ページの第7款自動車取得税交付金では3,024万4,000円の増額となりますが、要因は、第6款地方消費税交付金の増額によるものでございます。

第9款、地方交付税、普通交付税290万5,000円は調整額分の増額によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

第12款、第1項使用料、5目教育使用料、4節民俗資料館入館料では、実績により200万円の減額となりました。

第2項手数料、5目民生手数料の訪問看護事業報酬は、利用実績により166万6,000円の増、介護予防サービス事業報酬は、サービス利用実績の見込みにより78万9,000円の減、合計では87万7,000円の増額となっております。

13款国庫支出金、14款県支出金は各事業の実績・見込等による補正となっております。

その中で、国庫支出金、1目民生費国庫補助金、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業補助金、4,932万1,000円は、国の補正予算によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

4目総務費国庫補助金、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金570万円、7目、商工費国庫補助金、地方創生加速化交付金597万6,000円は国の補正予算によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

第16款寄付金は、実績により、豊かなまちづくり寄付金616万3,000円の減額、美術品取得基金寄付金41万7,000円の増額となりました。

17ページをお願いいたします。

第17款繰入金、第1項、特別会計繰入金346万2,000円は、前年度精算分に係る繰入金です。

第2項、基金繰入金の、財政調整基金では、余剰金により1億4,323万6,000円を減額するもので、今年度の繰入はゼロ円となったところでございます。

19款諸収入、雑入のうち、プレミアム商品券発行事業補助金返還金202万8,000円は、精算によるものでございます。

後期高齢者医療給付費負担金返還金916万4,000円は前年度精算分でございます。

18ページ、第20款町債は、国の補正予算債で570万円となるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表は、繰越明許費補正でございます。

道路長寿命化修繕事業は、変更後の金額を 7,000 万円にしようとするものでございます。その下は、追加事業で、変更と併せて 8 事業、合計で 1 億 5,280 万 3,000 円となりますが、28 年度へ繰り越して事業を実施するものでございます。

8 ページ、第 3 表は、地方債補正でございます。

それでは最後になりますが、37 ページをお願いいたします。

地方債に関する調書でございますが、表の右下、46 億 96 万 6,000 円が平成 27 年度末の起債残高見込みとなります。前年度と比較し、270 万円の増額となるものでございます。これは、補正予算債の 570 万円によるもので、県との協議により借り入れとなっているところでございます。

38 ページから 45 ページは給与明細書となります。

御参照願います。

以上で、議案第 16 号「平成 27 年度鋸南町一般会計補正予算（第 6 号）」の説明を終わります。

よろしく、御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番 笹生正己君

**○10 番（笹生正己君）**

えっと、大急ぎでさらっと説明されましたけれども、歳入で 16 ページ、豊かなまちづくり寄付金、これ、かなり大きい額なんですよね。ちょっと説明していただけます。これ、途中までは、このままいけばその目標に到達するかなということだったんですよね。それが、終わってみればこんな大きな金額、獲らぬ狸になっちゃったような感じがするんですけれども、詳しく説明願います。

**○議長（伊藤茂明）**

総務企画課長 菊間幸一君。

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

これにつきましては、ふるさと納税の関係でございまして、今現在寄付件数が 12 月末で 707 件、金額にして 881 万 3,231 円というようなことございまして、当初予定しておりましたよりもですね、だいぶ少ない状況でございますので、決算を見込みまして、減額をさせていただいたというところでございますので御理解いただきたいと思っております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、笹生正己君

**○10番（笹生正己君）**

この寄付金ですけれども、当初予算の説明の時は委託料、わかりますよね、300万、それで商品代、品代が765万。という数字で説明があったんですよね。これは歳出の方の総務費一般総務費の委託料のところに載っているはずなんですけれども、これが、予定よりずっと少なかったということで、なんで一般、この次の次のページ、歳出の方の、減額が載ってないんですか。

普通だったら、予定よりずっと少なかったら少なくとも品代だけは減額になる筈じゃないですか。それ絶対おかしいですよ。品物出てないんですからね。

**○議長（伊藤茂明）**

副町長 内田正司君。

**○副町長（内田正司君）**

すいません。ちょっと手元に資料がないで、あれなんですけれども、まああの、議員御指摘のように、寄付金があって初めて返礼品が贈られるということでございます。その中であの、歳入においてはですね、まあ、過充当といいますか、過大に見込んでしまうことはできませんので、実績に応じて収入の方は減額をさせていただいたと。

合わせて本来であれば歳出の方もですね、調整すべきと思いますが、まあ今後ですね、もし、歳入は減額いたしましたけれども、寄付金等はですね、逆に我々が見込んだよりも多くなった時に、今度は支出の項目がなくなってしまうということもいけないので、予算、歳出の方についてはですね、多分、まあ、多分と言いますかそのまま、現予算のまま維持をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、3回目。

笹生正己君

**○10番（笹生正己君）**

おかしいじゃないですか。

これ歳入の方、これ実際今説明あったより、まだちょっと付加して数字書いてありますよね。それで歳入の方が減っていて、歳出にも、少なくとも同額、同額ってその、委託料はまあ、年間、年契約っていうか、契約はしてるから、それどういう契約だったか細かい契約は分かりませんがね。

少なくとも商品代はこれから増えるかもしれないって、3月を、決算を見込んでこの予算、最初の説明の時にそうおっしゃったでしょ。おかしいじゃないですか。

説明願います。

**○議長（伊藤茂明）**

ここで暫時休憩といたします。

…………… 休 憩・午後 3時13分 ……………  
…………… 再 開・午後 3時16分 ……………

**○議長（伊藤茂明）**

休憩を解いて会議を再開します。

総務企画課長 菊間幸一君。

**○総務企画課長（菊間幸一君）**

この違いにつきましては、歳出の方は、収入の方はですね、1,700万という形でみておりました。それで、歳出の方につきましては、寄付の委託料でございますので、直接本人が持ってきたりして、業者を通さずにやる分ということがありますので、それらを除いてですね、当初の見込みで1,500万でみておるということございまして、全部、要するに、合わせて1,700万ではなくて、歳出の方は業者を通さずに直接持って来る方もいらっしゃいますので、その分についてを差し引いた中で、当初予算で、1,065万円の委託料という形で見ておりますので、そこで差が出ておりますので、今回の補正については、歳入のみをですね、触らせていただいたと、減額させていただいたというような数字を、そういうような形で対応させていただきました。

**○議長（伊藤茂明）**

他になにかありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

ないようですので、質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第19 議案第17号「平成27年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

[税務住民課長 福原傳夫君 登壇]

### ○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第17号「平成27年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」御説明いたします。

恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。

平成27年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足分の調整をお願いするもので、2,428万円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億9,396万円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

1款・総務費、3項・運営協議会費は、決算を見据え不用額を減額するものでございます。

2款・保険給付費、1目・一般被保険者療養給付費につきましては、療養給付費の動向を勘案し、618万円の増額補正をお願いするものでございます。

2目・退職被保険者等療養給付費につきましては、退職被保険者数の減及び月額療養費の見込みにより、1,374万2,000円を減額補正するものでございます。

3目・一般被保険者療養費につきましては、交付金等の額の確定により、財源内訳の変更をするものでございます。

4目・退職被保険者等療養費につきましては、療養費の動向を勘案し、減額補正をするものでございます。

次のページ、13ページをお願いいたします。

2項・高額療養費、1目・一般被保険者高額療養費につきましては、高額療養費の給付動向を勘案し、132万9,000円の増額をお願いするものでございます。

2目・退職被保険者等高額療養費につきましては、退職被保険者数の減及び月額療養費の見込みにより、486万3,000円を減額補正するものでございます。

6項・葬祭諸費につきましては、月例見込みにより、50万円を減額補正するものでございます。

3 款・後期高齢者支援金等、次のページ、14 ページの 4 款・前期高齢者納付金等、5 款・老人保健拠出金、6 款・介護納付金につきましては、額の決定に基づき、それぞれ補正をお願いするものでございます。

次のページ、15 ページをお願いします。

7 款・共同事業費拠出金、1 目・高額医療費拠出金及び 3 目・保険財政共同安定化事業拠出金は、それぞれ本年度の拠出額が決定されたことにより、合わせて、887 万 2,000 円を減額補正するものでございます。

8 款・保健事業費、1 項・特定健康診査等事業費につきましては、受診実績に基づき、合計 301 万 8,000 円を減額補正するものでございます。

2 項・保健事業費、次のページ 16 ページの 3 項・特別総合保健事業費につきましては、事業の確定により増額補正をお願いするものでございます。

9 款・基金積立金、1 目・財政調整基金積立金でございますが、地方財政法第 7 条の規定により、繰越金の 2 分の 1 を超える額を基金に積み立てるため、3,693 万 3,000 円を積立しようとするものでございます。

10 款・諸支出金、3 目・償還金、23 節・償還金利子及び割引料のうち療養給付費等負担金償還金 801 万 8,000 円は、平成 26 年度中に交付された負担金の確定に伴い、超過交付された負担金を国に返納するものでございます。

3 項・繰出金、1 目・直営診療施設勘定繰出金につきましては、鋸南病院の施設整備分として 346 万円を繰り出しするものでございます。

2 目・一般会計繰出金は、26 年度繰出金の精算に伴い、283 万円を一般会計に返還するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

8 ページをお願いいたします。

1 款・国民健康保険料につきましては、被保険者の減少及び制度改正による保険料の軽減措置等の拡充により、一般・退職被保険者を合わせて、2,127 万 6,000 円を減額補正しようとするものでございます。

8 ページ下段から次のページ、9 ページ上段にかけての、2 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金につきましては、給付費実績及び概算交付額の確定により、それぞれ補正しようとするものでございます。

2 項・国庫補助金 270 万円の増額補正につきましては、鋸南病院への直営診療施設整備分の繰出金にかかる国庫補助金でございます。

3 款・療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者、前期高齢者、後期高齢者の療養給付に要する費用により、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、交付金の決定により、それぞれ補正しようとするものでございます。

4 款・前期高齢者交付金につきましては、65 歳から 75 歳未満の前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するため社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、交付決定に基づき、5,306 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

5 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・高額医療費共同事業負担金及び 2 目・特定健康診査等負担金につきましては、概算交付額決定に伴う、減額補正でございます。

2 項・県補助金、1 目・財政調整交付金につきましては、現在確実に見込まれる額として合計で、619 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

10 ページをお願いいたします。

6 款・共同事業交付金につきましては、1 目・高額医療費共同事業交付金及び 2 目・保険財政共同安定化事業交付金は、ともに事業費の確定に伴い、合わせて 4,436 万円を減額補正しようとするものでございます。

8 款・繰入金、1 目・一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定事業負担金等の額の確定により、合わせて、1,966 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

2 項・基金繰入金、1 目・財政調整基金繰入金につきましては、事業等の交付金、補助金の確定に伴い、不足する財源分、1,194 万 9,000 円を財政調整基金から繰り入れするものでございます。

9 款・繰越金につきましては、前年度の繰越金が 7,383 万 5,000 円でしたので、3,894 万 4,000 円を補正するものでございます。

次のページ、11 ページをお願いいたします。

10 款・諸収入、2 項・雑入、3 目・一般被保険者返納金につきましては、労働者災害補償保険該当による返納金 1 万 5,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番 渡邊信廣君。

#### ○4 番（渡邊信廣君）

1 点だけお聞きしたいと思います。

ページ数でいくと 10 ページの繰入金の財政調整基金繰入金ということになりますが、1,194 万 9,000 円ありますね。これに載って、今国保としてですね、基金の残高というのは、いくらになっているのか、教えていただければと思います。

#### ○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 内田正司君。



**○副町長（内田正司君）**

国保のですね、27年度末の積立残高の見込みですけれども、4,972万388円ですか、を、予定しております。

**○議長（伊藤茂明）**

よろしいですか。

他にありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

現案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第20 議案第18号「平成27年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

**○税務住民課長（福原傳夫君）**

議案第18号「平成27年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。

今、補正予算は、決算見込みを踏まえ、歳入歳出それぞれ9万4,000円を増額し、予

算の総額を歳入歳出それぞれ、1億705万3,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

1款・総務費、1目・総務管理費及び2項・徴収費につきましては、実績に基づき、補正をお願いするものでございます。

2款・後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、額の確定により、34万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

3款・保健事業費、1目・保健事業費につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託されている、後期高齢者検診事業の確定に伴い、合計で31万2,000円を減額しようとするものでございます。

4款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金につきましては、実績に応じて、46万円を減額しようとするものでございます。

8ページをお願いいたします。

2項・繰出金につきましては、26年度一般会計からの繰出分の精算として、63万3,000円を、一般会計に返納するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

1款・後期高齢者医療保険料、1目・特別徴収保険料、2目・普通徴収保険料につきましては、被保険者の異動に伴い、それぞれ、補正をお願いするものでございます。

2款・繰入金、1項・一般会計繰入金につきましては、事業の確定に伴い、95万円を減額補正しようとするものでございます。

3款・繰越金につきましては、前年度繰越金が、290万8,000円でしたので、240万7,000円を補正するものでございます。

4款・諸収入、2項・償還金及び還付加算金につきましては、実績に応じて、46万円を減額しようとするものでございます。

4項・受託事業収入につきましては、千葉県後期高齢者広域連合から事業委託されております、後期高齢者検診事業の確定に伴い、28万6,000円を減額しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第21 議案第19号「平成27年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

**○保健福祉課長（渡邊昌廣君）**

議案第19号「平成27年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」御説明いたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ5,042万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,632万4,000円とするものでございます。

当初予算におきましては、第6期介護保険事業計画に基づいて給付費等を見込んだところでございますが、決算見込みを踏まえ、各サービス給付費等を増減させていただきました。

始めに歳出から説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

第2款・保険給付費、第1項・介護サービス等諸費でございますが、合計で3,812万6,000円の増額となるものでございます。

これは、第1目の居宅介護サービス給付費における利用者の増が、主な理由でございます。

10ページをお願いいたします。

第6款・地域支援事業費、第3項・介護予防・生活支援サービス事業費、1万8,000円は、平成29年度末までに新しい総合事業への移行に伴い、介護予防・生活支援サービス事業費を追加させていただきました。

6ページをお願いいたします。歳入関係でございますが、第1款・保険料、第1項・介護保険料につきましては、被保険者の異動に伴い、特別徴収保険料は増額となり、普通徴収保険料は減額となったものでございます。

第3款・国庫支出金からは、決算を見込んだ歳出予算額に合わせまして、それぞれ国・県、支払基金、町等の負担分を計上したものでございます。

7ページをお願いいたします。

第6款・繰入金、第2項・基金繰入金につきましては、341万4,000円増額いたしまして、基金の取崩額を510万6,000円とするものであります。

なお、基金につきましては、9月補正で601万円の積み立てをお願いいたしましたので、平成27年度末の基金残高は、826万8,000円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（伊藤茂明）

日程第22 議案第20号「平成27年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

[保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇]

### ○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第20号「平成27年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

実施計画に基づき、御説明申し上げます。

初めに収益的収入では、第1款・病院事業収益に21万1,000円を増額し、補正後の総額を2,331万9,000円とするものでございます。

第1項・医業収益、第1目・その他医業収益の54万円の減額は、きさらぎ会からの文書料収入見込みが減となったものでございます。

第2項・医業外収益、第1目・他会計負担金は、27年度借入の企業債償還利子に対する負担金でございます。

第2目・他会計補助金は、直営診療施設の運営費として国保調整交付金が交付されますので、国保会計からの補助金76万円を増額、及び経費の確定に伴い一般会計補助金を減額するものでございます。

第3目・長期前受金戻入は、資産除却に伴い国や県の補助金見合い分を収益として予定するものです。

次に収益的支出につきましては、323万1,000円を増額し、補正後の総額を5,732万9,000円とするものでございます。

内訳であります。第1目の経費21万円の減額は、通信運搬費の減でございます。

第3目・指定管理者交付金の26万円は、国保会計補助金76万円から、文書料の50万円を減額し「鋸南きさらぎ会」へ交付するものでございます。

第4目・資産減耗費の88万円は、廃棄した10件分の未償却残高を予定いたしました。

第2項・医業外費用、第1目の支払利息及び企業債取扱諸費の4,000円は、今年度、内視鏡購入のための企業債2,830万円の初回利息分でございます。

第2目の雑支出229万7,000円は、内視鏡購入に伴う消費税相当分でございます。

次に、資本的収入及び支出であります。99万6,000円を減額して、補正後の総額を7,271万8,000円とするものでございます。

初めに支出の有形固定資産購入費99万6,000円の減額は、内視鏡購入費の確定によるものでございます。

次に収入では、第1項・企業債の370万円の減額は、内視鏡購入事業費確定による減額でございます。

第2項・出資金の4,000円は、企業債で不足する費用に対する一般会計からの負担金であります。

第3項・国庫補助金270万円は、内視鏡購入事業費に伴う補助金国保調整交付金でございます。

4ページをお願いいたします。

平成27年度のキャッシュ・フロー計算書であります。平成27年度末における資金残高は、1,127万6,000円と見込んでおります。

5ページから9ページは、平成26年度の損益計算書及び貸借対照表、10ページからは、平成27年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第 2 3 議案第 2 1 号「平成 2 7 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

水道課長から説明を求めます。

水道課長 山崎友之君。

〔水道課長 山崎友之君 登壇〕

**○水道課長（山崎友之君）**

議案第 21 号「平成 27 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 3 号）」について御説明いたします。

今、補正予算は、事業の完了等、額の確定による補正をお願いするものであります。

それでは、予算書の 3 ページをお願いいたします。

実施計画により説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入におきましては、第 1 款水道事業収益を 308 万円増額し、4 億 8,811 万 4,000 円にしようとするものです。

主な内訳であります。第 1 項営業収益、第 1 目給水収益は前年度比 2 % 減で見込んでおりましたが、0.5 % 減となることから 259 万 2,000 円を増額するものです。

第 2 目受託工事収益は、年度末まで受託工事の見込みがないと思われることから、減額するものです。

第 2 項営業外収益、第 3 目県補助金は、補助金の確定により、52 万 8,000 円を増額し、7,752 万 8,000 円にしようとするものです。

支出では、第 1 款水道事業費を 16 万 5,000 円増額し、4 億 7,923 万 1,000 円にしようとするものです。

内訳であります。第 1 項営業費用、第 1 目原水及び浄水費から、第 5 目減価償却費までは事業費の確定により各科目を調整させていただきました。

第 6 目資産減耗費は、流量計と次亜塩素注入機の更新に伴い、更新前の機器の未償却額 811 万 8,000 円を計上したものであります。

4 ページをお願いします。

資本的収入及び支出のうち、収入では、第 1 款資本的収入を 1,300 万円減額し、3,300

万円にしようとするものです。

これは、事業費確定により、企業債を1,300万円減額するものです。

支出では、第1款資本的支出を808万4,000円減額し、1億6,046万2,000円にしようとするものです。

第1項建設改良費は、事業費確定により減額しようとするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額、1億2,746万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で同額補てんをお願いするものです。

5ページをお願いします。

平成27年度鋸南町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、平成27年度末における資金残高は、2億6,319万2,000円となる見込みでございます。

6ページは、職員の給与費の明細書で、7ページから11ページは、平成26年度鋸南町水道事業損益計算書及び貸借対照表。12ページから14ページは平成27年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので後ほど御参照願います。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午後4時まで休憩といたします。



…………… 休 憩・午後 3時49分 ……………  
…………… 再 開・午後 4時00分 ……………

## ◎議案第22号の上程、説明

### ○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第24 議案第22号「平成28年度鋸南町一般会計予算について」を議題といたします。

副町長より、議案の重点説明を求めます。

副町長 内田正司君。

〔副町長 内田正司君 登壇〕

### ○副町長（内田正司君）

議案第22号「平成28年度鋸南町一般会計予算」について、御説明を申し上げます。

当年度の予算編成方針につきましては、町長から提案理由において、述べさせていただきましたので、割愛させていただきます。

なお、本定例会において「予算審査特別委員会」が設置され、御審議をいただくのことでございますので、私からは全般的な事項を主に御説明をいたします。

よろしく願いいたします。

平成28年度鋸南町一般会計予算の総額は、38億7,091万4,000円と決めました。前年度予算額と比較いたしまして、1億3,350万4,000円、率にいたしまして3.3%の減となるものであります。

減額となりました主な要因は、都市交流施設整備事業につきまして、平成27年度までに増改築工事並びに外構工事等の主だった施設整備が終了しましたことによるものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

26ページをお願いいたします。

26ページの役務費でございます。先ほども御質疑もありましたが、役務費中、クレジットカード取扱手数料17万円。

また、27ページをお願いいたします。

上から3段目でございます。豊かなまちづくり寄付金業務代行委託料846万7,000円をお願いをいたしました。実績を基に平成28年度の寄付金につきましては、後ほど歳出で御説明申し上げますが、1,209万6,000円と見込んでいるところでございます。

28ページをお願いいたします。

24 節でございます。南房総広域水道企業団出資金 2997 万。2,999 万 7,000 円を計上いたしました。出資金は 2,999 万 7,000 円のうち 1,950 万円につきましては、一般会計出資債を充当するものでございます。

29 ページをお願いいたします。

下段の工事請負費でございますが、庁舎車庫改修工事に 3,143 万 5,000 円をお願いいたしました。西側の公用車の車庫でございますが、屋根の取替、柱脚改修、オーバースライダーの交換等を行うものでございます。

30 ページをお願いいたします。

企画費でございます。21 節・貸付金 3,000 万円につきましては、鋸南町雇用創造協議会への貸付金でございます。国からの委託金が入るまでの間、協議会の運営資金確保のために町から貸付を行うものでございます。年度末までに、返済する予定となっております。

31 ページをお願いいたします。

諸費、19 節、広域市町村圏事務組合負担金 2 億 1,324 万 5,000 円につきましては、前年度と比較いたしまして 620 万 5,000 円の減となっております。減額の主な理由はごみ処理広域化推進費の減等によるものでございます。

34 ページをお願いいたします。

1 目の戸籍住民基本台帳費でございます。

13 節・委託料の内、社会保障・税番号制度連携システム構築委託 349 万 8,000 円。また、19 節の社会保障・税番号制度中間サーバ利用等、利用等負担金としまして、142 万 6,000 円を計上いたしました。

同じく、19 節でございますが、78 万 3,000 につきましては、個人番号カード作成等に係ります負担金でございますが、これにつきましては同額が県を經由いたしまして、補助されるものでございます。

39 ページをお願いいたします。

繰出金でございますが、国民健康保険特別会計繰出金といたしまして 1 億 900 万 9,000 円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして、1,909 万 4,000 円の増となっておりますが、これにつきましては保険者支援分の算定基準が改正されたことによりまして、増額となるものでございます。

40 ページをお願いいたします。

3 目の老人福祉費でございます。19 節負担金中、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金 1 億 3,525 万 9,000 円、またその下の 28 節でございますが、後期高齢者医療特別会計繰出金といたしまして、3,947 万 4,000 円をお願いをするものでございます。

43 ページをお願いいたします。

一番上段でございますが、介護保険特別会計への繰出金といたしまして、1 億 5,773

万 5,000 円を計上いたしました。

45 ページをお願いいたします。

10 目の臨時福祉給付金給付事業費でございますが、911 万 7,000 円を計上いたしました。消費税率の引き上げに際し、住民税非課税者等に与える負担の影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、国からの給付金を支給するものでございます。本町における対象者は概ね 2,200 人で、給付対象者 1 人当たり 3,000 円の給付を行うものでございます。

46 ページの中段でございます。

11 目の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費につきましては、730 万 2,000 円を計上いたしました。賃金引上げの恩恵を受けにくい低年金受給者への支援といたしまして、平成 28 年度臨時福祉給付金対象者のうち障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している 65 才未満の者に対し、国からの給付金を給付するものでございます。本町における対象者は概ね 200 人で、給付対象者 1 名につき 3 万円の給付を行うものでございます。

49 ページをお願いいたします。

4 目の学童保育費でございますが、13 節の委託料では学童保育所建設工事管理委託 144 万 8,000 円。また、15 節の工事請負費では 6,000 万円をお願いいたしました。施設の内容につきましては、軽量鉄骨造、平屋建てで、保育室 3 室、トイレ、事務、静養室等でございます。学童保育所といたしましては、小学生を対象として 90 人規模の施設となる予定でございます。

なお、財源につきましては、県の子ども子育て支援整備交付金 1,062 万 8,000 円、1,628 万 4,000 円と過疎対策債 4,370 万円を充当する予定でございます。

53 ページをお願いいたします。

4 款衛生費でございますが、上から 2 行目ですね、一般廃棄物処理施設整備負担金 135 万 8,000 円を計上いたしました。この費用、負担金につきましては、南房総市に建設を予定しております一般廃棄物処理施設の整備に係る負担金でございます。候補地の見直しが必要となったことから、平成 28 年度の事業費は前年度と比較いたしまして 992 万 3,000 円の減額となっております。

53 ページの一番下でございます。

病院会計への、病院費でございます。病院会計補助金といたしまして 1,467 万 9,000 円。24 節、54 ページの 24 節でございます。病院会計出資金といたしまして、4,992 万 1,000 円を計上いたしました。平成 27 年度までは、繰出金として予算計上しておりましたが、監査委員からの御指摘によりまして、平成 28 年度から補助金と出資金に、分けて計上することといたしました。

鋸南病院事業会計への支出見込額といたしましては、前年度比で 757 万 7,000 円増となっております。増額の主な理由といたしましては、起債の元利償還金が 205 万 6,000

円増額すること、また、医療機器購入のため、469万8,000円が増額となったことによるものでございます。

54 ページをお願い、の、清掃費でございます。

鋸南町、鋸南地区環境衛生組合分担金、1億2,003万3,000円でございます。これは前年度と比較いたしまして、1,147万2,000円の減額となっておりますが、減額の主な要因といたしましては、平成28年度の衛生組合の予算編成にあたりまして財政調整基金を取り崩すことから、鋸南町の負担分も減額となるものでございます。

54 ページ衛生費、の、水道費でございます。

水道会計の補助金1億660万円を計上いたしました。

こちら先ほどの病院会計と同様に支出科目を変更しております。

補助金の内訳は、高料金対策繰出し分が、前年度より2,000万増額と、増額の1億円。水道事業会計職員の児童手当費繰出し金につきましては、66万円を予定しているところでございます。

56 ページの3目農業振興費、ですね。57 ページにかけまして、有害鳥獣に係ります対策経費をこの費目の中で総額1,699万8,000円を計上しているところでございます。

57 ページの中段、上から5行目ですね。

中山間地域等直接支払事業交付金につきましては、1,305万7,000円をお願いしているところでございます。13集落69万9,561平米の管理をお願いするものでございます。

60 ページをお願いいたします。

4目の漁港建設費（勝山漁港）に係るものでございますが、19節負担金中、農山漁村地域整備事業負担金1,250万円を計上いたしました。県営勝山漁港の沖北防波堤消波ブロック1,485個を設置する整備事業費といたしまして1億円。このうち、町と勝山漁協の地元負担分を計上いたしました。負担割合は町8.75%、875万円、勝山漁協は3.75%、375万円の負担となっております。

なお、町負担額の875万円のうち780万円は、公共事業等、起債を充当するものでございます。

そのすぐ下になりますが、5目の漁港建設費（保田漁港）の関係でございます。今年度の予算といたしましては710万円をお願いいたしました。このうち13節の委託料の積算業務委託120万円、15節の工事請負費580万円でございます。合わせて700万円につきましては、国と町がそれぞれ50%ずつ負担をするものでございます。

国庫補助金350万円、町負担分350万円のうち310万円につきましては、公共事業等、事業債を充当するものでございます。

64 ページをお願いいたします。

商工費の第5目でございます。都市交流施設整備事業費につきましては、平成27年度は総務企画課で事業を所管しておりましたが、平成28年度からは、地域振興課へ所管替

えをいたしますので、予算科目につきましても、総務費から6款商工費へ移動するものでございます。

予算額につきましては、6,396万4,000円を計上いたしました。主な事業の内容といたしましては、15節の工事請負でございますが、農産物加工場の整備工事といたしまして3,240万円、非常用電源整備工事といたしまして671万円。植栽工事で324万円を予定しているところでございます。

本事業の財源といたしましては、国のですね、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金2,050万円と過疎対策債1,830万円を充当し、事業を実施する予定でございます。

65ページをお願いいたします。

土木総務費の19節負担金の一番下の行でございます。住宅取得奨励金につきましては、1,340万円を計上いたしました。財源といたしましては、国の補助金670万円、町負担分は670万円につきましては、過疎地域自立促進特別事業基金を取り崩して、全額充当するものでございます。

66ページをお願いいたします。

第2目の道路維持費でございます。13節の委託料につきましては、橋梁補修設計委託、橋梁点検委託、道路付属物点検委託、道路法面等点検委託、合わせまして5,070万円をお願いしております。その下の15節の工事請負費の内、橋梁補修工事につきましては2,351万円を予定しているところでございます。

本事業の財源といたしましては、国の社会資本整備総合交付金4,803万5,000円と町負担分2,617万5,000円のうち920万円につきましては、公共事業等債等を充当する予定でございます。

67ページをお願いいたします。

3目の道路新設改良費(3015号線)でございます。今年度の事業費といたしましては、3,701万円をお願いするものでございます。本事業につきましては、国の地域再生基金、基盤強化交付金1,750万円と町負担分のうち、町負担分1,951万円のうち1,570万円につきましては、公共事業等、事業債を充当する予定でございます。

69ページをお願いいたします。

消防費でございます。1項、2目ですね。消防施設費でございます。15節の工事請負費でございますが、防災行政無線受信機交換工事といたしまして517万4,000円、防災行政無線空中線、空中線柱交換工事で283万円をお願いいたしました。

平成34年までに、アナログ方式からデジタルへ移行することに伴いまして、本庁舎の屋上受信機についてデジタル化工事を行うものでございます。本事業の財源といたしましては、過疎対策債800万円を充当する予定でございます。

69ページの備品購入費でございますが、デジタル戸別受信機の購入300万円、携帯電話の電波を使って通信することができるトランシーバー8台分82万1,000円を計上いた

しました。

また、70 ページになりますが、19 節の自主防災組織等補助金 300 万円につきましては、1 団体あたり 60 万円を限度に交付しようとするもので、5 団体分を計上するものでございます。この事業につきましても財源でございますが、デジタル戸別受信機の購入、自主防災組織等補助金につきましては、県の地域防災向上総合支援事業補助金 300 万円を活用し、トランシーバーの購入につきましては、東日本大震災復興基金を取り崩し、全額充当する予定でございます。

71 ページをお願いいたします。

教育総務費、2 目の内、18 節でございます。スクールバス購入費といたしまして、1,458 万円を計上いたしました。すでに購入から 20 年以上経過しており、老朽化が進んでいるため、45 人乗り中型バス 1 台を更新するものでございます。なお、本事業の財源といたしましては過疎対策債 1,450 万円を充当するものでございます。

74 ページをお願いいたします。

小学校費、1 目の工事請負費でございます。無線 LAN 整備工事 405 万円を計上いたしました。校内でインターネットが活用できるよう、無線 LAN のアクセスポイントを 25 カ所設定する予定でございます。

76 ページをお願いいたします。

中段でございますが、中学校費、15 節の工事請負費でございます。冷暖房空調機器改修工事といたしまして、654 万 8,000 円をお願いいたしました。

中学校の空調機器につきましては、計画的に更新工事を実施しております。28 年度につきましても、昨日の低下しております音楽室系統の空調機器の改修を実施するものでございます。

78 ページをお願いいたします。

下から二つ目でございますが、幼稚園改修工事設計委託、2,362 万円をお願いいたしました。平成 29 年度に保育所と一体化した幼稚園の建設を予定しており、その設計委託費をお願いするものでございますが、財源といたしましては、過疎対策債 2,190 万円を充当する予定でございます。

82 ページ。失礼いたしました。83 ページをお願いいたします。

13 節委託料でございます。民俗資料館費といたしましては、開館 30 周年記念事業といたしまして特別展「浅井忠・バルビゾン派の画家たち」を企画しておるところでございます。委託費等でも計上しておりますが、これら特別展にかかります警備委託費 221 万 7,000 円、また美術品の運搬展示委託 250 万円をお願いしているものでございますが、本特別展を開催するにあたりまして、国の文化芸術地域活性化事業補助金 260 万円を活用し、事業を実施するものでございます。

88 ページをお願いいたします。

7項の学校給食センター費でございますが、18節備品購入費でございます。ガス自動炊飯器407万2,000円を計上いたしました。老朽化に伴う更新でございますが、連続炊飯器を立体型炊飯器に更新するものでございます。

89ページをお願いいたします。

11款の公債費でございます。元金と利子を合わせまして5億1,846万円をお願いするものでございます。平成24年度に発行いたしました臨時財政対策債、過疎対策債の償還が始まることから、元金につきましては、1,369万1,000円の増額となりますが、利子につきましては、前年度より1,130万8,000円の減額となるものでございます。合計では前年と比較いたしまして、238万3,000円の増となっております。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

1款の町税であります。1目の、1項のですね、町民税から14ページの一番上にあります入湯税、5項の入湯税まで、町税の総額につきましては、7億3,735万1,000円を見込んだところでございます。前年度と比較いたしまして307万円、0.4%の増としたところでございます。

2款の、14ページ、2款の地方譲与税から15ページのですね、8款の地方特例交付金につきましては、国からの各種交付金でございますが、合計で1億7,081万1,000円を予定いたしました。

前年度と比較いたしまして、4,390万円、率で32.7%の増となるものでございますが、増額の主な要因といたしましては、6款のですね、地方消費税交付金が前年度と比較いたしまして4,020万円増額となることを見込んだためでございます。

15ページ中段の地方交付税でございますが、前年度と同額の17億4,000万円を予定をしたところでございます。その内、内訳でございますが、普通交付税につきましては、16億5,000万円を計上いたしました。平成28年度は、国勢調査速報値及び農林業センサスの数値を使うこと、また、平成28年度の国の交付税の総額が前年度比0.3、0.3%減ということでございます。

これらの見込みを踏まえて、試算を行い、若干の留保額を見込んだ中で、予算額を計上したところでございます。

また、特別交付税につきましては、平成28年度から不採算地区の病院の算定ルールが変更となります。これに伴い大幅な減額が見込まれるところでありますが、試算による見込の結果から、平成27年度と同額の9,000万円を計上したものでございます。

17ページ中段の国庫支出金から、21ページ上段までの県支出金につきましては、各事業の特定財源でありますので、予算審査特別委員会におきまして各課の説明の中で、説明をさせていただきたいと思っております。

21ページをお願いいたします。

16 款の寄付金でございます。1 目の豊かなまちづくり寄付金につきましては、平成 27 年度の決算見込額に基づきまして、1,209 万 6,000 円と見込み、予算計上したところでございます。なお、この寄付金の歳入につきましては、歳出におきまして、豊かなまちづくり基金費に同額を積立てる予算としているところでございます。

22 ページの中段でございます。

17 款の繰入金でございますが、4 目の過疎地域自立促進特別事業基金繰入金は 670 万円を計上しました。これは歳出で御説明を申し上げましたが、土木費の住宅取得奨励金交付事業に充当するものでございます。

その下、5 目の東日本大震災復興基金繰入金 82 万 1,000 円につきましては、消防費のトランシーバー購入費に充当するものでございます。

19 節のですね、貸付金元利収入、一番下の段になりますが、鋸南町雇用創造協議会貸付金元金収入 3,000 万円ということでございますが、歳出で御説明を申し上げました鋸南町雇用創造協議会へ貸し付けた同額を返済していただくものでございます。

23 ページをお願いいたします。

23 ページの 6 目の雑入でございますが、下から 7 行目、7 段目ですね、医療財団負担金 2,651 万 9,000 円につきましては、県からの派遣されております鋸南病院で勤務する医師 2 名分でございます。2 名分の負担金を計上してございます。前年度と同額でございます。

24 ページの町債、20 款町債でございます。28 年度の町債の合計は、前年度比と比較いたしまして、9,450 万円増の 3 億 150 万円を予定をいたしました。

1 目の臨時財政対策債につきましては国からの情報で市町村分が 16.3%減となる見込みであることから、前年度比 1,000 万円減の 1 億 3,000 万円を予定をしたところでございます。

3 目の過疎地域自立促進特別事業債につきましては、まちづくり支援事業他 4 事業のソフト部分に充当する予定でございます。その他の起債につきましては、歳出で御説明をいたしました各項目へ充当するものでございます。

平成 27 年度決算におきまして、実質公債費比率は、18%を切る予定でおりますが、依然として厳しい財政状況であることから、起債につきましてもこれまでと同様に公債費負担適正化計画に掲げてまいりました『償還元金以上に借入れをしない』ということを守り、28 年度につきましても順守をし、起債額の抑制をし、交付税算入のある優位な起債のみを計上したところでございます。

恐れ入ります 22 ページにお戻りをいただきたいと思います。

これまで、平成 28 年度の歳入歳出予算の概要を申し上げてまいりましたが、中段の 18 款繰越金につきましては前年度と同額の 1 億円を見込んだところでございます。なお、不足する財源につきましては 17 款繰入金、1 目の財政調整基金でございますが、財政調



整基金から7,769万2,000円を繰り入れ、歳入歳出の調整を図ったところでございます。

その結果、財政調整基金につきましては、基金取り崩し後の残高は、8億635万4,000円となる予定でございます。

最後に、人件費の関係でございますが、先ほど条例案等の可決をいただきましたが、人件費関係につきましては引き続き厳しい財政運営が見込まれるところでございますが、管理職につきましては1%削減の継続、また特別職につきましては、町長30%、副町長・教育長20%を削減した上での予算の計上となっておりますのでよろしくお願いいたします。

自主財源の乏しい本町につきましては、地方交付税等依存財源のですね、動向等によりまして、さまざまな財政指標や財政運営に大きな影響があることから、今後もですね、これら交付税等の動向については、十分注視をしてみたいと思います。

引き続き健全な財政運営に努めるとともに、「鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」また、鋸南町総合計画などの諸計画に基づきまして、町が元気になるような、町活性化のための諸政策についても着実にですね、取り組んでまいり所存でございます。

以上雑駁でございますが説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（伊藤茂明）

副町長から、議案の説明が終わりました。

これより、平成28年度鋸南町一般会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。総括質疑に対する答弁については、この後付託予定となる、予算審査特別委員会の際にお願いすることとし、詳細部分につきましては、特別委員会において、慎重に審議を行っていただきたいと思っております。

それでは、予算編成方針等、予算全般にかかわることで総括質疑がありましたら、お願いします。

4番 渡邊信廣君。

#### ○4番（渡邊信廣君）

それではですね、総括質疑ということで、2点、総括質疑をさせていただきたいと思っております。

1点目はですね、行財政改革に伴うことでございます。

今回のですね、副町長の話の中では、財調も約8億ということで健全化に向かっている中では、ですけども、まだまだ厳しいというような説明がございました。

そういう中では職員の給料もまだ元に戻してない状況という中でですね、この平成28年度予算に行財政改革がどのように取り組まれているのか、これをお聞きしたいと思います。

で2点目でよろしいですか。

2点目ですけれども、生活環境の整備という中でこれは道路ですとか、生活排水ですとか、そういう問題になります。この件については各行政区の区長さんの方から、非常に要望が多いと思います。

そういう中でその修繕と未実施の箇所がかなり多いというふう聞いております。その中で当然あの予算的には限られた予算の中でのことになろうかと思っておりますけれども、今後その、行政区の中からの要望に対して、どのような取り組みをして、町民の要望に答えていくのか。

この点について、2点総括質疑をさせていただきたいと思っております。

**○議長（伊藤茂明）**

他にありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

他にないようですので、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第22号「平成28年度鋸南町一般会計予算について」は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

御異議なしと認めます。

よって、議案第22号「平成28年度鋸南町一般会計予算について」は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、休憩中に予算審査特別委員会を開催願ひ、委員長・副委員長の互選をお願いしたいと思います。

議員各位は委員会室にお集まりください。

暫時休憩といたします。

…………… 休 憩・午後 4時37分 ……………  
…………… 再 開・午後 4時50分 ……………

**○議長（伊藤茂明）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会を開催し、委員長に鈴木辰也君、副委員長に青木悦子君が選任されましたので、報告をいたします。

## ◎議案第 23 号の上程、説明

### ○議長（伊藤茂明）

日程第 25 議案第 23 号「平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

### ○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第 23 号「平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」御説明いたします。

まず、予算編成方針の基本的事項でございますが、本町の国民健康保険を取り巻く情勢は、被保険者の年齢構成、就業構造の変化や、医療技術等の高度化に伴う医療費の増加により、一人あたりの医療費の伸びに加え、後期高齢者医療制度への移行等による被保険者の減少、さらには経済状況の低迷による保険料の収入減などにより、今後も厳しい財政状況が想定されます。

平成 27 年度末の国保財政調整基金につきましては、4,972 万円となる見込みでございます。

そのため、一般会計から財政安定化支援、財政安定化支援事業繰出金及び事務費分を繰り入れるとともに、保険料につきましては、年々伸びている、一般被保険者療養給付費等を勘案し、予算規模で前年度と比較し、2.4%増を計上させていただきました。計上させていただきましたが、保険料率につきましては、本算定により確定となりますのでよろしく願いいたします。

それでは、予算内容を御説明いたします。

1 ページをお願いします。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ 14 億 5,554 万 9,000 円にしようとするものであります。

平成 27 年度当初予算と比較いたしますと 0.3%減となります。

それでは、歳出から御説明しますので、13 ページをお願いいたします。

1 款・総務費につきましては、国保事業に必要な事務的経費を計上しております。

14 ページをお願いします。

14 ページ下段から 15 ページにかけての 2 款・保険給付費、1 項・療養諸費につきましては、15 ページをお願いします。

合計で 7 億 7,272 万 2,000 円を計上いたしました。前年度と比較し、0.6%の増でございます。平成 27 年度決算見込額に過去 3 カ年の平均伸率等を推計し、計上いたしました。

2 款・保険給付費、2 項・高額療養費につきましては、前年度実績を考慮し、8,990 万 2,000 円を計上いたしました。前年度と比較し、1%の減でございます。

17 ページをお願いします。

3 款・後期高齢者支援金等ですが、これは、後期高齢者の療養給付、療養給付費にかかる費用総額の 40%を各医療保険者で負担する制度でございます。28 年度は、1 億 4,744 万 8,000 円を計上いたしました。前年度と比較し、7.2%の減となるものでございます。

次に、4 款・前期高齢者納付金等につきましては、65 歳から 74 歳の前期高齢者の加入率によって、各保険者で事務費の負担を調整するもので、社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。合計で 7 万 3,000 円を計上いたしました。

18 ページをお願いします。

5 款老人保健拠出金につきましては、合計で、12 万円を計上しておりますが、後期高齢者医療制度への移行により、制度は廃止されましたが、過去の医療分の精算が考えられますので計上させていただきました。

6 款介護納付金につきましては、介護保険給付分の 28%を 40 歳から 64 歳の第 2 号被保険者が負担するもので、7,287 万円を計上いたしました。

7 款・共同事業費拠出金、1 目・高額医療費拠出金 3,221 万 3,000 円につきましては、国保連合会を事業主体として行われる、高額な医療費に対する再保険制度で、国保連合会への拠出金でございます。

次のページ、19 ページ上段をお願いいたします。

3 目・保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、平成 27 年度から保険財政共同事業の対象が全ての医療費に拡大され、医療費の実績、被保険者割等により、拠出見込額を算定したもので、拠出額は国保連合会から示されているものでございます。

28 年度は、2 億 8,494 万 8,000 円を計上いたしました。前年度と比較し、1.9%の増となります。

続きまして、8 款・保健事業費、1 目・特定健康診査等事業費 908 万 1,000 円につきましては、特定検診に係る委託料等が主なものでございます。前年実績を考慮し計上いたしました。

19 ページ下段、2 項・保健事業費、2 目・疾病予防費、19 節・人間ドック助成金 300 万円につきましては、前年度の実績を考慮し計上いたしました。

次に、20 ページから 21 ページにかけての 3 項・特別総合保健事業費につきましては、各目を合わせ、1,936 万 4,000 円を計上いたしました。

保健福祉総合センター「すこやか」の維持管理費と保健指導等の事業費及び職員（保健師）2名分の人件費等でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について、御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

1款・国民健康保険料につきましては、被保険者数や療養給付費等の伸びを勘案し、2億5,274万9,000円を計上いたしました。前年度と比較し、9.3%減となりました。

8ページ下段から9ページ上段にかけての2款・国庫支出金、1項・国庫負担金につきましては、各目を合わせた負担金、2億8,000。失礼しました。2億851万4,000円でございます。

歳出で御説明いたしました、後期高齢者支援金の減額に伴い、前年度と比較し、1.2%の減を見込みました。

その下になります2項・国庫補助金、1目・財政調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整するため国から交付されるもので、前年度実績を考慮し、7,100万円を計上いたしました。

3款・療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者に係る歳出分から保険料等を差し引いた額が交付されるものですが、平成27年度の交付決定額を基に、前年度と比較し、54.3%の減の2,046万円を計上いたしました。

4款・前期高齢者交付金、65歳から74歳の被保険者にかかる療養給付費の負担調整として交付されるもので、4億2,354万3,000円を計上いたしました。

10ページをお願いします。

5款・県支出金、2項・県補助金、1目・財政調整交付金につきましては、医療給付費の定率国庫負担金減少相当分を県から交付するもので、27年度の実績を考慮し、27年度と同額の4,100万円を計上いたしました。

6款・共同事業交付金は、高額な医療費の財政運営の安定化を図るため交付される、安定を図るための交付金でございます。前年度と比較し、12%減の2億7,903万8,000円を計上いたしました。

8款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目・一般会計繰入金につきましては、前年度と比較し、21.2%増の1億900万7,000円を計上いたしました。

1節・保険基盤安定繰入金ですが、低所得者の保険料軽減分として、県が4分の3、町が4分の1を負担し、一般会計より繰り入れるものでございます。

2節の保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国が2分の1、県と町が概ね4分の1を負担して、繰り入れるものでございます。

前年度と比較し、1,421万8,000円増の2,268万4,000円を計上いたしました。

3節の出産育児一時金繰入金は、町が42万円の3分の2を負担するもので、7人分を

繰り入れるものでございます。

4節のその他一般会計繰入金につきましては、保険総合福祉センター「すこやか」の施設管理分等を繰り入れるものでございます。前年度とほぼ同額を計上いたしました。

5節の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するため、繰り入れるもので、前年度と比較し、14.。失礼しました。16.4%増の、2,046万円を繰り入れるものでございます。

次のページ、11ページをお願いします。

6節の一般会計事務費等繰入金は、国保会計事務経費分として繰り入れるもので、昨年度と比較し、3.4%減の1,291万1,000円を繰り入れるものでございます。

2項・基金繰入金、1目。

#### ○議長（伊藤茂明）

ここで5時を過ぎましたので、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間の延長を皆さんにお願いをしたいと思います。

本日の日程を消化していただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって時間延長させていただきます。

引き続き会議を続行いたします。

税務住民課長お願いいたします。

#### ○税務住民課長（福原傳夫君）

6節一般会計事務費等繰入金は、国保会計事務経費分として繰り入れるもので、昨年度と比較し、3.4%減の1,291万1,000円を繰り入れるものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、1,500万円を予定いたしました。これにより、当初予算後の基金残高は、3,472万1,000円となる予定でございます。

9款・繰越金につきましては、現時点で見込める額として、2,500万1,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（伊藤茂明）

税務住民課長から議案の説明が終わりました。

これより、平成28年度鋸南町国民健康保険特別会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 23 号「平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」、予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

御異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号「平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

**◎議案第 24 号の上程、説明**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第 26 議案第 24 号「平成 28 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

**○税務住民課長（福原傳夫君）**

議案第 24 号「平成 28 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」御説明いたします。

まず、予算編成の基本的事項についてでございますが、本特別会計の主なものは、保険料収入と保険料軽減分に対する基盤安定繰入金の収入、そして保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金と、後期高齢者検診に関するものについての予算でございます。

それでは、1 ページをお願いいたします。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億 2,311 万 1,000 円にしようとするものでございます。平成 28 年度は保険料率の改定が見込まれていることから前年度当初予算と比較しますと、15.1%の増となります。

それでは、歳出から御説明いたしますので、8 ページをお願いいたします。

1 款・総務費、1 項・総務管理費につきましては、後期高齢者の医療給付等に必要な事務的経費で、127 万円を計上いたしました。

2 項・徴収費につきましては、保険料の徴収に関する経費や本算定に伴う算定処理委託料が主なもので、64 万 5,000 円を計上いたしました。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者の均等割保険料軽減対象者の増に伴い、前年度と比較し、1,598 万 8,000 円増、1 億 1,747 万 6,000 円を計上いたしました。

8 ページ下段から 9 ページ上段にかけての 3 款・保健事業費、1 目・保健事業費、1,960。失礼しました。196 万 7,000 円につきましては、広域連合が実施する保健事業を受託して行うもので、保健福祉課との連携により、総合検診の中で実施するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

1 款・後期高齢者医療保険料につきましては、総額 8,011 万 8,000 円を計上いたしました。前年度と比較し、17%の増でございます。増となった主な要因は、千葉県後期高齢者医療広域連合から 28・29 年度の保険料率が示され、1 人当たり平均年額保険料率は、26・27 年度と比較し、3.7%増となったことから増額計上となりました。

2 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、2 目・保険基盤安定繰入金につきましては、保険料軽減額に対する補填分でございます。3,735 万 4,000 円を計上いたしました。前年度と比較し、12.。失礼しました。13.2%の増でございます。

一番下になります、4 款・諸収入、4 項・受託事業収入 241 万 3,000 円につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による健診事業分が、主なものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（伊藤茂明）

ただいま、税務住民課長から議案の説明が終わりました。

これより、平成 28 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算全般に関わることについての総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 24 号「平成 28 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」、予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

御異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号「平成 28 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

**◎議案第 25 号の上程、説明**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第 27 議案第 25 号「平成 28 年度鋸南町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

**○保健福祉課長（渡邊昌廣君）**

議案第 25 号「平成 28 年度鋸南町介護保険特別会計予算について」御説明いたします。恐れ入ります。予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 28 年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 6,429 万 8,000 円を予定いたしました。

前年度と比較いたしまして、438 万 1,000 円、0.4%の減となるものでございます。本予算につきましては、平成 27 年度実績を考慮して、編成させていただきました。

初めに歳出から御説明申し上げます。

10 ページをお願いいたします。

第 1 款・総務費、第 1 項・総務管理費は、介護保険システム使用料等の事務運営費でございます。

第 2 項・賦課徴収費につきましては、保険料の算定に伴う電算委託に要する費用が主なものでございます。

11 ページをお願いいたします。

第 3 項の介護認定審査会費 313 万 9,000 円は、認定審査委員 10 名によります、隔週ごとに実施する審査会の委員報酬等でございます。

12 ページをお願いいたします。

この 12 ページから 15 ページまでの第 2 款・保険給付費関係につきましては、介護保険事業計画における個々の給付見込みによりまして、編成させていただいております。

初めに、第 1 項・介護サービス等諸費の第 1 目・居宅介護サービス給付費から第 6 目

の居宅介護サービス計画給付費までは、要介護1から要介護5に認定された方々に対する介護サービス費用で、総額で10億2,769万6,000円を予定しております。

前年度と比較いたしまして、13万2,000円の増となっております。

13ページをお願いいたします。

第2項・介護予防サービス等諸費につきましては、第1目の介護予防サービス給付費から第4目の介護予防サービス計画給付費まで、1,418万4,000円を予定いたしました。

これは要支援1・要支援2に認定された方に対する予防サービス費用となりますが、第1目の介護予防サービス給付費のうち、訪問介護及び通所介護が第6款の地域支援事業に移行したことに伴い、959万2,000円の減額となりました。

14ページをお願いいたします。

第4項・高額介護サービス費は、1カ月の「利用者1割負担相当額」が一定額を超えた部分に対し支給する費用でありまして、2,299万4,000円を予定いたしました。

第5項の高額医療合算介護サービス費は、その世帯における1年間の医療及び介護の自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について支給するものであります。176万4,000円を予定させていただきました。

第6項・特定入所者介護サービス費であります。施設入所されている方の食事代や居住費の負担額は、課税状況等に応じて決められており、低所得の方が利用した場合、本人負担を軽減するための費用として、15ページをお願いいたします。4,317万4,000円を予定させていただきました。

続きまして、16ページをお願いいたします。

第6款・地域支援事業費であります。第1項・介護予防・生活支援サービス事業費、758万3,000円は、先ほども説明いたしましたが、介護予防サービス給付費から移行した、訪問介護及び通所介護のサービス提供費用でございます。

第2項・一般介護予防事業費は、要介護状態等になることを予防するための費用で、17ページをお願いいたします。職員1名分の人件費を含む事業費1,584万円を予定いたしました。

第3項・包括的支援事業・任意事業費は、高齢者からの各種相談や各事業所への指導・助言、また、ケアプラン作成に関する相談、支援をするための費用として、職員2名分の人件費を含む事業費でございます。

それでは、歳入について御説明いたします。

恐れ入ります。戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

第1款・保険料、第1項・介護保険料、第1目の第1号被保険者保険料は、2億2,827万5,000円で、前年度と比較いたしまして818万6,000円の増となっております。被保険者の増加によるものでございます。

第3款・国庫支出金、第1項・国庫負担金1億9,647万6,000円は、保険給付費の居

宅給付費に対して 20%、施設給付費に対しては、15%相当分が国から交付されるものでございます。第 2 項の国庫補助金、第 1 目の調整交付金 7,219 万 3,000 円は、保険給付費の 6.5%相当分でございます。

8 ページをお願いいたします。

第 4 款・支払基金交付金 3 億 2,248 万 2,000 円は、第 2 号被保険者の保険料分として、保険給付費の 28%相当分が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

第 5 款・県支出金、第 1 項・県負担金 1 億 6,448 万 4,000 円は、居宅給付費に対し 12.5%、施設給付費に対しましては 17.5%相当分が、県から交付されるものでございます。

第 2 項・県補助金 641 万 2,000 円は、地域支援事業交付金でありまして、「地域包括支援センター」で実施する各事業に対するそれぞれの負担分として、見込額を予定させていただきました。

第 6 款・繰入金、第 1 項・一般会計繰入金、第 1 目の介護給付費繰入金 1 億 3,883 万 1,000 円は、保険給付費の 12.5%相当額でございます。

第 4 目のその他一般会計繰入金 1,238 万 9,000 円は事務費に係る町一般会計からの繰入金でございます。

9 ページをお願いいたします。

第 2 項・基金繰入金、第 1 目の介護給付費準備基金繰入金は、341 万 2,000 円を基金から取り崩そうとするものでございます。これによります当初予算編成後の基金残高は、485 万 7,000 円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（伊藤茂明）

ただいま、保健福祉課長から議案の説明がありました。

これより、平成 28 年度鋸南町介護保険特別会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。総括質疑がありましたら、お願いします。

1 2 番 三国幸次君。

### ○1 2 番（三国幸次君）

一般質問でも行いましたけれども、要支援 1・2 を地域の総合とかっていう事業に 28 年度から行うということで質問をしましたがけれども、それが 28 年度の予算に交付金等でメリットがあるからということで、前倒しで事業を実施するという答弁がありました。

これ予算の中で、それがどのように反映されているのか。全体の予算の中で、その、メリットの部分を中心に説明してもらえればと思います。

### ○議長（伊藤茂明）

他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第 25 号「平成 28 年度鋸南町介護保険特別会計予算について」予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

御異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号「平成 28 年度鋸南町介護保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

**◎議案第 26 号の上程、説明**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第 28 議案 26 号「平成 28 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

**○保健福祉課長（渡邊昌廣君）**

議案第 26 号「平成 28 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」御説明申し上げます。

恐れ入ります。予算書の 2 ページをお開き願います。

実施計画に基づき、御説明いたします。

初めに、収益的収入であります、病院事業収益では 2,240 万 5,000 円を予定いたしました。

第 1 項・医業収益、第 1 目・その他医業収益 324 万円は、指定管理者が収受した証明書等の文書料であります。

第 2 項の医業外収益であります、第 1 目他会計負担金 236 万 7,000 円は、繰出基準に基づく企業債償還利息に係る一般会計からの負担金であります。

第 2 目・他会計補助金 1,231 万 2,000 円は、指定管理者交付金及び経費等に充当する一般会計からの補助金を予定いたしました。

第3目・長期前受金戻入 348万6,000円ですが、本年度減価償却される資産に合わせ、国や県の補助金等の見合い分を現金の伴わない収益として予定いたしました。

第4目・その他医業外収益 100万円は、病院官舎家賃等に係る指定管理者からの負担金でございます。

次に支出でございますが、第1款・病院事業費用は 5,728万1,000円を予定いたしました。

第1項・医業費用であります。第1目の経費 435万6,000円は、修繕費等の運営経費を予定いたしました。第2目・減価償却費は 3,836万2,000円を、第3目・指定管理者交付金は、指定管理者である「鋸南きさらぎ会」へ支出するもので、病院の運営費 800万円と、収入した文書料から消費税を除いた 300万円の計 1,100万円を予定いたしました。

第2項・医業外費用の「支払利息及び企業債取扱諸費」は、建物及び機器に係る企業債の償還利息 356万3,000円でございます。

3ページをお願いします。

資本的収入及び支出の、まず下段の支出であります。4,992万1,000円を予定いたしました。

第1項・建設改良費、1目の有形固定資産購入費 469万8,000円は、医療機器整備費として、生化学自動分析装置等を更新しようとするものでございます。

第2項・企業債償還金は、建物及び機器に係る企業債の償還元金 4,522万3,000円を予定しました。

収入におきましては、一般会計出資金として企業債元金償還分 4,522万3,000円と医療機器整備分 469万8,000円を繰り入れ、支出総額と同額を予定するものでございます。

4ページをお願いいたします。

平成28年度の予定キャッシュ・フロー計算書であります。年度末の現金預金残高は、1,139万6,000円と見込みました。

5ページから8ページは、平成27年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表。9ページからは、平成28年度の予定貸借対照表でございます。

後ほど、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（伊藤茂明）

ただいま、保健福祉課長から議案の説明がありました。

これより平成28年度鋸南町鋸南病院事業会計予算全般に係ることについて、総括質疑を行います。

総括質疑ありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案 26 号「平成 28 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」、予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

御異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号「平成 28 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

**◎議案第 27 号の上程、説明**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第 29 議案 27 号「平成 28 年度鋸南町水道事業会計予算について」を議題といたします。

水道課長より、議案の重点説明を求めます。

水道課長 山崎友之君。

〔水道課長 山崎友之君 登壇〕

**○水道課長（山崎友之君）**

議案第 27 号「平成 28 年度鋸南町水道事業会計予算」について、御説明いたします。

予算書 1 ページ及び別添の予算説明書を併せて御覧願います。

第 2 条業務の予定量ですが、給水戸数 3,660 戸・5,525 栓、給水人口 8,030 人を予定し、年間総給水量を、110 万 7,150 立法メートル、一日平均給水量を、3,033 立法メートル、1 日平均 1 人当たり給水量を 378 リットルといたしました。

給水戸数、年間総給水量等は、平成 28 年度。失礼、28 年 1 月末までの実績を基に推計させていただきました。

第 3 条収益的収入及び支出、第 4 条資本的収入及び支出につきましては、3 ページから 5 ページの実施計画により、御説明いたします。

3 ページをお願いします。

収益的収入でございますが、第 1 款水道事業収益の総額を 5 億 2,569 万 7,000 円と定めました。

第1項営業収益を2億8,587万6,000円とし、主な収益は第1目給水収益で2億8,277万7,000円を予定いたしました。

第2項営業外収益では、2億3,982万1,000円を予定いたしました。

主な収益は、第3目は県補助金は市町村水道総合対策補助金分として、9,700万円を、第4目他会計補助金では、一般会計より、市町村水道総合対策補助金分として、1億円及び、児童手当分として、66万円を予定いたしました。

また、第5目長期前受金戻入は現金の伴わない収益ですが、4,154万5,000円を予定いたしました。

4ページをお願いいたします。

次に、収益的支出でございますが、第1款水道事業費の総額を4億7,161万4,000円と決めました。

第1項営業費用では、4億2,424万円を予定いたしました。

主な支出としまして、職員給与費6,794万1,000円、委託料1,540万3,000円、各施設の修繕費921万6,000円、動力費998万円、薬品費571万4,000円、南房総広域水道企業団からの受水費1億4,886万7,000円、減価償却費1億5,331万円を予定いたしました。

第2項営業外費用では、4,727万4,000円を予定いたしました。企業債利息418万8,000円が主なものでございます。

5ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、第1款資本的収入の総額を7,000万円と決めました。

第1項企業債は、本年度予定いたします工事に係る借入金として、7,000万円を予定いたしました。

次に資本的支出ですが、第1款資本的支出の総額を、2億2,847万9,000円と決めました。

第1項建設改良費、第2目配水施設改良費は、3本の配水管布設工事で、9,424万2,000円を予定いたしました。

第3目浄水施設改修費は、2本の改修工事で、960万7,000円を予定いたしました。また、第2項企業債償還金におきましては、1億2,445万8,000円を予定いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億5,847万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で同額補てんすることと決めました。

6ページをお願いします。

平成28年度鋸南町水道事業予定キャッシュ・フローでございますが、年度末における資金残高は、2億6,808万6,000円となる見込みでございます。

7ページから9ページは職員の給与等に関する明細、10ページから13ページは、平成27年度鋸南町水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表、15ページから17ページは

平成 28 年度鋸南町水道事業予定貸借対照表でございますので、御参照願います、  
以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

ただいま、水道課長から議案の説明がありました。

これより、平成 28 年度鋸南町水道事業会計予算全般に係ることについて、総括質疑を行います。

総括質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案 27 号「平成 28 年度鋸南町水道事業会計予算について」、予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

御異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号「平成 28 年度鋸南町水道事業会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をします。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… 休 憩・午後 5 時 3 4 分 ……………

…………… 再 開・午後 5 時 3 5 分 ……………

**○議長（伊藤茂明）**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に会期日程表及び議案付託表、予算審査特別委員長からの委員会招集通知書を配布いたしました。

休会中の 3 月 4 日午前 10 時から議案第 22 号「一般会計予算の予算の審査」を、3 月 7 日午前 10 時から、議案第 23 号「国民健康保険特別会計予算」、議案第 24 号「後期高齢者医療特別会計予算」、議案第 25 号「介護保険特別会計予算」、議案第 26 号「鋸南病



院事業会計予算」、議案第 27 号「水道事業会計予算」についてそれぞれ予算審査特別委員会を開催し、議案の審査をお願いしたいと思います。

## ◎散 会

### ○議長（伊藤茂明）

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

3月4日及び3月7日は午前10時から予算審査特別委員会をお願いいたします。

最終日の3月11日は午後2時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午後 5 時 3 7 分 ……………

平成 28 年第 1 回鋸南町議会定例会議事日程〔第 3 号〕

平成 28 年 3 月 11 日 午後 2 時開議

日程第 1	議案第 18 号	平成 28 年度鋸南町一般会計予算について
日程第 2	議案第 19 号	平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第 3	議案第 20 号	平成 28 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 4	議案第 21 号	平成 28 年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第 5	議案第 22 号	平成 28 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第 6	議案第 23 号	平成 28 年度鋸南町水道事業会計予算について

平成 28 年第 1 回鋸南町議会定例会議事日程〔第 3 号の追加 1〕

平成 28 年 3 月 11 日

追加日程第 1 議案第 28 号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11 名）

1 番 田 久 保 浩 通 君	2 番 青 木 悦 子 君
4 番 渡 邊 信 廣 君	5 番 小 藤 田 一 幸 君
6 番 緒 方 猛 君	7 番 鈴 木 辰 也 君
8 番 黒 川 大 司 君	9 番 伊 藤 茂 明 君
10 番 笹 生 正 己 君	11 番 平 島 孝 一 郎 君
12 番 三 国 幸 次 君	

欠席議員 (1名)

3 番 笹 生 久 男 君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白 石 治 和 君	副 町 長	内 田 正 司 君
教 育 長	富 永 安 男 君	総務企画課長	菊 間 幸 一 君
税務住民課長	福 原 傳 夫 君	保健福祉課長	渡 邊 昌 廣 君
地域振興課長	飯 田 浩 君	教 育 課 長	前 田 義 夫 君
水 道 課 長	山 崎 友 之 君	会 計 管 理 者	三 瓶 睦 君
総務管理室長	石 井 肇 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 増 田 光 俊 書 記 醍 醐 陽 子

### ◎開議の宣言

#### ○議長（伊藤茂明）

皆さん、こんにちは。

議員各位には、御苦勞さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は 11 名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は。失礼。

なお、3 番 笹生久男君から欠席届が出ております。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（伊藤茂明）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

### ◎議案第 2 2 号の委員長報告、討論、採決

#### ○議長（伊藤茂明）

日程第 1 議案第 2 2 号「平成 28 年度鋸南町一般会計予算について」を議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し審査をいただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君。

〔予算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君 登壇〕

#### ○予算審査特別委員会委員長（鈴木辰也君）

予算審査特別委員会に付託されました、平成 28 年度鋸南町一般会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る 3 月 4 日に行いました。

審査にあたり、各委員より多くの質疑がありましたが、予算審査特別委員会は全員で構成されておりますので、細部につきましては省略させていただき、要約して、主な質

疑、意見、要望等を報告いたします。

審査した順番に、課ごとに報告いたします。

議会事務局関係について、質疑等ありませんでした。

総務企画課関係について。

初めに、総括質疑について報告します。

「平成 28 年度当初予算では、どのように行財政改革について取り組んでいるのか」との質疑に対し、「歳入では、旧佐久間幼稚園の貸付 41 万 4,000 円、旧保田支所の貸付 9 万 3,000 円、職員の駐車場賛助金として 134 万 4,000 円の合計 185 万 1,000 円。歳出では特別職及び管理職の人件費削減で 673 万 8,000 円、選挙費で 60 万 4,000 円、起債の借り換えにより 171 万 5,000 円の合計 905 万 7,000 円。行財政改革の成果として、歳入・歳出合わせて 1,090 万 8,000 円です」との答弁があり、「町が借り入れている土地の借り上げ料について、地価の下落に伴って引き下げの交渉などは行っているのか」との質疑に対し、「土地の評価額に応じて、契約金額をそれぞれ更新する、という対応を行っていることはありますが、一律的に借り上げ料を引き下げるということは行っていません」との答弁がありました。

以下、その他の質疑及び答弁を報告します。

「豊かなまちづくり寄付金の収入予算が 1,209 万 6,000 円だが、新しい商品は開発しているのか」との質疑に対し、「27 年度において新たな返礼品の募集を行い、5 事業者から 6 品目の返礼品を追加しました」との答弁があり、「寄付金収入の見込みが、少ないと思うがどうか」との質疑に対し、「27 年度決算見込み額の概ね 1,000 万円に対して 10% ほど割増しをして計上しました」との答弁がありました。

「循環バスの運行委託費について、一般的に燃料費が約 3 割も下がっているが、委託料が上がる理由は」との質疑に対し、「委託料の内訳として、燃料費は減額となっておりますが、バスの使用年数も長くなり、保険料や修繕料が増額となったためです」との答弁がありました。

「空撮用ヘリ、いわゆるドローンの購入目的は」との質疑に対し、「水仙や桜の開花状況の動画撮影や、災害時における状況の確認などを予定していますが、他にも色々な活用があると思われます」との答弁がありました。

「都市交流施設の植栽工事費について、何を植栽するのか、また指定管理者との協議はどうか」との質疑に対し、「この植栽工事では、施設の西側にアジサイ、ジャーマンアイリス、芙蓉などを中心に植栽していきたいと計画しています。また、管理等は指定管理者が行っていくことで考えています」との答弁がありました。

「購入する戸別受信機の配布先は」との質疑に対し、「60 台の購入予算ですが、土砂災害警戒区域 249 世帯へ優先的な配布を予定しています」との答弁があり、「別荘に来る住民以外の方から、戸別受信機の要望といった話を聞くが、対応についてはどうか」との

質疑に対し、「別荘等の町外者に対して公費での配布は難しいですが、費用を負担いただく形で配布ができるか検討していきます」との答弁がありました。

「全国的に消防団員が不足しているようだが、本町消防団の団員数はどうか」との質疑に対し、「条例の定員 199 人に対し、実団員数は 167 名と定員に達していません。団員数は年々減少していく傾向にあり、各分団とも団員確保に大変苦慮しています」との答弁がありました。

「循環バスの年間利用者数は」との質疑に対し、「27 年度の見込みは 1 万 1,132 人になります」との答弁がありました。

「都市交流施設の非常用電源整備工事について、道の駅保田小学校は災害時の避難場所でもあるが、災害時には暖房用の電源としても利用できるのか」との質疑に対し、「この非常用電源は、トイレ機能を維持するための浄化槽や給水ポンプの電源として見込んでおり、暖房用の電気の供給までは想定しておりません」との答弁がありました。

税務住民課関係について。

「法人町民税の対象となる法人登録数の状況はどうか」との質疑に対し、「法人均等割分では、3 社増の 209 社を計上し、法人税割分では 59 社を計上しました」との答弁がありました。

「転入・転出者の数はどうか。また、新規の転入者に対してはどんな対応をしているのか」との質疑に対して、「26 年度の転入者は 201 人で、転出者は 293 人でした。また、新規転入者に対しては「転入者の皆様へ」というチラシと、役場の業務がわかる「暮らしの便利帳」を渡しています」との答弁がありました。

「町たばこ税が 6,111 万円計上されているが、27 年度では 6,279 万円に増額補正しており、予算額が少ないのでは」との質疑に対し、「健康志向の高まりによる喫煙者の減と旧 3 級品たばこの値上げによる消費本数の減を考慮し、27 年 11 月現在の消費本数をもとに推計して計上しました」との答弁がありました。

保健福祉課関係について。

「老人福祉センターの温泉化により、ボイラーや配管等の劣化などはどうか」との質疑に対し、「26 年 8 月から温泉化となり、現在は修理の必要な箇所はありませんが、定期的な点検により状況を確認していきます」との答弁があり、「温泉化によって、どのくらい利用者が増加したのか」との質疑があり、「温泉化になる前は年間約 9,000 人の利用者でしたが、27 年度 2 月時点での入浴者数は、1 万 6,973 人に増加しております。この内 3,800 人ほどは自衛隊員の利用によるものですが、最終的には年間 1 万 8,000 人くらいの利用者数を見込んでいます」との答弁がありました。

「福祉タクシーの利用助成について、利用状況や効果、実態はどうか」との質疑に対し、「障害者の方がタクシーを利用する際の初乗り運賃 600 円を助成する制度ですが、26 年度では実数 27 名の方が延べ 318 回利用されています。また、障害者手帳の交付の際に

制度の説明と周知を行い、申請された方に利用券を配布しています」との答弁がありました。

地域振興課関係について。

初めに総括質疑について報告します。

「道路や排水等について、各区長からの要望に対し、未実施の箇所も多いようだが、どのような取り組みをしていくのか」との質疑に対し、「町道補修や排水整備について、各区からの要望箇所は27年度は85カ所でした。27年度中に、危険性や利用頻度等の優先度を勘案して、9カ所の修繕と3カ所の原材料支給を行った結果、年度末では73カ所が未実施となっています。今後も着実に修繕をしていきたいと、考えています」との答弁がありました。

以下、その他の質疑及び答弁を報告します。

「結婚相談事業の活動内容と成果はどうか」との質疑に対し、「結婚相談事業は8名の相談委員で活動し、毎月結婚相談を実施しています。また、婚活実行委員会を設け、4回の婚活イベントを実施しました。成果については、婚活イベントにおいて、計12組のカップルが成立しています」との答弁がありました。

「松くい虫による被害で、多くの松が枯れてしまっているが、補植といった対応は検討しているか」との質疑に対し、「維持管理を優先しており、全体的な植樹については検討していませんが、大六公園につきましては、植樹の対応も考えていきます」との答弁がありました。

「空き家バンクシステムの稼働状況は」との質疑があり、「2月1日から稼働しており、現在登録されている空き家情報は1件です」との答弁がありました。

「青年就農給付金について、3名の新規就農者が本町で就農した経緯は何か」との質疑に対し、「当初1名の新規就農者が南房総地域での就農を志した中で、本町を気に入ったことから就農され、その知人であることから、あと2名の方も就農されました」との答弁があり、「新規就農者に対する支援の検討を」との要望がありました。

「橋梁点検はどのような方法で実施するのか」との質疑に対し、「橋梁点検は延長が2メートル以上の橋梁、70橋を対象に5年ごとに実施するものです。点検方法は、近接目視による検査で、足場を設置して行います」との答弁がありました。

「観光地魅力アップ整備事業で、看板を設置する箇所は」との質疑に対し、「安房勝山駅構内の掲示板の更新と、佐久間ダム休憩所脇に新規に総合案内看板を設置します」との答弁がありました。

「環境監視員による監視の成果はどうか」との質疑に対し、「現在2名の臨時職員で週に2から3回の巡回を実施しており、27年度では旧採石場への無断侵入2件と不法投棄1件を確認し、県等に通報を行いました」との答弁がありました。

教育委員会関係について。

「菱川師宣記念館の特別展のPR活動の計画はどうか」との質疑に対し、「ポスターやチラシを高速道路のサービスエリアや、千葉・東京・神奈川方面の観光・宿泊施設、さらに東京湾フェリー、JRなどに配布し、広報に力をいれていきます」との答弁がありました。

「幼稚園の英語教室の形態は」との質疑に対し、「1クラス又は2クラス単位で年間32回行っています」との答弁がありました。

「28年度に社会教育主事の派遣を受けるとのことだが、どのような役割を担うのか」との質疑に対し、「公民館事業をはじめ、社会教育全般を担当していただきます」との答弁がありました。

「中央公民館の調理室を活用する予定はどうか」との質疑に対し、「多目的な利用を考えていますが、もう少し検討する期間をいただきたい」との答弁がありました。

「教育関係だけに限らないが、施設の光熱水費について、支出を抑えるような検討しているか」との質疑に対し、「4月1日から電気の自由化が始まります。他市の状況を参考にして、早い時期に、入札方式により、安価な事業者と契約していきます」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、平成28年度鋸南町一般会計予算については、全員で、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第22号「平成28年度鋸南町一般会計予算」について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

#### ○議長（伊藤茂明）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は全議員による構成ですので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。



これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 2 3 号の委員長報告、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第 2 議案第 2 3 号「平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案についても、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君。

[予算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君 登壇]

**○予算審査特別委員会委員長（鈴木辰也君）**

予算審査特別委員会に付託されました、平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る 3 月 4 日に行いました。

各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略ののち、採決の結果、平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 23 号「平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算」について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

**○議長（伊藤茂明）**

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべきもの」との報告でございます。

お諮りいたします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（伊藤茂明）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第24号の委員長報告、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第3 議案第24号「平成28年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案についても、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君。

〔予算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君 登壇〕

**○予算審査特別委員会委員長（鈴木辰也君）**

予算審査特別委員会に付託されました、平成28年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月4日に行いました。

各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略ののち、採決の結果、平成28年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第24号「平成28年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算」について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

**○議長（伊藤茂明）**

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

異議なしと認め、質疑を省略します。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。  
これより採決を行います。  
原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第25号の委員長報告、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第4 議案第25号「平成28年度鋸南町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案につきましても、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君。

〔予算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君 登壇〕

**○予算審査特別委員会委員長（鈴木辰也君）**

予算審査特別委員会に付託されました、平成28年度鋸南町介護保険特別会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月4日に行いました。

主な質疑、意見等を要約して、報告いたします。

初めに、総括質疑について報告します。

「要支援1・2の訪問介護と通所介護が、予防給付から地域支援事業の介護予防生活支援総合事業へ移行することについて、前倒しで実施するメリットが予算にどう反映さ

れているか」との質疑に対し、「事業の移行により総合事業調整交付金の交付対象となりますが、交付額が示されておりませんので、当初予算では 1,000 円のみ計上いたしました。今後交付金が決定しましたら、補正予算で対応します」との答弁があり、「利用者が困らないような対応をしてほしい」との要望がありました。

以下、その他の質疑及び答弁を報告します。

「鋸南町は高齢化が進んでいるが、介護認定者数はどのくらいか」との質疑に対し「27 年 3 月 31 日現在での認定者数は、要支援 1 が 31 名、要支援 2 が 68 名、合計で要支援が 99 名。要介護 1 が 138 名、要介護 2 が 149 名、要介護 3 が 110 名、要介護 4 が 110 名、要介護 5 が 89 名、合計で要介護が 596 名。要支援と要介護を合わせると 695 名となります」との答弁がありました。

以上が、要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、平成 28 年度鋸南町介護保険特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 25 号「平成 28 年度鋸南町介護保険特別会計予算」について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

**○議長（伊藤茂明）**

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第26号の委員長報告、討論、採決

### ○議長（伊藤茂明）

日程第5 議案第26号「平成28年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」を議題といたします。

本案についても、予算審査特別委員会に付託をし審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君。

〔予算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君 登壇〕

### ○予算審査特別委員会委員長（鈴木辰也君）

予算審査特別委員会に付託されました、平成28年度鋸南町鋸南病院事業会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月4日に行いました。

主な質疑、意見等を要約して、報告いたします。

「医療費についてや、企業会計の制度改正など、国からの情報等を、随時知らせていただきたい」との要望がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、平成28年度「鋸南町鋸南病院事業会計予算」については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第26号「平成28年度鋸南町鋸南病院事業会計予算」について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

### ○議長（伊藤茂明）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（伊藤茂明）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 27 号の委員長報告、討論、採決**

**○議長（伊藤茂明）**

日程第 6 議案第 27 号「平成 28 年度鋸南町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案についても、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君。

〔予算審査特別委員会委員長 鈴木辰也君 登壇〕

**○予算審査特別委員会委員長（鈴木辰也君）**

予算審査特別委員会に付託されました、平成 28 年度鋸南町水道事業会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る 3 月 4 日に行いました。

主な質疑、意見等を要約して、報告いたします。

「3 件の配水管布設替工事で 9,424 万 2,000 円が計上されているが、それぞれ工事延長は」との質疑に対し、「配水管布設替工事の延長は元名大橋の架け替えに伴い 26 メートル、県道保田停車場線は 245 メートル、町道 1-105 号線は 530 メートルです」との答弁があり、「配水管布設替えにより、石綿セメント管の延長はどのくらい残るのか」との質疑に対し、「石綿セメント管の延長は現在 13 キロ 350 メートルで、当該工事により 775 メートルを改良するので、残延長は 12 キロ 575 メートルとなる予定です」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、平成 28 年度鋸南町水道事業会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 27 号「平成 28 年度鋸南町水道事業会計予算」について、予算審査特

別委員会委員長としての報告を終わります。

**○議長（伊藤茂明）**

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」  
との報告であります。

お諮りいたします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加議案がありますので、暫時休憩をし、議案を配布いたします。

自席でお待ちください。

…………… 休 憩 ・ 午 後 2 時 3 7 分 ……………

平成28年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号の追加1〕

平成28年3月11日

追加日程第1 議案第28号 工事請負契約の締結について



…………… 再 開 ・ 午 後 2 時 3 8 分 ……………

### ◎追加日程の決定

#### ○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

ただいま休憩中に追加議事日程及び追加議案の提出がなされましたので、お手元に配布いたしました。

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

配布漏れなしと認めます。

ただいま提出されました議案第28号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって議案第28号を日程に追加することに決定いたしました。

### ◎議案第28号の上程・説明・質疑・討論・採決

#### ○議長（伊藤茂明）

追加日程第1 議案第28号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 増田光俊君。

#### ○議会事務局長（増田光俊君）

〔朗 読〕

#### ○議長（伊藤茂明）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

#### ○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第28号「工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

工事請負契約を締結する内容でございますが、橋梁補修工事、元名大橋でございます。

去る3月7日、指名競争入札方式により入札を執行した結果、落札された、住所鋸南町下佐久間855番地、東海建設株式会社鋸南支店支店長平田英雄と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

契約金額は6,372万円であり、予定価格が5,000万以上ありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（伊藤茂明）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

10番 笹生正己君。

**○10番（笹生正己君）**

渚大橋で、当初予定した金額よりずいぶん増えた経験がこの町にはあります。

そういう心配はないで、ないとみてよろしいですか。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

現在のところ、ないというふうに考えております。

**○議長（伊藤茂明）**

はい、笹生正己君。

**○10番（笹生正己君）**

じゃあ、設計変更の心配はないと、とっていいですね。

**○地域振興課長（飯田浩君）**

現在のところございません。

**○議長（伊藤茂明）**

他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊藤茂明）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（伊藤茂明）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎閉会の宣言**

**○議長（伊藤茂明）**

これにて、今定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、平成28年第1回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん御苦労さまでございました。

[閉会のベルが鳴る]

…………… **閉 会 ・ 午 後 2 時 4 3 分** ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 5月10日

議 会 議 長 伊 藤 茂 明

署 名 議 員 青 木 悦 子

署 名 議 員 三 国 幸 次